

第6編

資料編

目次

1 防災活動体制に関する資料

1-1	銚田市防災会議委員一覧	6-1
1-2	銚田市防災会議条例	6-2
1-3	銚田市災害対策本部条例	6-4
1-4	銚田市災害対策本部設置運営要綱	6-5

2 協定及び広域応援に関する資料

2-1	災害（災害関連）に関する協定一覧	6-13
2-2	災害時等の相互応援に関する協定	6-17
2-3	災害時等の相互応援に関する協定実施細目	6-19
2-4	茨城県広域消防相互応援協定書	6-20

3 情報通信に関する資料

3-1	銚田市防災行政用無線局管理運営規程	6-23
3-2	防災行政無線一覧	6-27
3-3	放送事業者への避難指示等の連絡方法について	6-28
3-4	非常・緊急電報の内容等	6-30
3-5	警察通信設備の使用手続き	6-32
3-6	放送要請の手続き	6-33

4 避難に関する資料

4-1	指定避難所、指定緊急避難場所一覧（風水害・地震・津波災害の場合）	6-34
4-2	原子力災害時避難先一覧（東海第二発電所）	6-39
4-3	原子力災害自避難先一覧（原子力機構大洗研究所）	6-40
4-4	応急仮設住宅建設予定場所	6-41

5 危険箇所に関する資料

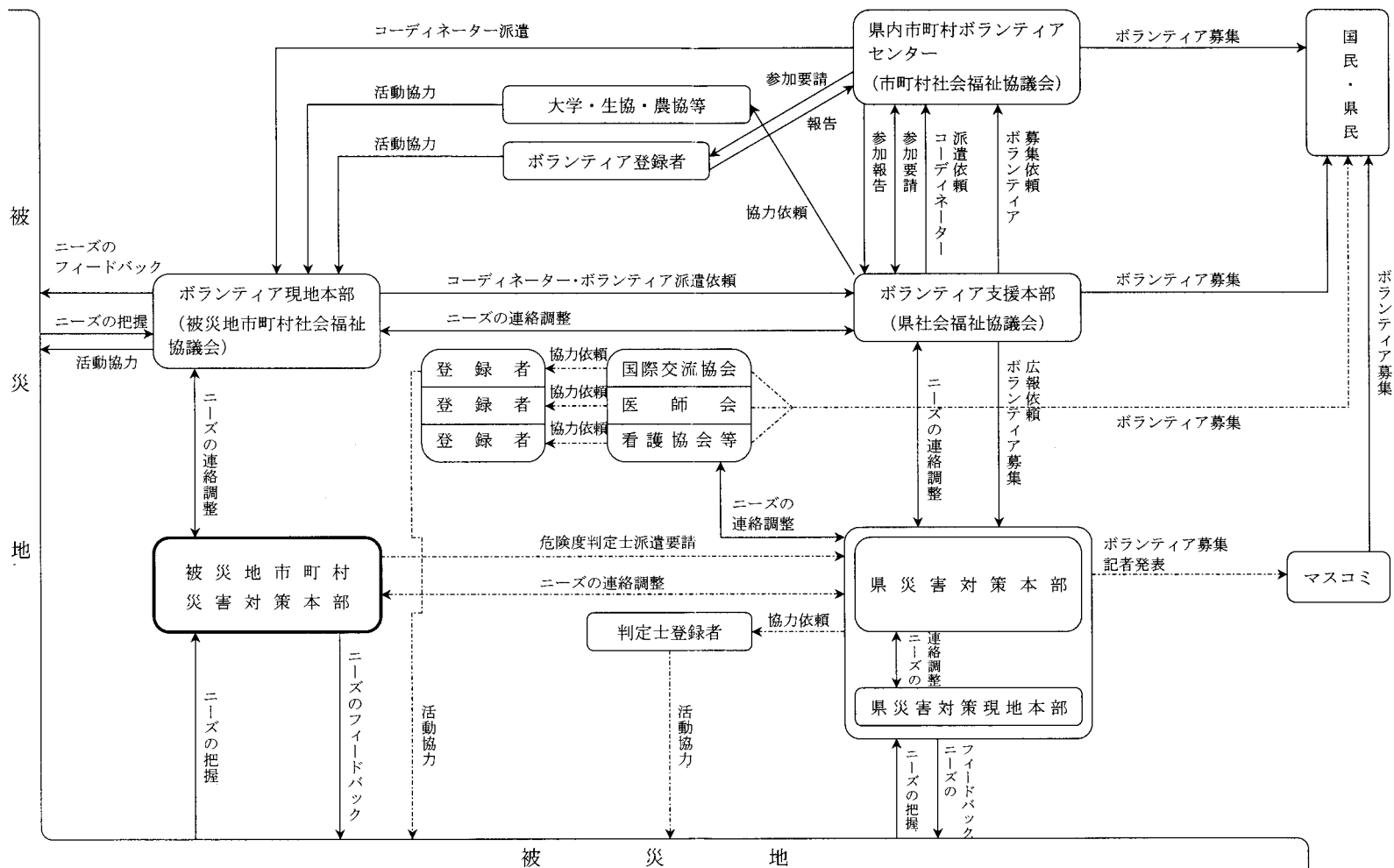
5-1	重要水防箇所	6-42
5-2	急傾斜地崩壊危険箇所	6-50

5-3	土砂災害警戒区域一覧	6-54
5-4	急傾斜地崩壊危険区域	6-57
5-5	山腹崩壊危険地区	6-58
5-6	崩壊土砂流出危険地区	6-58
5-7	海岸防災林荒廃危険地区	6-58
5-8	ため池一覧	6-59
5-9	銚田市洪水浸水想定区域（霞ヶ浦北浦）	6-60
5-10	銚田市洪水浸水想定区域（涸沼川）	6-61
5-11	銚田市津波浸水想定区域	6-62
6	輸送に関する資料	
6-1	緊急輸送道路一覧	6-65
6-2	茨城県防災ヘリコプター応援要綱	6-67
6-3	茨城県防災ヘリコプター運航管理要綱	6-69
6-4	茨城県防災ヘリコプター緊急運航要領	6-75
6-5	茨城県防災ヘリコプター緊急運航要請基準	6-79
6-6	茨城県防災航空隊離発着場	6-81
6-7	物資集積場所一覧	6-82
7	医療救護に関する資料	
7-1	医療機関一覧	6-83
7-2	医療救護所設置予定場所	6-85
7-3	医薬品等を調達する販売業者一覧	6-85
7-4	社会福祉施設等一覧	6-86
8	保健・衛生に関する資料	
8-1	応急給水資機材一覧	6-89
8-2	給水拠点及び給水能力	6-89
8-3	銚田市指定給水装置工事事業者一覧	6-90
8-4	銚田市排水設備工事指定店一覧	6-97
8-5	一般廃棄物収集運搬許可業者一覧	6-100
8-6	し尿汲み取り・浄化槽清掃許可業者一覧	6-100
8-7	ごみ焼却施設	6-101
8-8	粗大ごみ処理施設	6-101

8-9	し尿処理施設	6-101
9 消防・危険物等施設に関する資料		
9-1	消防団組織図	6-102
9-2	消防団管轄区域及び団員数	6-103
9-3	消防団担当地区	6-103
9-4	民間防火組織の状況	6-106
9-5	危険物施設等の現況	6-107
10 ボランティアに関する資料		
10-1	ボランティア現地・支援本部のフローチャート	6-108
11 災害救助に関する資料		
11-1	茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表	6-109
11-2	被災者生活再建支援法の適用にかかる被害状況報告書	6-113
11-3	被害状況報告表	6-114
12 食糧・備蓄等に関する資料		
12-1	公的備蓄物資の保管状況	6-115
13 文教に関する資料		
13-1	指定文化財一覧	6-116
14 地震に関する資料		
14-1	気象庁震度階級関連解説表	6-118

10 ボランティアに関する資料

10-1 ボランティア現地・支援本部のフローチャート



1 防災活動体制に関する資料

1-1 銚田市防災会議委員一覧

NO	所 属	職名	区 分
1	銚田市	市長	会 長
2	国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所	所長	第1号委員
3	農林水産省関東農政局 茨城県拠点	地方参事官	
4	茨城県鹿行県民センター	センター長	第2号委員
5	茨城県銚田工事事務所	所長	
6	茨城県鹿行農林事務所	所長	
7	茨城県潮来保健所	所長	第3号委員
8	茨城県銚田警察署	署長	
9	銚田市	副市長	第4号委員
10	銚田市政策企画部	部長	
11	銚田市総務部	部長	
12	銚田市環境経済部	部長	
13	銚田市建設部	部長	
14	銚田市福祉保健部	部長	
15	銚田市上下水道部	部長	第5号委員
16	銚田市教育委員会	教育長	
17	銚田市教育委員会教育部	部長	第6号委員
18	鹿行広域事務組合消防本部	消防長	
19	銚田市消防団	団長	第7号委員
20	東京電力パワーグリッド(株)土浦支社石岡事務所	所長	
21	東日本電信電話(株)茨城支店	支店長	
22	陸上自衛隊 施設学校 施設教導隊	隊長	第8号委員
23	一般社団法人 鹿島医師会	副会長	
24	銚田市議会	議長	第8号委員
25	銚田市消防団女性分団	分団長	
26	銚田市区長会	会長	
27	銚田市連合民生委員児童委員協議会	会長	
28	銚田市校長会	会長	
29	銚田市建設業協議会	会長	

11 災害救助に関する資料

11-1 茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 310円以内 (加算額) 冬 季 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等に供与する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内 (但し内閣総理大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり)	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難にあたっての輸送費は別途計上 3 福祉避難所を設置した場合、当該地域の実費加算
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当たり2,530,000円以内 3 同一敷地内等におおむね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から20日以内に着工	1 基準面積は平均1戸当たり29.7㎡、2,530,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等数人以上に供与する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に避難している者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,040円以内	災害発生の日から7日以内 (但し内閣総理大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり)	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内 (但し内閣総理大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり)	輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考					
被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼), 流失, 床上浸水等により, 生活上必要な被服, 寝具その他生活必需品を喪失又は毀損し, 直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月~9月) 冬季(10月~3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内 (但し内閣総理大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり)	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額	
		全 壊	夏	円 17,800	円 22,900	円 33,700	円 40,400	円 51,200	円 7,500
		全 流	冬	円 29,400	円 34,100	円 53,100	円 62,100	円 78,100	円 10,700
半 壊	夏	円 5,800	円 7,800	円 11,700	円 14,200	円 18,000	円 2,500		
半 床 上 浸 水	冬	円 9,400	円 12,300	円 17,400	円 20,600	円 26,100	円 3,400		
医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤, 治療材料, 医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険の診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内 (但し内閣総理大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり)	患者等の移送費は別途計上					
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって, 災害のため助産の途を失った者(出産のみならず, 死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は, 使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は, 慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内 (但し内閣総理大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり)	妊婦等の移送費は別途計上					
被災者の救出	1 現に生命, 身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内 (但し内閣総理大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり)	1 期間内に生死が明らかにならない場合は, 以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費, 人件費は別途計上					
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)し, 自らの資力では応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室, 炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1世帯当たり 547,000円以内	災害発生の日から1月以内						

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
学用品の給与	住家の全壊（焼）、 流失、半壊（焼）又は 床上浸水により学用品を 喪失又は毀損し、就学上 支障のある小学校児童、 中学校生徒及び高等学校 等生徒	1 教科書及び教科書以外 の教材で、教育委員会に 届け出又はその承認を受 けて使用している教材、 又は正規の授業で使用し ている教材実費 2 文房具及び通学用品は、 1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,100円 中学校生徒 4,400円 高等学校等生徒 4,800円	災害発生の日から （教科書） 1月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々 の実情に応じ支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対 象にして実際に埋葬を実施 する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 206,000円 小人（12歳未満） 164,800円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡 した者であっても対象とな る。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、か つ、各般の事情により既に 死亡していると推定される者	当該地域における通常の実 費	災害発生の日から10日以内 〔但し内閣総理大臣の同意 を得た場合に限り期間延長 あり〕	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過した ものは、一応死亡した者と 推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、 死体に関する処理（埋葬を除 く。）をする。	（洗浄、消毒、縫合等） 1体当たり 3,400円以内 （一時保存） 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,200円以内 （検索）救護班以外は慣行料 金	災害発生の日から10日以内	1 検索は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイ ス購入費等が必要な場合は、 当該地域における通常の実 費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障 害物が運びこまれているた め生活に支障をきたしている 場合で自力では除去するこ とができない者	1世帯当たり 133,900円以内	災害発生の日から10日以内 〔但し内閣総理大臣の同意 を得た場合に限り期間延長 あり〕	

〔6〕 11-1 茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実 費 弁 償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師及び歯科医師 23,300円以内 薬剤師, 診療放射線技師, 臨床検査技師, 臨床工学技士及び歯科衛生士 16,200円以内 保健師, 助産師, 看護師及び准看護師 16,600円以内 救急救命士 16,300円以内 土木技術者及び建築技術者 17,100円以内 大工 17,100円以内 左官 17,800円以内 とび職 17,400円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

11-2 被災者生活再建支援法の適用にかかる被害状況報告書

被災者生活再建支援法の適用にかかる被害状況報告書

番 号
令和 年 月 日

被災者生活再建支援法の適用にかかる被害状況報告書

茨城県知事 大井川 和彦 殿

銚田市長 印

このことについて、被災者生活再建支援法施行令第1条の基準に該当する災害が発生しましたので下記のとおり報告します。

記

災害発生日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分				
災害の原因及び概況					
被害の状況 災害発生場所 (町・字名)	人口	全壊 世帯数	半壊 世帯数	床上浸水 世帯数	備考
	人	世帯	世帯	世帯	
合計					

注1：被災者生活再建支援法施行令第1条第1号に該当する市町村にあつては全ての項目を記載すること。

注2：被災者生活再建支援法施行令第1条第2号，3号に該当する市町村にあつては，全壊世帯数のみ記載すること。

注3：被災者生活再建支援法施行令第1条第4～6号に該当する市町村にあつては，人口及び全壊世帯数を記載すること。

11-3 被害状況報告表

保健福祉部 福祉指導課扱		被害状況報告表		発生 中間 決定	
令和 年 月 日 時現在					銚田市
① 災害発生の日時					
② 災害発生場所					
③ 災害発生原因					
④ 被災の状況					
区 分		棟	世帯	人	備 考
ア	人 的 被 害	死 傷	/	/	
イ		行方不明者	/	/	
ウ		負 重 傷	/	/	
エ		負 軽 傷	/	/	
オ	住 家 被 害	全壊・全焼又は流失	棟	世帯	人
カ		半壊又は半焼			
キ		一部破損			
ク		床上浸水			
ケ		床下浸水			
⑤ 救助の措置					
救助の種類					
区分					
ア すでに措置したもの					
イ 今後措置を要するもの					
⑥ その他の特記事項					
令和 年 月 日 時報告					
茨城県福祉部長殿 (県民センター県民福祉課経由) (報告書) 銚田市災害対策本部長 (福祉相談センター地域福祉課経由) <div style="text-align: right;">報告書作成者 職 氏名 印</div>					
(注) 1 電話報告の際もこの様式によって行うこと。 2 災害救助法発動前における報告もこの様式によること。					

1－2 銚田市防災会議条例 (平成17年10月11日
条例第18号)

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、銚田市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 銚田市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (3) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属すること。

(組織等)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 茨城県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 茨城県警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 本市職員のうちから市長が指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関のうちから市長が任命する者
 - (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が防災上必要と認めて任命する者
- 6 前項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、茨城県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、その職を失うものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定めるものとする。

附 則

この条例は、平成17年10月11日から施行する。

附 則(平成24年12月18日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

12 食糧・備蓄等に関する資料

12-1 公的備蓄物資の保管状況

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

NO.	場所	缶入りパン		非常用クラッカー		毛布		防水シート		簡易 トイレ (袋型)	簡易 トイレ (箱型)		パーソナル テント	
		缶	箱	袋	箱	枚	箱	枚	箱	回	台	箱	張	箱
1	常陸太田合同庁舎	312 缶	13 箱	1,190 袋	17 箱	80 枚	8 箱			1,000 回 10 箱				
2	高萩合同庁舎	312 缶	13 箱	1,400 袋	20 箱	240 枚	24 箱	100 枚	20 箱	4,500 回 45 箱	10 台	2 箱	5 張	5 箱
3	日立保健所			700 袋	10 箱	390 枚	39 箱	200 枚	40 箱	1,000 回 10 箱				
4	常陸大宮保健所	480 缶	20 箱	210 袋	3 箱	200 枚	20 箱	100 枚	20 箱					
5	三の丸庁舎							350 枚	70 箱	3,000 回 30 箱	10 台	2 箱	10 張	10 箱
6	土浦合同庁舎	480 缶	20 箱	1,190 袋	17 箱	420 枚	42 箱	100 枚	20 箱					
7	県南総合防災センター	552 缶	23 箱	5,950 袋	85 箱	500 枚	50 箱	600 枚	120 箱	3,800 回 38 箱	20 台	4 箱	10 張	10 箱
8	鉾田合同庁舎	312 缶	13 箱	1,190 袋	17 箱	700 枚	70 箱	100 枚	20 箱	1,000 回 10 箱				
9	潮来保健所	192 缶	8 箱	1,190 袋	17 箱	270 枚	27 箱	350 枚	70 箱	2,000 回 20 箱	10 台	2 箱	5 張	5 箱
10	県西総合防災活動拠点	12,960 缶	540 箱	46,130 袋	659 箱	9,277 枚	928 箱	2,060 枚	412 箱	24,300 回 149 箱	220 台	28 箱	34 張	34 箱
11	常総保健所					40 枚	4 箱	15 枚	3 箱					
12	境合同庁舎	312 缶	13 箱	1,190 袋	17 箱	440 枚	44 箱	100 枚	20 箱	2,000 回 20 箱				
13	県央総合防災センター	17,976 缶	749 箱	39,200 袋	560 箱	240 枚	24 箱	2,290 枚	458 箱	11,300 回 113 箱			52 張	13 箱
	合計	33,888 缶	1,412 箱	99,540 袋	1,422 箱	12,797 枚	1,280 箱	6,415 枚	1,283 箱	53,900 回 445 箱	270 台	38 箱	116 張	77 箱

1-3 銚田市災害対策本部条例 (平成17年10月11日)
(条例第19号)

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、銚田市災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから本部長が指定する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、平成17年10月11日から施行する。

附 則(平成24年12月18日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

13 文教に関する資料

13-1 指定文化財一覧

(令和4年1月1日現在)

指定別	種別	番号	名称	数	地区	管理者	指定年月日
国	絵画	1	紙本著色拾遺古徳伝	1巻	鳥栖	無量寿寺	大正6年4月5日
	彫刻	2	釈迦如来立像(木造)	1軀	大蔵	福泉寺	昭和25年8月29日
県	書跡	1	無量寿寺御文章	1帖	鳥栖	無量寿寺	昭和35年12月21日
		2	無量寿寺のボダイジュ	1株	鳥栖	無量寿寺	昭和36年3月24日
		3	お葉つきイチョウ	1株	中居	照明院檀徒総代	昭和42年3月30日
	彫刻	4	木造如意輪観世音菩薩坐像	1軀	汲上	華徳院	昭和46年3月29日
		5	銅造薬師如来立像	1軀	梶山	光福寺	平成9年1月27日
	建造物	6	無量寿寺鐘楼	1棟	鳥栖	無量寿寺	昭和49年3月31日
		7	無量寿寺山門	1棟	鳥栖	無量寿寺	昭和49年3月31日
		8	巖島神社本殿	1棟	子生	巖島神社氏子総代	昭和43年3月28日
	絵画	9	紙本墨面維摩居士像 附徳川光圀書状4通 松平頼救跋1枚	1幅	大蔵	福泉寺	平成17年11月25日
市	建造物	1	主石神社本殿	1棟	大和田	主石神社氏子総代	昭和62年4月1日
		2	巖島神社拝殿	1棟	子生	巖島神社氏子総代	昭和48年1月17日
		3	縦山神社本殿	1棟	縦山	縦山区	昭和48年1月17日
		4	玉沢稻荷神社本殿・拝殿	1棟	冷水	冷水区	昭和48年1月17日
		5	八幡神社本殿	1棟	飯島	飯島区	昭和49年3月9日
		6	息栖神社本殿	1棟	二重作	息栖神社氏子総代	昭和49年3月9日
		7	永福寺薬師堂	1棟	上幡木	永福寺総代	昭和49年3月9日
		8	鉾山神社本殿	1棟	上幡木	鉾山神社氏子総代	昭和53年7月18日
		9	近津神社本殿	1棟	大蔵	近津神社氏子総代	昭和53年7月18日
		10	光福寺楼門	1棟	梶山	光福寺	昭和53年7月18日
		11	八幡神社拝殿	1棟	飯島	飯島区	平成28年8月25日
	彫刻	12	金銅大仏坐像	1軀	借宿	吉祥寺	昭和48年10月1日
		13	銅像 三体仏	3軀	安房	個人	昭和48年10月1日
		14	石像 諏訪青山の地藏菩薩	1軀	柏熊	青山常会	昭和48年10月1日
		15	木造 薬師如来坐像	1軀	柏熊	青山常会	昭和48年10月1日
		16	木造 如意輪観世音坐像	1軀	安房	安房高野区	昭和48年10月1日
		17	木造 千手観世音立像	1軀	畑田	西光院	昭和62年4月1日
		18	木造 両脇侍立像	1軀	畑田	西光院	昭和62年4月1日
		19	木造 宝冠釈迦如来坐像	1軀	青柳	常円寺護持会	平成16年2月1日
		20	木造 十一面観音坐像	1軀	下富田	下富田区	平成16年2月1日
		21	木造 薬師瑠璃光如来座像	1軀	阿玉	大儀寺	平成17年8月10日
		22	木造 十一面観音立像	1軀	札	普門寺	平成17年8月10日
		書跡	23	医書(瘍医大全)	1帖	徳宿	個人

指定別	種別	番号	名称	数	地区	管理者	指定年月日
市	考古資料	24	弥生式ツボ	1点	徳宿	個人	昭和48年10月1日
		25	畑田氏の墓碑	1基	畑田	寿徳寺	昭和48年10月1日
		26	縄文注口土器	1点	塔ヶ崎	銚田市教育委員会	昭和62年4月1日
		27	梶山古墳群4号墳出土遺物	一式	汲上	銚田市教育委員会	平成19年10月24日
	史跡	28	三階城跡	—	安房	銚田市教育委員会	昭和48年10月1日
		29	徳宿城跡	—	徳宿	個人	昭和48年10月1日
		30	中居城跡	—	中居	個人	昭和47年4月17日
		31	白鳥の里	—	中居	照明院他	昭和50年2月27日
		32	大峰山古墳群	—	中居	個人	昭和57年4月27日
	名勝	33	大儀寺境内全域	—	阿玉	大儀寺	昭和55年12月6日
	天然	34	沼尾神社の櫨(けやき)	1樹	徳宿	徳宿本郷区	昭和48年10月1日
		35	諏訪神社樹叢	—	安房	諏訪神社氏子総代	昭和48年10月1日
		36	安祥寺の榿(かや)並木	—	安房	安祥寺	昭和48年10月1日
		37	谷越神社樹叢	—	飯名	飯名区	昭和48年10月1日
		38	無量寿寺樹叢	—	鳥栖	無量寿寺	昭和48年10月1日
		39	かたくり群生地	—	青柳	個人	平成2年7月2日
		40	無量寿寺の斑入銀杏	1樹	鳥栖	無量寿寺	平成4年10月5日
		41	無量寿寺の焼榿	1樹	鳥栖	無量寿寺	平成4年10月5日
		42	三渡神社の御神木	1樹	秋山	三渡神社氏子総代	平成5年11月2日
		43	大戸のムクロジ	1樹	大戸	大戸区	平成5年11月2日
		44	秋山の榺	1樹	秋山	個人	平成5年11月2日
		45	野友の椎	1樹	野友	個人	平成5年11月2日
		46	青柳のもち	1樹	青柳	個人	平成5年11月2日
		47	国都神神社御神木「椎」	1株	上太田	国都神神社氏子総代	昭和48年1月18日
		48	飯田「もち」	1株	鹿田	個人	昭和48年1月18日
		49	勝下「イスノキ」	1株	勝下	個人	昭和61年5月10日
		50	縦山「ヒサカキ」	1株	縦山	縦山区	昭和61年5月10日
		51	八幡神社樹叢	—	飯島	飯島区	昭和47年4月17日
	工芸品	52	石祠「祭神」市杵島姫命	1基	鹿田	下鹿田区	平成12年6月1日

1-4 銚田市災害対策本部設置運営要綱 (平成19年7月12日訓令第18号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、銚田市災害対策本部条例(平成17年銚田市条例第19号。以下「条例」という。)

第5条の規定に基づき、銚田市災害対策本部(以下「本部」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置及び廃止)

第2条 本部は、市の地域において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に設置する。

2 本部は、原則として銚田市役所本庁舎に置く。

3 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、次の要件に該当するときは本部を解散する。

(1) 災害が発生するおそれなくなったとき、若しくは拡大するおそれなくなったと認められるとき。

(2) 災害発生後における応急対策がおおむね完了したと認めたとき。

(副本部長及び本部員)

第3条 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、副市長及び教育長をもって充てる。

2 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 消防団長

(2) 銚田消防署長

(3) 各部の部長

(4) 福祉事務所長

(5) 会計管理者

(6) 議会事務局長

(7) 農業委員会事務局長

(8) 防災主管課長

(本部会議)

第4条 本部に本部会議を置く。

2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、災害対策に関する重要事項を協議決定する。

3 本部会議は、本部長が招集し主宰する。

(配備)

第5条 本部長は、別表第1及び別表第2の配備基準により配備体制をとるものとする。

(部の設置及び分掌事務)

第6条 本部に次の部を置く。

(1) 総務対策部

- (2) 情報調整対策部
- (3) 経済対策部
- (4) 土木対策部
- (5) 福祉対策部
- (6) 教育対策部
- (7) 上下水道対策部

2 部に部長を置く。

3 前2項の部の部長及び分掌事務は、別表第3のとおりとする。

4 各部に属すべき職員は、別表第3中各部の区分に応じてそれぞれ摘要欄に定める組織に所属する職員とする。

5 前項に掲げるもののほか、各部の編成に関して必要な事項は各部長が定める。

(現地災害対策本部の設置)

第7条 条例第4条第1項に定める現地災害対策本部を設置したときの組織及び運営については、本部に関する規定を準用するとともに、事務の所掌について必要があるときは現地対策本部長が定める。

(緊急参集)

第8条 配備職員は、休日若しくは勤務時間外において大規模な災害が発生し、又は大規模な災害が発生するおそれがあることを知覚したときは、自発的に所属部に参集し、又は所属部に連絡をとり、上司の指示を受けるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の活動に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月31日訓令第18号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月20日訓令第10号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月20日訓令第3号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和元年12月20日訓令第21号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月17日訓令第6号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1(第5条関係)

配備区分	配備基準	配備内容	配備該当者
連絡配備 第1次防災体制 (災害注意体制)	[風水害] ・警報に切り替わる可能性が高い大雨, 洪水, 強風等の注意報が発表されたとき	・災害警戒対策に係るのある部において連絡調整を行うために必要な人員とし, 必要に応じて災害警戒連絡会議を開催する	・各部所属の職員で連絡調整を行える適当と認める部員
警戒体制 第2次防災体制 (災害警戒体制)	[風水害] ・大雨, 洪水, 暴風等の警報が発表され, 局地的な災害発生のおそれがあるとき [地震] ・市内で震度4の地震を観測したとき ・南海トラフ地震に関する情報(臨時)のうち, 調査を開始したとする情報が発表されたとき ・茨城県に津波注意報が発表されたとき	・災害応急対策に係るのある部の所要人員をもってあたるもので, 事態の推移に伴い速やかに緊急体制に切替えるものとし, 又切替前においても直ちに非常活動ができる態勢とする	・各部所属の職員で適当と認める部員
緊急体制① 第3次防災体制 (災害対策本部)	[風水害] ・土砂災害警戒情報が発表され, 局地的に災害が発生し, さらに災害が拡大するおそれがあるとき [地震] ・市内で震度5弱の地震を観測したとき ・茨城県に津波警報が発表されたとき	・災害応急対策に従事することができる職員を配備し, 非常活動する態勢とする	・各部所属の職員で適当と認める部員(1/4程度)
緊急体制② 第4次防災体制 (災害対策本部)	[風水害] ・土砂災害の危険性が極めて高まり, 局地的に災害が発生し, さらに災害が拡大するおそれがあるとき 又は本部長が必要と認めたとき [地震] ・市内で震度5強の地震を観測したとき ・南海トラフ地震に関する情報(臨時)のうち, 大規模地震発生の可能性が高まったとする情報が発表されたとき	・災害応急対策に従事することができる職員を配備し, 非常活動する態勢とする	・各部所属の職員で適当と認める部員(1/2程度)

配備区分	配備基準	配備内容	配備該当者
非常体制 第5次防災体制 (災害対策本部)	[風水害] ・大雨, 暴風, 暴風雪, 大雪特別警報のいずれかが発表され, 広範な地域にわたり災害が発生し, 又は大規模な災害が発生したとき 又は本部長が必要と認めたとき [地震] ・市内で震度6弱以上の地震を観測したとき ・茨城県に大津波警報が発表されたとき	・災害応急対策に従事することができる全職員を配備し, 組織の全力をあげて活動する態勢とする	・各部所属の全職員

別表第2(第5条関係)

体制区分	基準配備	配備体制	災害対策本部等の設置
連絡配備 第1次防災体制	環境への有意な放射性物質等の放出がない事故・トラブル	総務課危機管理室	
警戒体制 第2次防災体制	環境への有意な放射性物質等の放出があり、県又は事業者のモニタリングステーション、モニタリングポストにおいて、空間線量率が $0.5\mu\text{Sv}/\text{時}$ 未満の事故・トラブル	災害応急活動及び情報収集連絡体制等が円滑にできる体制	災害警戒連絡会議を開催
緊急体制① 第3次防災体制	○環境への有意な放射性物質等の放出があり、県又は事業者のモニタリングステーション、モニタリングポストにおいて、空間線量率が $0.5\mu\text{Sv}/\text{時}$ 以上 $5\mu\text{Sv}/\text{時}$ 未満の事故・トラブル ○警戒事態の発生	災害応急対策が円滑に行える体制 (職員の4分の1)	災害警戒本部を設置
緊急体制② 第4次防災体制	○環境への有意な放射性物質等の放出があり、県又は事業者のモニタリングステーション、モニタリングポストにおいて、空間線量率が $5\mu\text{Sv}/\text{時}$ 以上(1地点)の事故・トラブル ○施設敷地緊急事態の発生	災害応急対策が円滑に行える体制 (職員の2分の1)	災害対策本部を設置
非常体制 第5次防災体制	○環境への有意な放射性物質等の放出があり、県又は事業者のモニタリングステーション、モニタリングポストにおいて、空間線量率が $5\mu\text{Sv}/\text{時}$ 以上(2地点以上又は10分以上/地点)の事故・トラブル ○全面警戒事態の発生	大規模な災害に対して、応急対策が円滑に行える体制 (全職員)	

別表第3(第6条関係)

部の名称	部長	分掌事務	摘要
総務対策部	総務部長(総括) 議会事務局長	1 災害対策本部の設置, 運営及び本部会議等に関すること 2 災害対策の総合調整に関すること 3 職員の動員に関すること 4 消防団の活動に関すること 5 県及び関係機関との連絡調整に関すること 6 防災行政無線の運用に関すること 7 気象予警報の授受, 伝達に関すること 8 通信計画に関すること 9 労務計画に関すること 10 他部との連絡調整に関すること 11 その他各部に属さない事項に関すること 12 災害情報の総括に関すること	総務課 危機管理室 議会事務局 (市民センター消防団担当)
		1 避難所の設置, 運営の統括及び避難者情報のとりまとめに関すること 2 被災者への食料, 生活必需品の給与及び飲料水の配布に関すること 3 住民等からの安否情報に関する問い合わせ対応に関すること 4 死者・行方不明者情報の整理及び記録に関すること	市民課 税務課 収納課 旭市民センター 大洋市民センター
		1 住宅の被害状況の調査に関すること 2 災証明の発行に関すること	税務課
情報調整対策部	政策企画部長(総括) 会計管理者	1 災害情報の広報に関すること 2 災害の記録に関すること 3 視察等の来庁者に対する応接に関すること 4 本部長の秘書に関すること 5 災害復興計画の企画立案に関すること	政策秘書課 会計課
		1 災害相談窓口の開設, 運営に関すること 2 被災者からの問い合わせ, 相談, 要望等の対応に関すること 3 電話等による被害通報の受付及び通報の整理伝達に関すること 4 自衛隊の派遣要請に関すること	まちづくり推進課 財政課
		1 庁用自動車の管理, 運営に関すること 2 公有財産の被害調査に関すること 3 災害対策に伴う予算措置並びに災害経費の支出に関すること 4 災害関係費の出納に関すること 5 災害対策に伴う備品の調達に関すること 6 支援金の受付, 保管及び分配に関すること 7 支援物資の分配に関すること 8 所管施設の被害調査, 応急復旧に関すること	財政課 会計課

部の名称	部長	分掌事務	摘要
経済対策部	環境経済部長(総括) 農業委員会事務局長	1 農林水産業用施設関係の被害調査及び応急復旧に関すること 2 農林水産物等の被害調査及び応急復旧に関すること 3 家畜伝染病の予防, 防疫及び応急措置に関すること 4 被災商工業者の経営相談及び指導に関すること 5 農林水産関係団体及び商工関係団体との連絡調整に関すること 6 被災者の食料, 飲料水及び生活必需品の調達・搬送に関すること	農業振興課 商工観光課 農業委員会事務局
		1 災害廃棄物の処理に関すること 2 遺体の収容処理及び埋火葬に関すること 3 被災地の衛生管理に関すること 4 仮設トイレの設置に関すること 5 被災地のし尿処理に関すること 6 所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること	生活環境課 銚田クリーンセンター
土木対策部	建設部長	1 公共土木施設関係等の被害調査及び応急復旧に関すること 2 公営住宅の被害調査及び応急措置に関すること 3 建設業者との連絡調整に関すること 4 道路障害物の除去及び道路啓開に関すること 5 地すべり, 土砂くずれ等の調査及び応急措置に関すること 6 宅地危険度判定に関すること 7 建物応急危険度判定に関すること 8 災害救助法に基づく被災住宅の応急処理に関すること 9 浸水被害への対応に関すること 10 建設型応急仮設住宅の用地確保, 入居受付, 建設に伴う調整, 管理に関すること 11 災害救助法に基づく借り上げ型応急仮設住宅に関すること 12 災害復旧・復興計画の都市計画に関すること	道路建設課 都市計画課 地籍調査課
福祉対策部	福祉保健部長(総括) 福祉事務所長	1 災害救助法に基づく救助事務の総括に関すること 2 福祉避難所の開設, 運営に関すること 3 所管施設の被害調査, 応急復旧に関すること 4 要配慮者対策に関すること 5 災害ボランティアセンターの開設, 運営に関すること 6 義援物資の受入, 管理, 配分に関すること 7 義援金の受付, 保管及び分配に関すること 8 被災者生活再建支援法に関すること	社会福祉課 子ども家庭課 第一保育所 第二保育所 介護保険課 保険年金課

部の名称	部長	分掌事務	摘要
福祉対策部		1 被災者の医療救護に関すること 2 救護所の設置，運営に関すること 3 医療救護チームの出動に関すること 4 日赤医療救護班の出動要請に関すること 5 広域医療応援に関すること 6 医療搬送に関すること 7 医薬品の確保に関すること 8 被災者の健康管理に関すること 9 被災地の保健衛生に関すること 10 被災地の感染症対策に関すること 11 所管施設の被害調査，応急復旧に関すること	健康増進課
教育対策部	教育部長	1 所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること 2 児童生徒の安全対策に関すること 3 災害時教育の応急措置に関すること 4 教科書等学用品の災害状況調査及び給与に関すること 5 給食施設の応急利用に関すること 6 文化財の災害状況調査並びに保護対策に関すること 7 所管施設に設置される避難所に関する連絡調整，運営協力に関すること 8 避難者の移送に関すること	教育総務課 新しい学校づくり推進室 銚田学校給食センター 旭学校給食センター 指導課 生涯学習課 銚田中央公民館 図書館
上下水道対策部	上下水道部長	1 水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること 2 飲料水の確保，供給に関すること	水道課
		1 下水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること 2 所管施設等の被害調査，応急復旧に関すること	下水道課

14 地震に関する資料

14-1 気象庁震度階級関連解説表

〔震度階級と参考事項〕

計測震度	震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況	木造建物（住宅）	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン・インフラ等	地盤・斜面等の状況
0.5	0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。						
	1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がある。						
1.5	2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もある。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。					
2.5	3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もある。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。				
3.5	4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。			鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。	
4.5	5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまらなると感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。	耐震性の低い住宅では壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。		安全装置のあるガスメーターは遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。断水、停電が発生することがある。地震管制装置付きのエレベーターは、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。	地盤に亀裂や液状化が生じることがある。落石やがけ崩れが発生することがある。
5.0	5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多い。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。	耐震性の低い住宅では壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性の低い建物では壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。		
5.5								

計測震度	震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況	木造建物（住宅）	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン・インフラ等	地盤・斜面等の状況
6.0	6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	耐震性の低い住宅では壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。耐震性の高い住宅でも壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性の低い建物では壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。耐震性の高い建物でも壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。（輻輳対策）	地盤に地割れが生じることがある。がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6.5	6強	立っていることができません、はわないと動くことができません。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性の低い住宅では壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが増える。傾くものや、倒れるものが増える。耐震性の高い住宅でも壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性の低い建物では壁、梁、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。耐震性の高い建物でも壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。	地盤に大きな地割れが生じることがある。
	7	立っていることができません、はわないと動くことができません。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性の低い住宅では傾くものや、倒れるものが増える。耐震性の高い住宅でも壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	耐震性の低い建物では壁、梁、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが増える。耐震性の高い建物でも壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。		地盤に大きな地割れが生じることがある。がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。

2 協定及び広域応援に関する資料

2-1 災害（災害関連）に関する協定一覧

(1) 他自治体等との相互応援に関する協定

協定等の名称	締結(改訂) 年月日	協定相手	相互応援の内容
災害時等の相互応援に関する協定	平成6年4月1日	茨城県内全市町村	資機材, 物資, 人材, 施設他
銚田市防災行政無線局の設置管理運用に関する協定	平成19年1月1日	鹿行広域事務組合管理者	執務時間外における防災行政無線の運用
茨城県広域消防相互応援協定	平成19年10月5日	県内全市町村消防本部	火災その他の災害での応援
山口県萩市と茨城県銚田市との間における災害時相互応援協定	平成24年3月15日	山口県萩市	資機材, 物資, 人材, 施設他
島根県浜田市と茨城県銚田市の間における災害時相互応援協定	平成24年3月16日	島根県浜田市	資機材, 物資, 人材, 施設他
千葉県旭市と茨城県銚田市の間における災害時相互応援協定	平成24年3月22日	千葉県旭市	資機材, 物資, 人材, 施設他
災害時情報交換に関する協定	平成24年7月17日	国土交通省関東地方整備局	災害状況の共有
百里基地消防応援協定	平成24年9月7日	小美玉市・行方市・茨城町 鹿行広域事務組合 航空自衛隊百里基地	基地消火隊の派遣
鹿島灘海浜公園における耐震性貯水槽の設置及び管理に関する協定	平成25年11月21日	茨城県	耐震性貯水槽の設置及び維持管理
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	平成26年2月25日	鹿嶋市・潮来市・神栖市・行方市 茨城県立鹿島特別支援学校	本市から通学する要援護者のための学校施設の福祉避難所指定
大規模災害時の相互応援に関する協定	平成27年3月31日	在日米軍再編に係る訓練 移転先6基地関係自治体 連絡協議会 千歳市・苫小牧市・三沢市 ・東北町・六ヶ所村・行方市 ・小美玉市・かずみがうら市 ・茨城町・小松市・加賀市 ・能美市・川北町・築上町 ・行橋市・みやこ町・宮崎市 ・西都市・新富町・高鍋町	資機材, 物資, 人材, 施設他
原子力災害時における銚田市民の県内広域避難に関する協定	平成30年3月27日	鹿嶋市	本市からの広域避難受入れ
災害時における連携協力に関する協定	平成31年2月1日	茨城県立銚田第二高等学校・生徒会	災害発生時・平時の連携協力
スクールバス緊急避難場所の使用に関する協定	令和元年5月16日	茨城県立鹿島特別支援学校	スクールバス緊急避難場所の提供
災害時における避難施設の使用に関する協定	令和2年3月25日	茨城県立銚田第一高等学校	学校施設の使用

〔6〕 2-1 災害（災害関連）に関する協定一覧

協定等の名称	締結(改訂) 年月日	協定相手	相互応援の内容
災害時における避難施設の使用に関する協定	令和2年3月25日	茨城県立鉾田第二高等学校	学校施設の使用
原子力施設周辺の安全確保及び環境保全に関する協定	平成19年12月1日	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構・茨城県 ・大洗町・水戸市・茨城町 ・ひたちなか市	原子力施設等の新增設、 廃止措置等の事前了解
原子力事業所に係る周辺市町村域の安全確保のための通報連絡等に関する協定	平成19年12月1日	茨城県・水戸市・日立市 ・常陸太田市・ひたちなか市 ・那珂市・常陸大宮市 ・大洗町・茨城町・東海村 ・独立行政法人日本原子力研究開発機構 ・住友金属鉱山株式会社 ・株式会社ジェイ・シー・オー ・三菱原子燃料株式会社 ・第一化学薬品株式会社 ・独立行政法人放射線医学総合研究所 放射線防護研究センター那珂湊支店 ・東京大学大学院工学系研究科原子力専攻 ・財団法人核物質管理センター ・原子力燃料工業株式会社 ・日揮株式会社 ・三菱マテリアル株式会社 ・ニュークリア・デベロップメント株式会社 ・日本照射サービス株式会社	事業所の通報連絡
原子力発電所に係る周辺地域の安全確保に関する協定	平成31年2月15日	日本原子力発電株式会社 ・常陸大宮市・大洗町 ・城里町・高萩市・笠間市 ・茨城町・大子町	事業者の報告連絡
災害廃棄物処理に係る連携及び協力に関する協定	令和2年6月1日	茨城県・県内各市町村 ・関係一部事務組合 ・(一社)茨城県産業資源循環協会	非常時における一般廃棄物の処理
一般廃棄物処理緊急時相互支援に係る協定	平成19年12月25日	鹿嶋市・神栖市・行方市 ・潮来市・鹿島地方事務組合	災害時、故障時における一般廃棄物の処理

(2) 民間団体との協定

協定等の名称	締結(改訂) 年月日	協定相手	相互応援の内容
災害時における放送要請に関する協定	平成29年3月30日	エフエムかしま市民放送株式会社	地震・風水害に関わる災害放送の発信
災害時の医療救護についての協定	平成13年1月15日	鹿島医師会	医療救護の提供
災害救助に必要な物資の調達に関する協定	平成18年11月15日	茨城コープ生活協同組合	物資の優先供給及び運搬
災害時における応急対策業務等に関する協定	平成25年7月4日	鉾田市建設業協議会	道路等の応急復旧
災害時等における物資供給に関する協定	平成24年3月21日	NPO法人コメリ災害対策センター	物資の調達及び優先供給

協定等の名称	締結(改訂) 年月日	協定相手	相互応援の内容
災害時等における石油燃料の供給に関する協定	平成24年7月27日	茨城県石油業協同組合 銚田支部	燃料の優先供給及び運搬
災害時におけるレンタル機材の優先供給に関する協定	平成24年7月27日	株式会社 共成レンテム 銚田営業所	レンタル機材の調達及び供給
災害に係る情報発信等に関する協定	平成24年10月15日	ヤフー株式会社	防災情報の伝達
災害時等における水道の応急復旧活動に関する協定	平成25年1月29日	銚田市指定給水装置工事 災害対策協議会	水道施設の応急復旧
災害時における救援物資の提供に関する協定	平成25年2月26日	利根ココ・コーラボトリン グ株式会社	飲料水等の優先的提供等
災害時等における物資の提供に関する協定	平成25年5月15日	社団法人茨城県高圧ガス 保安協会鹿島支部	LP ガスの調達及び安定供給 並びに優先的な提供及び運搬
災害時における救援物資提供に関する協定	平成25年11月1日	株式会社 俊伸飲料	飲料水等の優先的提供等
災害時等における緊急救援輸送時の協力に関する協定	平成25年11月29日	茨城県トラック協会鹿行支部	物資の輸送及び配送
災害時の歯科医療救護についての協定	成26年3月18日	銚田市歯科医師会	歯科医療救護
災害時における飲料水の提供に関する協定	平成26年7月15日	株式会社 伊藤園	飲料水提供
災害時における支援に関する協定	平成26年9月3日	公益財団法人茨城県開発公社 (いこいの村澗沼)	避難所等の提供
災害時における支援協力に関する協定	平成27年12月17日	茨城県行政書士会	被災者支援のための相談 窓口の提供
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	平成28年1月21日	株式会社ゼンリン	地図製品の供給
地域貢献型電柱広告に関する協定	平成28年10月12日	東電タウンプランニング 株式会社茨城総支社	市が実施する事業に関する 地域貢献型電柱広告の掲出
停電時等の情報伝達に関する協定	令和元年8月20日	東京電力パワーグリッド 株式会社	停電等の情報伝達
災害時等における宿泊施設の提供等に関する協定	令和2年7月29日	ホテルさわや・ホテルニュー麻生 ・いこいの村澗沼・旅館民宿くるみや	宿泊施設の使用, 入浴及び 食事の提供
災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	令和2年9月29日	東京電力パワーグリッド 株式会社土浦支社	停電復旧の相互協力
緊急時等における一般廃棄物処理に関する支援協定	平成22年10月22日	(一財)茨城県環境保全事業団	災害時、故障時における 一般廃棄物の処理
災害時等における応急対策活動に関する協定	令和2年7月30日	銚田市建設業協議会	市内で災害等が発生, 又は 発生の恐れがある場合, 道路等の応急対策活動を実施
災害時等の下水道施設等の応急対策活動に関する協定	平成25年8月24日	(株)柴田組	災害時, 下水道施設等に接 続している排水設備等の復 旧対応に協力する
	平成25年8月25日	(株)丸二工務店	
	平成25年8月26日	(株)小堤工業・(株)佐々木建設 ・(株)クリエイト・飯田設備 ・(株)アダチ・(株)高橋電機商会	

〔6〕 2-1 災害（災害関連）に関する協定一覧

協定等の名称	締結(改訂) 年月日	協定相手	相互応援の内容
災害時等の下水道施設等の応急対策活動に関する協定	平成25年8月28日	大洋設備工業㈱・㈱マルシン	災害時、下水道施設等に接続している排水設備等の復旧対応に協力する
	平成25年8月30日	備水工業㈱・青山建設	
	平成25年9月6日	(有)栗田開発・菅谷住建	
	平成25年9月12日	㈱サンキョウ	
	平成25年9月17日	(有)アサヒ設備工業・(有)丸大設備産業 ・大和田冷熱工業・(有)ヤマデン ・㈱二川工務店・江沼設備工業 ・㈱スガヤ・第一熱学建設㈱ ・二重作工業・(有)ハシモト ・(有)小橋工務店・(有)ユート・アメニティ ・(有)大槻製材所	
	平成25年8月26日	(有)大洋衛生クリニック (有)フレンドリー	災害時、下水道施設等の復旧対応に協力する
	平成25年8月27日	(有)赤名エンジニアニング	
	平成25年8月28日	(有)うろこ清掃社	
	平成25年9月5日	㈱石崎商事	
	平成25年9月11日	星野環境衛生社・㈱旭環境	

(3) その他民間団体との包括連携に関する協定

協定等の名称	締結(改訂) 年月日	協定相手	相互応援の内容
銚田市と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定	令和2年6月3日	日本郵便株式会社	災害時における協力
銚田市と大塚製薬株式会社との包括連携協定	令和3年3月24日	大塚製薬株式会社	災害対策
茨城県銚田市とカゴメ株式会社との包括的連携に関する協定	令和4年10月11日	カゴメ株式会社	防災と災害時の物資供給支援

2 協定及び広域応援に関する資料

2-2 災害時等の相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定の趣旨に基づき、県内で暴風、豪雨、地震等による災害が発生し、被災市町村独自では十分な応急措置が実施できないときに、市町村相互間の応援を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(連絡窓口)

第2条 市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときには、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次の通りとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫・施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、船艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第4条 市町村が応援を要請しようとするときは、次の事項を明らかにして、口頭又は電話により行い、後に文書を速やかに送付するものとする。

- (1) 被害及び被害が予想される状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げるものの品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、応援を受けた市町村が負担するものとする。ただし、必要がある場合には、応援を受けた市町村及び応援を行った市町村が協議して定める事ができる。

2 応援を受けた市町村が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、当該市町村から要請があったばあいには、応援を行った市町村は、当該経費を一時繰替え支弁するものとする。

(連絡会議の開催)

第6条 この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じて連絡会議を開催し、生活必

需物資，資器材等提供できる種別・数量など状況の報告をするものとする。

（他の協定との関係）

第7条 この協定は，市町村が別に消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定により締結した消防の相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定を排除するものではない。

（実施細目）

第8条 この協定の実施に関し，必要な事項又はこの協定に定めのない事項については，市町村が協議して別に定めるものとする。

第9条 この協定は，平成6年4月1日から効力を生じるものとする。

この協定を証するため，この協定書87通を作成し，各市町村長記名押印のうえ，各1通を保有する。

2-3 災害時等の相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時等の相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第8条の規定に基づき、協定市町村（当該協定を締結した市町村をいう。以下同じ。）相互間の災害時等の相互応援について、必要な事項を定めるものとする。

(連絡窓口)

第2条 協定第2条に規定する連絡窓口は、別記様式第1号に定めておくものとする。

(応援要請)

第3条 協定第4条に規定する応援要請は、別記様式第2号によるものとする。

(応援通報)

第4条 応援要請を受けた市町村長は、応援要請に応ずるときは、生活必需物資並びに資器材等の数量、派遣する人員、車両、出発時刻、到着時刻及び応援の責任者等を、また応援要請に応ずることができないときはその旨を、連絡窓口通过电话等により通報するものとする。

(報告)

第5条 応援を行った市町村長は、応援活動終了後速やかに、応援を受けた市町村長（以下「被災市町村長」という。）へ別記様式第3号により報告を行うものとする。

(経費の請求)

第6条 応援を行った市町村長は、協定第5条の規定に基づき、応援に要した経費を請求するときは、別記様式第4号により被災市町村長へ請求するものとする。

付 則

この実施細目は、協定締結の日から適用する。

別記様式〔略〕

2-4 茨城県広域消防相互応援協定書

第一章 総則

(目的)

第1条 この協定は、大規模かつ広域的な災害に対応するため消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、茨城県下の市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止するための消防相互応援について、必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 この協定の実施区域は、協定を締結した市町等（以下「協定市町等」という。）の全域とする。

(対象災害)

第3条 この協定の対象災害は、地震、台風、水火災等の大規模災害又は特殊災害等（以下「大規模災害等」という。）の発生による非常事態時、隣接市町等の区域を越えた広域の応援活動を必要とする災害とする。

第二章 相互応援

(応援要請)

第4条 前条に規定する大規模災害等が発生した市町等（以下「被災地市町等」という。）の長又は消防長（以下「被災地市町等の長」という。）は、原則として県を経由して、応援隊の派遣及び資器材等の調達について要請を行うものとする。

2 前項の規定に基づく応援要請に必要な事項は、茨城県消防広域応援基本計画（以下「基本計画」という。）に定めるところによるものとする。

(応援隊の派遣)

第5条 前条の規定により応援要請を受けた協定市町等（以下「応援市町等」という。）の長又は消防長（以下「応援市町等の長」という。）は、特別の事由がない限り、残留消防力に支障のない範囲において応援隊の派遣を行うものとする。

2 前項の規定に基づく応援隊の派遣に必要な事項は、基本計画に定めるところによるものとする。

(消防用資器材等の調達手配)

第6条 応援市町等の長は、被災地市町等の長から消防用資器材等の調達及び輸送について依頼を受けた場合は、速やかに手配するとともに、その結果を県及び被災地市町等の長に連絡するものとする。

(応援隊の指揮)

第7条 応援隊の指揮は、被災地市町等の長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、直接隊員に行うことができる。

(報告)

第8条 応援市町等の長は、応援活動の結果を速やかに県及び被災地市町等の長に報告するものとする。

2 被災地市町等の長は、災害活動終了後速やかに災害の概要を県及び応援市町等の長に報告するものとする。

第三章 経費負担

(経費の負担)

第9条 応援出動に要する経費負担については、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援市町等が負担する経費

ア 人件費、燃料等の経常的経費

イ 応援職員（消防団員を含む。以下同じ）が応援業務による負傷、疾病、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費

ウ 応援職員が被災地市町等への往復の途中において第三者に損害を与えた場合の賠償費

エ 第6条の規定に基づく、消防職員による輸送及び連絡等に要する経費

(2) 被災地市町等が負担する経費

ア 応援市町等の要請にかかわる救援物資及び第6条に規定する消防用資器材等の調達経費

イ 応援活動が長時間にわたる場合の燃料補給及び食糧並びに消火薬剤等の支給に要する経費

(3) 前各号に定める経費以外の経費については、その都度被災地市町等と応援市町等との間で協議し定めるものとする。

(経費の請求)

第10条 応援市町等の長は、応援に要した経費を請求するときは、経費請求書（別記様式）により、被災地市町等の長へ請求するものとする。

第四章 雑則

(他協定との関係)

第11条 この協定は、市町等の長が別に消防組織法第39条により締結している消防の相互応援に関する他の協定を排除するものではない。

(疑義)

第12条 この協定について疑義が生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市町等の長が協議して決定するものとする。

(協定書の保管)

第13条 この協定を証するため、協定市町等の長は、それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

付 則

この協定は、平成29年3月6日から効力を生ずる。

従前の茨城県広域消防相互応援協定は廃止する。

水戸市長
日立市長
土浦市長
石岡市長
常陸太田市長
高萩市長
北茨城市長
笠間市長
取手市長
つくば市長
常陸大宮市長
那珂市長
かすみがうら市長
小美玉市長
東茨城郡茨城町長
東茨城郡大洗町長
久慈郡大子町長
鹿島地方事務組合管理者
茨城西南地方広域市町村圏事務組合管理者
筑西広域市町村圏事務組合管理者
常総地方広域市町村圏事務組合管理者
鹿行広域事務組合管理者
稲敷地方広域市町村圏事務組合管理者
ひたちなか・東海広域事務組合管理者
東茨城郡城里町長

3 情報通信に関する資料

3-1 銚田市防災行政用無線局管理運用規程 (平成17年10月11日訓令第15号)

(目的)

第1条 この訓令は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、銚田市地域防災計画その他関係法令に基づき、銚田市が銚田市の地域における防災応急救助、災害復旧に関する業務を遂行することを主たる目的とし、あわせて、広報事務の合理化及び情報迅速な伝達を図るため設置する無線局の保守管理及び運用について定め、電波法（昭和25年法律第131号）等の関係法令に定められたもののほか、この訓令の定めるところにより能率的な利用を図り、市民の安全福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 電波法第2条第5号に規定する無線局をいう。
- (2) 固定局 固定系子局を動作させ、住民に情報を伝達する無線局をいう。
- (3) 固定系子局 固定局より発射された電波を受信して拡声装置により住民に情報を伝達する装置をいう。
- (4) 基地局 移動局を相手方とする市役所庁舎内に設置する無線局をいう。
- (5) 移動局 基地局を相手方とする車載又は携帯型の無線局をいう。

(構成)

第3条 市は、別表のとおり固定系無線局及び移動系無線局を設置する。

(総括管理者)

第4条 無線局に総括管理者を置く。

- 2 総括管理者は、無線局の管理運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。
- 3 総括管理者は、総務部長の職にある者をもって充てる。

(管理責任者)

第5条 無線局に管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、総括管理者の命を受け、無線局の管理運用の業務を行うとともに管理者を指揮監督する。
- 3 管理責任者は、総務課長の職にある者をもって充てる。

(管理者)

第6条 基地局及び固定系親局の設置場所（以下「課等」という。）に、管理者を置く。

- 2 管理者は、管理責任者の命を受け、当該課等に配置された無線局の管理運用の業務を行うとともに、通信取扱責任者及び無線従事者を指揮監督する。
- 3 管理者は、当該課等の長をもって充てる。

(通信取扱責任者)

第7条 基地局及び固定系親局に通信取扱責任者を置く。

- 2 通信取扱責任者は、管理者の命を受け、無線局の管理運用に係る業務を指揮する。
- 3 通信取扱責任者は、管理者が電波法第39条に規定する無線従事者の資格を有する者のうちから指名し、これに充てる。

(無線従事者の配置、養成等)

第8条 総括管理者は、無線局の運用体制に見合った員数を無線従事者として配置するものとする。

- 2 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。
- 3 総括管理者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年4月1日をもって無線従事者名簿(様式第1号)を作成するものとする。

(無線従事者の任務)

第9条 無線従事者は、無線局の無線電話設備の操作を行うとともに、当該操作の状況を無線局業務日誌(様式第2号)に記載するものとする。

- 2 基地局及び固定系親局に配属された無線従事者は、通信取扱者の行う無線電話設備の操作を指揮するものとする。

(通信取扱者)

第10条 通信取扱者は、無線従事者の管理のもとに、電波法令等関係法令を遵守し、法令に基づいた無線局の操作を行うものとする。

- 2 通信取扱者は、無線局の操作に携わる一般職員とする。

(運用)

第11条 無線局の運用は、別に定める細則によるものとする。

(無線従事者の配置)

第12条 総括責任者は、無線局の適切な運用を図るため無線従事者を養成し、配置しなければならない。

(研修)

第13条 総括責任者は、毎年1回以上、関係職員等の研修を行う。

(定期訓練)

第14条 総括管理者は、別に定める方法により、毎月1回防災定期訓練を行う。

(備付書類)

第15条 管理責任者は、次の書類等を管理保管する。

- (1) 免許状
- (2) 申請書等の副本
- (3) 電波法令集
- (4) 無線検査簿
- (5) 無線業務日誌及びその抄録の写し

(6) 無線従事者選解任届の写し

(無線業務日誌)

第16条 管理責任者は、無線業務日誌を毎日査閲する。

2 管理責任者は、毎年1月から12月までの無線業務日誌抄録を作成し、総括責任者に提出しなければならない。

3 総括管理者は、無線業務日誌抄録を総務大臣に提出しなければならない。

(保守)

第17条 管理責任者は、正常な通信を確保するために、無線設備の点検、整備を行わなければならない。

2 無線設備の点検及び整備は、次の区分とし、細部は別表による。

(1) 日々点検 責任者 通信取扱責任者

(2) 月点検 責任者 管理責任者

(3) 年整備 責任者 総括管理者

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の日の前日までに、合併前の旭村防災行政無線局管理運用規程（昭和59年旭村規程第1号）、銚田町防災行政無線局管理運用規程（昭和55年銚田町訓令第2号）又は大洋村防災行政無線局管理運用規程（昭和60年大洋村訓令第5号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの訓令の相当規定によりなされたものとみなす。

附則（平成29年3月8日訓令第5号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

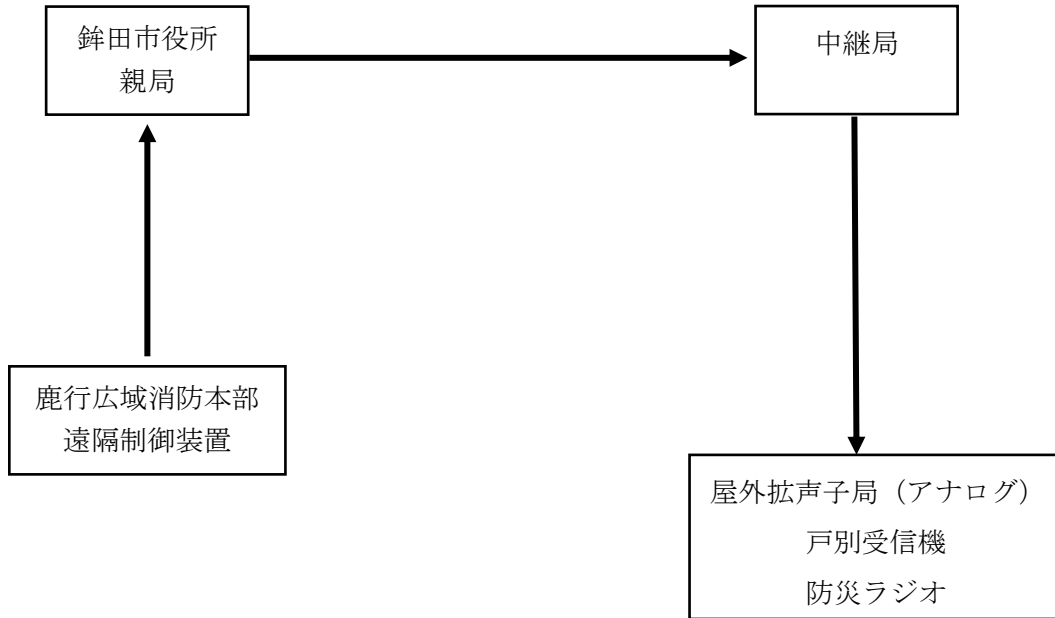
附則（令和2年3月27日訓令第18号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

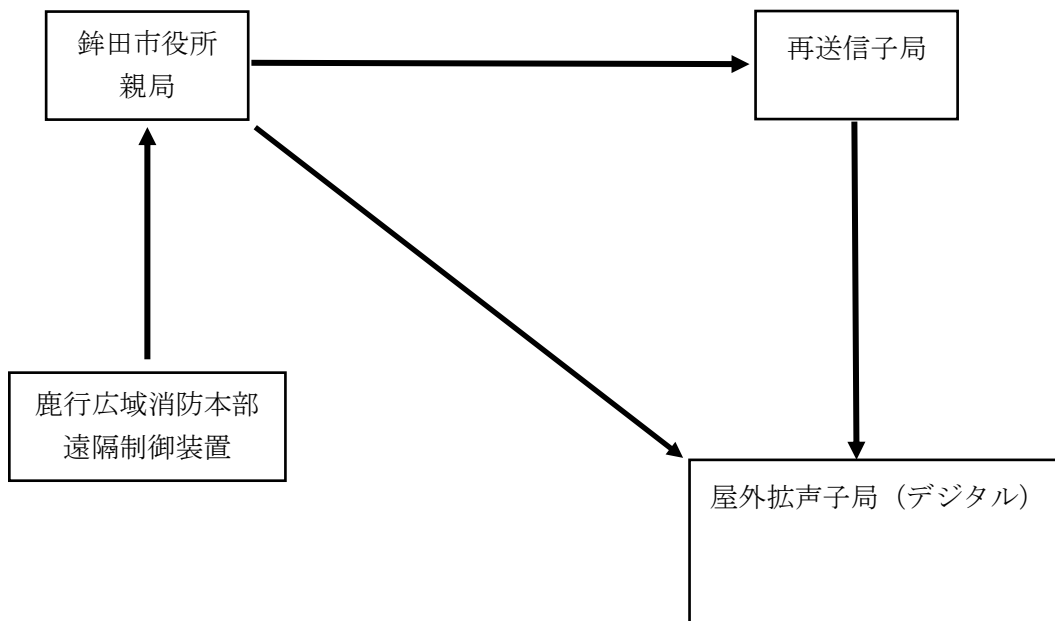
別表（第3条、第17条関係）

銚田市防災行政無線システム系統図

固定系（アナログ）



固定系（デジタル）



様式第1号（第8条関係）〔略〕

様式第2号（第9条関係）〔略〕

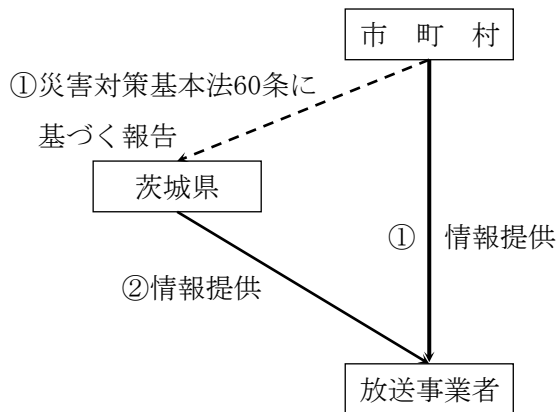
3-2 防災行政無線一覽

防災無線設置状況 1

	同報系			戸別受信機
	親局	再送信子局	屋外子局	
旭地区	0	2	83	11,000
鉦田地区	1	1	129	
大洋地区	0	3	70	
合計	1	6	282	11,000

3-3 放送事業者への避難指示等の連絡方法について

1 伝達ルート



①原則，市町村から茨城県及び放送事業者双方に，同時に情報を伝達する。

②県からも放送事業者へ情報を伝達する。
この場合，情報が遅延しないように，できるだけ早く伝達する。

※本件に関する民放の考え方…避難指示を伝達する責任は，一義的に行政機関が担っている。
また，放送に当たっては，各放送局が主体的に判断する。

2 伝達手段

- ・別紙様式により，当面FAXで情報提供を行う。
- ・Eメールを併用するなどして，情報伝達の確実性を図ることが望ましい。
- ・極めて緊急を要する等，災害時の状況によりFAXによる伝達が難しい場合には，電話による連絡もやむを得ないが，事後速やかにFAXで同一情報を放送事業者へ提供するものとする。

3 情報の種類

- ①災害対策基本法に基づく，避難指示（解除を含む）。
- ②地域防災計画に基づく，避難準備情報。

※法的根拠に基づかない自主避難指示は今回の情報提供の対象外。

避難指示等発令情報

茨城県 市・町・村
 送付日時 月 日 () 時 分

1 避難情報の別

- 避難指示（災害対策基本法第60条）
- 避難準備情報（地域防災計画等）

2 発令 月 日 時 分

3 解除 月 日 時 分

4 対象地域 茨城県 市・町・村

フリガナ 地区名（大字、丁目）	およその対象世帯数

5 避難すべき理由

- 大雨により河川の氾濫の危険があるため
 (河川名)
- 大雨により土砂災害の危険があるため
- 地震により土砂災害の危険があるため
- 地震により家屋崩壊の危険があるため
- 地震による津波警報が発せられたため
- その他 ()

発信者氏名・所属部署

電話 () FAX ()

放送事業者関係者名簿〈発令時〉の情報提供・連絡先〔略〕

3-4 非常・緊急電報の内容等

区分	電報の内容	機関等
非常電報	1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
	2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間
	3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
	4 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含みます）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
	5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保の関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
	6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
	7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）相互間 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間
	8 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間
緊急電報	1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
	2 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの電報を取り扱う機関相互間（前項の表中8欄に掲げるものを除きます。） (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間
	3 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
	4 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間

区分	電報の内容	機関等
	5 天災, 事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	新聞社, 放送事業者又は通信社の機関相互間
	6 船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項	船舶と病院相互間
	7 水道, ガス等の国民の日常生活に必要な不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体の機関 (前項の表及びこの表の1欄からこの欄の(3)までに掲げるものを除きます。) 相互間

3-5 警察通信設備の使用手続き

市長が警察電話（有線電話及び無線電話）を使用する場合は、警察本部との協定に基づき、次の手続によって行う。

- (1) 警察電話使用要請は、原則として次の申込書によるものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話又は口頭により行うものとする。

警 察 電 話 使 用 申 込 書	
使 用 の 理 由	
通 信 事 項	
発 信 者 名 〔住所及び 電話番号〕	
着 信 者 名 〔住所及び 電話番号〕	
処 置	利用又は使用できなかった場合、その理由を記入 利用又は使用させた場合は利用、使用の別、送信者名、相手方の受信者名並びに連絡済みの時間を記入

令和 年 月 日

銚田警察署長 殿

銚田市総務部総務課長 氏名 印

(注) 本申込書は正、副の複写とし、総務課長氏名印は正のみとする。

- (2) 市長の警察電話使用要請は、茨城県の例に準じて行うものとする。

3-6 放送要請の手続き

1 放送の要請

市町村長は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備又は無線設備による通信ができない場合、又は、著しく困難な場合においては、予め協議して定めた手続きにより、災害に関する通知、要請、伝達、予・警報等の放送をNHK水戸放送局及び㈱茨城放送に要請する。

なお、市町村長の放送要請は知事を通じて行うものとする。

2 要請の手続き

放送の要請は総務課長が次の放送申込書に必要な事項を記入のうえ行う。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話又は口頭により行う。

放 送 申 込 書

放送要請の理由	
放送事項	
その他必要な事項	

令和 年 月 日
茨城県知事 殿
(防災・危機管理課扱い)

銚田市総務部総務課長 氏名 印

(注) 本申込書は正、副の複写とし、総務課長氏名印は正のみとする。

4 避難に関する資料

4-1 指定避難所、指定緊急避難場所一覧（原子力災害を除く災害の場合）

令和5年2月1日現在

地図番号	名称	所在地	電話番号	指定避難所	指定緊急避難場所	対象とする異常な現象の種類(対象は○)							想定収容人数 (屋外+屋内)2㎡/人 ※指定避難所は屋内の 想定収容人数を示す
						洪水	崖崩れ, 土石流及び 地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水氾濫	
1	鉾田北中学校	上富田 1011-1	0291-36-2814	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(屋外+屋内)11,148 (屋内) 648
2	鉾田南中学校	鉾田 1469-1	0291-32-2757	○	○	○		○	○	○	○	○	(屋外+屋内)8,346 (屋内) 746
3	(旧) 大和田小学校	大和田 1018-3	—		○	○	○		○		○	○	5,400
4	(旧) 当間小学校	当間 2122-6	—		○	○	○		○		○	○	2,400
5	とくしゅくの杜	徳宿 1261-1	0291-36-6900	○	○	○	○		○		○	○	(屋外+屋内)4,000 (屋内) 350
6	(旧) 舟木小学校	舟木 1-7	—		○	○	○		○		○	○	2,600
7	(旧) 鉾田小学校	鉾田 986	—		○	○			○		○	○	3,400
8	(旧) 諏訪小学校	柏熊 983	—		○	○	○		○		○	○	4,100
9	(旧) 新宮小学校	畑田 1421	—		○	○	○		○		○	○	2,400
10	(旧) 大竹小学校	大竹 990	—		○	○	○	○	○	○	○	○	3,200
11	(旧) 青柳小学校	青柳 2875	—		○	○	○		○		○	○	2,500
12	(旧) 野友小学校	野友 1213-5	—		○	○	○		○		○	○	3,500
13	(旧) 串挽小学校	串挽 888-11	—		○	○	○		○		○	○	3,400
14	鉾田幼稚園	鉾田 1411-3	0291-33-3344		○	○	○		○		○	○	700
15	第一保育所	塔ヶ崎 918	0291-32-3067		○	○	○		○		○	○	1,400
16	第二保育所	鉾田 148	0291-32-3697		○	○			○		○	○	2,200
17	鉾田中央公民館	鉾田 1444-1	0291-33-2030	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(屋外+屋内)760 (屋内)160
18	鉾田保健センター	鉾田 1443	0291-33-3691	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	(屋外+屋内)905 (屋内)305

地図番号	名称	所在地	電話番号	指定避難所	指定緊急避難場所	対象とする異常な現象の種類(対象は○)							想定収容人数 (屋外+屋内)2㎡/人 ※指定避難所は屋内の 想定収容人数を示す
						洪水	崖崩れ, 土石流及び 地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水氾濫	
19	ほっとパーク鉾田	当間 220	0291-34-1211		○		○		○		○		28,700
20	ともえ荘	当間 228-2	0291-33-4107	◎	○		○	○	○	○	○		(屋外+屋内)1,300 (屋内)650
21	鉾田北幼稚園	舟木 211-9	0291-34-3737		○	○	○		○		○	○	2,100
22	旭中学校	造谷 863-5	0291-37-0030	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(屋外+屋内)11,000 (屋内)600
23	旭北小学校	田崎 3852	0291-37-0055		○	○	○		○		○	○	4,700
24	旭西小学校	鹿田 904-5	0291-37-0216		○	○	○		○		○	○	4,000
25	旭東小学校	荒地 604	0291-37-0009		○	○	○	○	○	○	○	○	5,800
26	旭南小学校	縦山 576-16	0291-37-0214		○	○	○	○	○	○	○	○	4,900
27	旭幼稚園	玉田 1047-21	0291-37-1047		○	○	○		○		○	○	1,500
28	旭公民館	造谷 1141-3	0291-37-1118	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(屋外+屋内)5,300 (屋内)400
29	旭スポーツセンター	田崎 616-6	0291-37-2699		○	○	○		○		○	○	14,600
30	鉾田市農業振興センター	子生 378	0291-34-4377		○	○	○	○	○	○	○	○	800
31	冷水田園都市センター	冷水 1086	0291-37-1467		○	○	○	○	○	○	○	○	300
32	とちぎ海浜自然の家	玉田 336-2	0291-37-4004		○	○	○	○	○	○	○	○	31,000
33	旭スポーツセンター 多目的グラウンド	田崎 616-6	0291-37-2699		○	○	○		○		○	○	7,900
34	上釜グラウンド	上釜 87-1	0291-37-1495		○	○	○	○	○	○	○	○	1,900
35	(旧) 上島東小学校	汲上 1734	—		○	○	○	○	○	○	○	○	2,300
36	(旧) 上島西小学校	梶山 1505-1	—		○	○	○		○		○	○	2,600
37	(旧) 白鳥東小学校	上沢 14	—		○	○	○	○	○	○	○	○	3,400
38	(旧) 白鳥西小学校	札 925	—		○	○	○		○		○	○	3,300
39	大洋中学校	大蔵 1337-1	0291-39-3231	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(屋外+屋内)10,930 (屋内)530

地図番号	名称	所在地	電話番号	指定避難所	指定緊急避難場所	対象とする異常な現象の種類(対象は○)							想定収容人数 (屋外+屋内)2 m ² /人 ※指定避難所は屋内の 想定収容人数を示す
						洪水	崖崩れ, 土石流及び 地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水氾濫	
40	つばさ幼稚園	上沢 938-18	0291-39-2580		○	○	○		○		○	○	1,500
41	大洋公民館	汲上 2601	0291-39-3305	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(屋外+屋内)1,185 (屋内)485
42	中居運動場	中居 1480-1	0291-39-7255		○	○	○		○		○	○	13,400
43	とっぷ・さんて大洋	上幡木 1500-2	0291-39-6500		○	○	○		○		○	○	4,200
44	大洋保健センター	汲上 2600-4	0291-39-4866	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	(屋内) 114
45	鹿島灘海浜公園	大竹 390	0291-34-1010		○	○	○	○	○	○	○	○	14,700
46	旭保健センター	造谷 605-3	0291-37-1411	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	(屋外+屋内)3,100 (屋内)200
47	銚田北小学校	上富田 1011-1	0291-36-6710	○	○	○	○		○		○	○	(屋外+屋内)10,818 (屋内)318
48	銚田南小学校	畑田 1059-1	0291-32-9333	○	○	○	○		○		○	○	(屋外+屋内)12,932 (屋内)432
49	大洋武道館	大蔵 1338-1	0291-39-7255	○	○	○	○		○		○	○	(屋外+屋内)480 (屋内)240
50	県立銚田第一高等学校	銚田 1090-2	0291-33-2161		○	○	○		○		○	○	16,500
51	県立銚田第二高等学校	銚田 1158	0291-33-2171		○	○			○		○	○	7,800
52	大洋小学校	上沢 922-1	0291-32-9111	○	○	○	○		○		○	○	(屋外+屋内)11,240 (屋内)260
53	銚田南柔剣道場	銚田 1469	0291-32-2757	○	○	○			○		○	○	(屋内)160 ※銚田南中学校敷地内

※指定避難所の◎は、災害対策基本法施行令第20条の6第5号に規定する指定基準を満たした福祉避難所を指す。

4-2 原子力災害時避難先一覧（東海第二発電所）

学区名	地区名	一時集合所	避難所	避難先
旭東小学区	上 釜	旭東小学校	銚田第二高等学校	銚田市
	沢 尻	旭東小学校		
	荒 地	旭東小学校		
	三 和	旭東小学校	銚田第一高等学校	
	子 生	旭東小学校		
	子生第二	旭東小学校		
	玉 田	旭東小学校		
	野 田	旭東小学校	銚田保健センター	
造谷第三	旭東小学校			
旭北小学区	箕輪東	旭北小学校	銚田北中学校 銚田北小学校	銚田市
	箕輪西	旭北小学校		
	田 崎	旭北小学校	銚田南中学校 (体育館)	
	下太田	旭北小学校		
	上太田	旭北小学校		
旭北小学区	和 岡	旭北小学校	(旧)野友小学校 中央公民館	銚田市
	大 神	旭北小学校	銚田南中学校 (武道館)	
旭西小学区	下鹿田	旭西小学校	(旧)銚田小学校 (旧)新宮小学校	銚田市
	上鹿田	旭西小学校	大洋保健センター 白鳥東小学校	
	大 沼	旭西小学校	大洋武道館 上島東小学校	
	飯 田	旭西小学校	とっぷ・さんて大洋	
	造谷第一	旭西小学校	大洋中学校	
	造谷第二	旭西小学校	大洋公民館	
旭南小学区	常磐第一	旭南小学校	カシマススポーツセンター	鹿嶋市
	常磐第二	旭南小学校		
	勝下新田	旭南小学校		
	冷 水	旭南小学校		
	西勝下	旭南小学校		
	勝 下	旭南小学校		
	縦 山	旭南小学校		
銚田北小学区	旧大和田小学区	大 川	大同西小学校	鹿嶋市
		菅野谷	旧舟木小学校 鹿嶋市まちづくり市民センター	
	旧徳宿小学区	東 野	旧徳宿小学校 大野まちづくりセンター	
		大 戸	旧徳宿小学校 中野西小学校	
旧舟木小学区	舟 木	旧舟木小学校 鹿島灘高等学校		

4-3 原子力災害自避難先一覧（原子力機構大洗研究所）

地区名	一時集合所	避難退域時検査場所	避難所	
上 釜	旭東小学校	鉾田合同庁舎	鉾田第二高等学校	
沢 尻				
荒 地				
三 和			鉾田第一高等学校	
子 生				
子 生 第 二				
玉 田				
造 谷 第 三	鉾田保健センター			
箕 輪 東	旭北小学校	県立鉾田第二高等学校 (旧県立鉾田農業高等学校)	鉾田北中学校 鉾田北小学校	
箕 輪 西				
田 崎				
下 太 田		鉾田合同庁舎	鉾田南中学校 (体育館)	
上 太 田				
和 岡				(旧)諏訪小学校 中央公民館
大 神				鉾田南中学校 (武道館)
下 鹿 田	旭西小学校	県立鉾田第二高等学校 (旧県立鉾田農業高等学校)	鉾田南小学校	
造 谷 第 一			大 洋 中 学 校	
造 谷 第 二			大 洋 公 民 館	

4-3 応急仮設住宅建設予定場所

番号	名 称	所 在 地	面 積
1	銚田総合公園多目的グラウンド	当間 2331	9,241 m ²
2	旭スポーツセンター多目的グラウンド	田崎 616-6	40,049 m ²
3	大洋運動場	大蔵 217	41,310 m ²

5 危険箇所に関する資料

5-1 重要水防箇所

1 直轄河川重要水防箇所

2021-04-13

事務所名	番号	図面 対象 番号	河川名	重要度		左 右 岸 別	重要水防箇所		延長 (m)	重 要 な る 理 由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
				種 別	階 級		地 先 名	料 杭 位 置 (K, m)			担 当 水 防 団 体	担 当 土 木 事 務 所		
霞ヶ浦	227	北左27-1	北 浦	旧川跡	要	左	茨城県鉾田市安塚	27.50K+180m ～27.50K+163m	17	干拓堤	鉾田市	鉾田工事	鉾田	月の輪
	228	北左27-2	北 浦	越水(溢水) 旧川跡	B 要	左	茨城県鉾田市安塚	27.50K+163m ～26.75K+116m	797	計画高不足 干拓堤	鉾田市	鉾田工事	鉾田	積み土のう 月の輪
	229	北左26-1 (26.70K)	北 浦	(重点) 越水(溢水)	B	左	茨城県鉾田市安塚	26.75K+116m ～26.50K	366	危険箇所 計画高不足	鉾田市	鉾田工事	鉾田	積み土のう
	230	北左26-2	北 浦	越水(溢水)	B	左	茨城県鉾田市安塚	26.50K-55m ～26.25K	195	計画高不足	鉾田市	鉾田工事	鉾田	積み土のう
	231	北左26-3	北 浦	越水(溢水) 水衝・洗掘 (波浪)	B B	左	茨城県鉾田市安塚	26.25K ～26.25K-91m	91	計画高不足 波浪による洗掘対策が必要 な箇所	鉾田市	鉾田工事	鉾田	積み土のう シート張り
	232	北左26-4	北 浦	水衝・洗掘 (波浪)	B	左	茨城県鉾田市安塚	26.25-91m ～26.00K+101m	58	波浪による洗掘対策が必要 な箇所	鉾田市	鉾田工事	鉾田	シート張り
	233	北左26-5	北 浦	越水(溢水) 水衝・洗掘 (波浪)	B B	左	茨城県鉾田市安塚	26.00K+101m ～25.75K+72m	279	計画高不足 波浪による洗掘対策が必要 な箇所	鉾田市	鉾田工事	鉾田	積み土のう シート張り
	234	北左25-1	北 浦	水衝・洗掘 (波浪)	B	左	茨城県鉾田市安塚 ～二重作	25.75K+72m ～25.50K	322	波浪による洗掘対策が必要 な箇所	鉾田市	鉾田工事	鉾田	シート張り
	235	北左25-2	北 浦	堤体漏水 水衝・洗掘 (波浪)	B B	左	茨城県鉾田市二重作	25.50K ～25.25K	250	堤体の変状が生じる恐れが ある箇所 波浪による洗掘対策が必要 な箇所	鉾田市	鉾田工事	鉾田	シート張り シート張り
	236	北左25-3	北 浦	堤体漏水	B	左	茨城県鉾田市二重作	25.25K ～25.00K+14m	236	堤体の変状が生じる恐れが ある箇所	鉾田市	鉾田工事	鉾田	シート張り
	237	北左25-4	北 浦	越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	茨城県鉾田市二重作	25.00K+14m ～25.00K-100m	114	計画高不足 堤体の変状が生じる恐れが ある箇所	鉾田市	鉾田工事	鉾田	積み土のう シート張り
	238	北左24-1	北 浦	堤体漏水	B	左	茨城県鉾田市梶山	25.00K-100m ～24.50K+44m	356	堤体の変状が生じる恐れが ある箇所	鉾田市	鉾田工事	鉾田	シート張り

事務所名	番号	図面 対象 番号	河川名	重要度		左右 岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
				種別	階級		地先名	料杭位置 (K, m)			担当 水防団体	担当 土木 事務所		
霞ヶ浦	239	北左24-2	北 浦	越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	茨城県銚田市梶山	24.50K+44m ～24.50K	44	計画高不足 堤体の変状が生じる恐れがある箇所	銚田市	銚田工事	銚田	積み土のう シート張り
	240	北左24-3	北 浦	越水(溢水)	B	左	茨城県銚田市梶山	24.50K ～24.25K+37m	213	計画高不足	銚田市	銚田工事	銚田	積み土のう
	241	北左24-4	北 浦	越水(溢水)	B	左	茨城県銚田市梶山	24.00K+150m ～24.00K+14m	136	計画高不足	銚田市	銚田工事	銚田	積み土のう
	242	北左23-1	北 浦	越水(溢水)	B	左	茨城県銚田市梶山	24.00K-13m ～23.75K+49m	188	計画高不足	銚田市	銚田工事	銚田	積み土のう
	243	北左23-2	北 浦	越水(溢水)	B	左	茨城県銚田市梶山	23.50K+101m ～23.50K+50m	51	計画高不足	銚田市	銚田工事	銚田	積み土のう
	244	北左23-3	北 浦	越水(溢水)	B	左	茨城県銚田市梶山	23.50K-53m ～23.25K+87m	110	計画高不足	銚田市	銚田工事	銚田	積み土のう
	245	北左23-4	北 浦	越水(溢水)	B	左	茨城県銚田市梶山	23.25K-103m ～22.50K+47m	600	計画高不足	銚田市	銚田工事	銚田	積み土のう
	246	北左21-1	北 浦	越水(溢水)	B	左	茨城県銚田市梶山 (大洋境川右岸)	22.00K ～22.00K-85m	85	計画高不足	銚田市	銚田工事	銚田	積み土のう
	247	北左21-2	北 浦	越水(溢水)	B	左	茨城県銚田市阿玉	21.50K-85m ～21.25K-112m	277	計画高不足	銚田市	銚田工事	銚田	積み土のう
	248	北左21-3	北 浦	越水(溢水)	B	左	茨城県銚田市阿玉	21.00K+85m ～21.00K+32m	53	計画高不足	銚田市	銚田工事	銚田	積み土のう
	249	北左20-1	北 浦	越水(溢水)	B	左	茨城県銚田市阿玉	20.75K+93m ～20.75K-60m	153	計画高不足	銚田市	銚田工事	銚田	積み土のう
	250	北左20-2	北 浦	越水(溢水)	B	左	茨城県銚田市阿玉	20.50K-28m ～20.50K-62m	34	計画高不足	銚田市	銚田工事	銚田	積み土のう
	251	北左20-3	北 浦	越水(溢水)	B	左	茨城県銚田市阿玉	20.25K+97m ～20.25K+5m	92	計画高不足	銚田市	銚田工事	銚田	積み土のう
	252	北左20-4	北 浦	越水(溢水)	B	左	茨城県銚田市阿玉	20.00K+58m ～20.00K+30m	28	計画高不足	銚田市	銚田工事	銚田	積み土のう
	253	北左19-1 (19.50K)	北 浦	(重点) 越水(溢水)	B	左	茨城県銚田市阿玉	19.75K-89m ～19.50K-15m	176	危険箇所 計画高不足	銚田市	銚田工事	銚田	積み土のう
	254	北左19-2	北 浦	越水(溢水)	B	左	茨城県銚田市札	19.50K-67m ～19.50K-84m	17	計画高不足	銚田市	銚田工事	銚田	積み土のう
	255	北左19-3	北 浦	越水(溢水)	B	左	茨城県銚田市札	19.25K+116m ～19.25K-23m	139	計画高不足	銚田市	銚田工事	銚田	積み土のう
	256	北左19-4	北 浦	越水(溢水)	B	左	茨城県銚田市札	19.00K+35m ～19.00K-104m	139	計画高不足	銚田市	銚田工事	銚田	積み土のう
257	北左18-1	北 浦	越水(溢水)	B	左	茨城県銚田市札	18.75K-20m ～18.75K-55m	35	計画高不足	銚田市	銚田工事	銚田	積み土のう	
258	北左18-2	北 浦	越水(溢水)	B	左	茨城県銚田市札	18.50K+102m ～18.50K+25m	77	計画高不足	銚田市	銚田工事	銚田	積み土のう	

事務所名	番号	図面 対象 番号	河川名	重要度		左右 岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
				種別	階級		地先名	料杭位置 (K, m)			担当 水防団体	担当 土木 事務所		
霞ヶ浦	259	北左18-3	北 浦	越水(溢水)	B	左	茨城県銚田市札	18.25K+21m ~18.25K	21	計画高不足	銚田市	銚田工事	銚田	積み土のう
	260	北左18-4	北 浦	越水(溢水) 水衝・洗掘 (波浪)	B B	左	茨城県銚田市札	18.25K ~18.00K	250	計画高不足 波浪による洗掘対策が必要 な箇所	銚田市	銚田工事	銚田	積み土のう シート張り
	261	北左17-1	北 浦	水衝・洗掘 (波浪)	B	左	茨城県銚田市札	18.00K ~18.00K-54m	54	波浪による洗掘対策が必要 な箇所	銚田市	銚田工事	銚田	シート張り
	262	北左17-2	北 浦	越水(溢水) 水衝・洗掘 (波浪)	B B	左	茨城県銚田市札	18.00K-54m ~18.00K-116m	62	計画高不足 波浪による洗掘対策が必要 な箇所	銚田市	銚田工事	銚田	積み土のう シート張り
	263	北左17-3	北 浦	水衝・洗掘 (波浪)	B	左	茨城県銚田市札	18.00K-116m ~17.75K+44m	90	波浪による洗掘対策が必要 な箇所	銚田市	銚田工事	銚田	シート張り
	264	北左17-4	北 浦	越水(溢水) 水衝・洗掘 (波浪)	B B	左	茨城県銚田市札	17.75K+44m ~17.75K-89m	133	計画高不足 波浪による洗掘対策が必要 な箇所	銚田市	銚田工事	銚田	積み土のう シート張り
	265	北左17-5	北 浦	水衝・洗掘 (波浪)	B	左	茨城県銚田市札 (白鳥川右岸)	17.75K-89m ~17.75K-165m	76	波浪による洗掘対策が必要 な箇所	銚田市	銚田工事	銚田	シート張り
	266	北左17-6	北 浦	越水(溢水) 水衝・洗掘 (波浪)	B B	左	茨城県銚田市江川 (白鳥川左岸)	17.50K+74m ~17.50K-14m	88	計画高不足 波浪による洗掘対策が必要 な箇所	銚田市	銚田工事	銚田	積み土のう シート張り
	267	北左17-7	北 浦	工作物	A	左	茨城県銚田市江川	17.50K	0	江川舟溜り樋門 (施設老朽化)	銚田市	銚田工事	銚田	月の輪
	268	北左17-8	北 浦	水衝・洗掘 (波浪)	B	左	茨城県銚田市江川	17.50K-14m ~17.50K-45m	31	波浪による洗掘対策が必要 な箇所	銚田市	銚田工事	銚田	シート張り
	269	北左17-9	北 浦	越水(溢水) 水衝・洗掘 (波浪)	B B	左	茨城県銚田市江川	17.50K-45m ~17.50K-69m	24	計画高不足 波浪による洗掘対策が必要 な箇所	銚田市	銚田工事	銚田	積み土のう シート張り
	270	北左17-10	北 浦	水衝・洗掘 (波浪)	B	左	茨城県銚田市江川	17.50K-69m ~17.00K+82m	349	波浪による洗掘対策が必要 な箇所	銚田市	銚田工事	銚田	シート張り
	271	北左17-11	北 浦	越水(溢水) 水衝・洗掘 (波浪)	B B	左	茨城県銚田市江川	17.00K+82m ~17.00K-71m	153	計画高不足 波浪による洗掘対策が必要 な箇所	銚田市	銚田工事	銚田	積み土のう シート張り
	272	北左16-1	北 浦	水衝・洗掘 (波浪)	B	左	茨城県銚田市江川	17.00K-71m ~16.75K+100m	79	波浪による洗掘対策が必要 な箇所	銚田市	銚田工事	銚田	シート張り
	273	北左16-2	北 浦	越水(溢水) 水衝・洗掘 (波浪) 堤体漏水	B B B	左	茨城県銚田市江川	16.75K+100m ~16.75K+58m	42	計画高不足 波浪による洗掘対策が必要 な箇所 堤体の変状が生じる恐れが ある箇所	銚田市	銚田工事	銚田	積み土のう シート張り

事務所名	番号	図面 対象 番号	河川名	重要度		左右 岸 別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
				種別	階級		地先名	料杭位置 (K, m)			担当 水防団体	担当 土木 事務所		
霞ヶ浦	274	北左16-3	北 浦	水衝・洗掘 (波浪) 堤体漏水	B B	左	茨城県銚田市上幡木	16.75K+58m ～16.75K-28m	86	波浪による洗掘対策が必要な箇所 堤体の変状が生じる恐れがある箇所	銚田市	銚田工事	銚田	シート張り
	275	北左16-4	北 浦	越水(溢水) 水衝・洗掘 (波浪) 堤体漏水	B B B	左	茨城県銚田市上幡木	16.75K-28m ～16.75K-77m	49	計画高不足 波浪による洗掘対策が必要な箇所 堤体の変状が生じる恐れがある箇所	銚田市	銚田工事	銚田	積み土のう シート張り
	276	北左16-5	北 浦	水衝・洗掘 (波浪) 堤体漏水	B B	左	茨城県銚田市上幡木	16.75K-77m ～16.50K+11m	162	波浪による洗掘対策が必要な箇所 堤体の変状が生じる恐れがある箇所	銚田市	銚田工事	銚田	シート張り
	277	北左16-6	北 浦	越水(溢水) 水衝・洗掘 (波浪) 堤体漏水	B B B	左	茨城県銚田市上幡木	16.50K+11m ～16.50K	11	計画高不足 波浪による洗掘対策が必要な箇所 堤体の変状が生じる恐れがある箇所	銚田市	銚田工事	銚田	積み土のう シート張り
	278	北左16-7	北 浦	越水(溢水) 水衝・洗掘 (波浪)	B B	左	茨城県銚田市上幡木	16.50K ～16.50K-13m	13	計画高不足 波浪による洗掘対策が必要な箇所	銚田市	銚田工事	銚田	積み土のう シート張り
	279	北左16-8	北 浦	水衝・洗掘 (波浪)	B	左	茨城県銚田市上幡木	16.50K-13m ～16.50K-47m	34	波浪による洗掘対策が必要な箇所	銚田市	銚田工事	銚田	シート張り
	280	北左16-9	北 浦	越水(溢水) 水衝・洗掘 (波浪)	B B	左	茨城県銚田市上幡木	16.50K-47m ～16.25K+79m	124	計画高不足 波浪による洗掘対策が必要な箇所	銚田市	銚田工事	銚田	積み土のう シート張り
	281	北左16-10	北 浦	水衝・洗掘 (波浪)	B	左	茨城県銚田市上幡木	16.25K+79m ～16.25K-43m	122	波浪による洗掘対策が必要な箇所	銚田市	銚田工事	銚田	シート張り
	282	北左16-11	北 浦	越水(溢水) 水衝・洗掘 (波浪)	B B	左	茨城県銚田市上幡木	16.25K-43m ～16.25K-79m	36	計画高不足 波浪による洗掘対策が必要な箇所	銚田市	銚田工事	銚田	積み土のう シート張り
	283	北左16-12	北 浦	水衝・洗掘 (波浪)	B	左	茨城県銚田市上幡木	16.25K-79m ～16.00K+60m	111	波浪による洗掘対策が必要な箇所	銚田市	銚田工事	銚田	シート張り
	284	北左16-13	北 浦	越水(溢水) 水衝・洗掘 (波浪)	B B	左	茨城県銚田市上幡木 (境川右岸)	16.00K+60m ～16.00K-49m	109	計画高不足 波浪による洗掘対策が必要な箇所	銚田市	銚田工事	銚田	積み土のう シート張り

事務所名	番号	図面 対象 番号	河川名	重要度		左右 岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
				種別	階級		地先名	料杭位置 (K, m)			担当 水防団体	担当 土木 事務所		
霞ヶ浦	346	北右36-1 (35.95K)	北 浦	(重点) 越水(溢水) 旧川跡	B 要	右	茨城県銚田市串挽	36.00K+160m ~35.75K	410	危険箇所 計画高不足 干拓堤	銚田市	銚田工事	銚田	積み土のう 月の輪
	347	北右35-1	北 浦	越水(溢水) 堤体漏水 旧川跡	B 要	右	茨城県銚田市串挽	35.75K ~35.50K	250	計画高不足 堤体の変状が生じる恐れが ある箇所 干拓堤	銚田市	銚田工事	銚田	積み土のう シート張り 月の輪
	348	北右35-2	北 浦	越水(溢水) 旧川跡	B 要	右	茨城県銚田市串挽	35.50K ~35.25K	250	計画高不足 干拓堤	銚田市	銚田工事	銚田	積み土のう 月の輪
	349	北右35-3	北 浦	越水(溢水) 水衝・洗堀 (波浪) 旧川跡	B 要	右	茨城県銚田市串挽 ~高田	35.25K ~35.00K+94m	156	計画高不足 波浪による洗堀対策が必要 な箇所 干拓堤	銚田市	銚田工事	銚田	積み土のう シート張り 月の輪
	350	北右35-4	北 浦	水衝・洗堀 (波浪) 旧川跡	B 要	右	茨城県銚田市高田	35.00K+94m ~35.00K+64m	30	波浪による洗堀対策が必要 な箇所 干拓堤	銚田市	銚田工事	銚田	シート張り 月の輪
	351	北右35-5	北 浦	越水(溢水) 水衝・洗堀 (波浪) 旧川跡	B 要	右	茨城県銚田市高田	35.00K+64m ~35.00K-33m	97	計画高不足 波浪による洗堀対策が必要 な箇所 干拓堤	銚田市	銚田工事	銚田	積み土のう シート張り 月の輪
	352	北右34-1	北 浦	越水(溢水) 水衝・洗堀 (波浪)	B 要	右	茨城県銚田市高田	35.00K-33m ~34.50K+25m	442	計画高不足 波浪による洗堀対策が必要 な箇所	銚田市	銚田工事	銚田	積み土のう シート張り
	353	北右34-2	北 浦	水衝・洗堀 (波浪)	B	右	茨城県銚田市高田	34.50K+25m ~34.50K-4m	29	波浪による洗堀対策が必要 な箇所	銚田市	銚田工事	銚田	シート張り
	354	北右34-3	北 浦	越水(溢水) 水衝・洗堀 (波浪)	B 要	右	茨城県銚田市高田 (穴瀬川左岸)	34.50K-4m ~33.75K-129m	875	計画高不足 波浪による洗堀対策が必要 な箇所	銚田市	銚田工事	銚田	積み土のう シート張り

2 県管理河川重要水防箇所

(令和3年度)

6-47

河川名	事務所名	重要度		左右岸別	重要水防箇所			延長(m)	重要な理由	担当水防団体	想定される水防工法	備考
		種別	階級		市町村	地先名	位置					
巴川	鉾田工事	堤防高 (流下能力)	A	左	鉾田市	借宿～青柳	4.53～5.65	1,120	軟弱地盤	鉾田市	積土のう	
巴川	鉾田工事	堤防高 (流下能力)	A	右	鉾田市	借宿～青柳	4.53～5.65	1,120	軟弱地盤	鉾田市	積土のう	
巴川	鉾田工事	堤防高 (流下能力)	B	左	鉾田市	借宿～上富田	4.53～9.37	4,840	堤防高不足	鉾田市	積土のう	
巴川	鉾田工事	堤防高 (流下能力)	B	右	鉾田市	借宿～下吉影	4.53～9.37	4,840	堤防高不足	鉾田市	積土のう	
鉾田川	鉾田工事	堤防高 (流下能力)	A	左	鉾田市	鉾田	0.85～0.95	100	堤防高不足	鉾田市	積土のう	
鉾田川	鉾田工事	堤防高 (流下能力)	A	右	鉾田市	鉾田	0.85～0.95	100	堤防高不足	鉾田市	積土のう	
鉾田川	鉾田工事	堤防高 (流下能力)	A	左	鉾田市	鉾田	1.30～1.65	350	堤防高不足	鉾田市	積土のう	
鉾田川	鉾田工事	堤防高 (流下能力)	A	右	鉾田市	鉾田	1.30～1.65	350	堤防高不足	鉾田市	積土のう	
鉾田川	鉾田工事	新堤防	A	左	鉾田市	鉾田	0.85～0.94	90	竣工後1年未満	鉾田市	積土のう	R2.7竣工
鉾田川	鉾田工事	新堤防	A	右	鉾田市	鉾田	0.85～0.94	90	竣工後1年未満	鉾田市	積土のう	R2.7竣工
大谷川	鉾田工事	堤防高 (流下能力)	B	左	鉾田市	田崎～箕輪		1,700	堤防高不足	鉾田市	積土のう	R1.10台風19号越水箇所
大谷川	鉾田工事	堤防高 (流下能力)	B	右	鉾田市	下太田		1,700	堤防高不足	鉾田市	積土のう	R1.10台風19号越水箇所

3 県管理海岸重要水防箇所

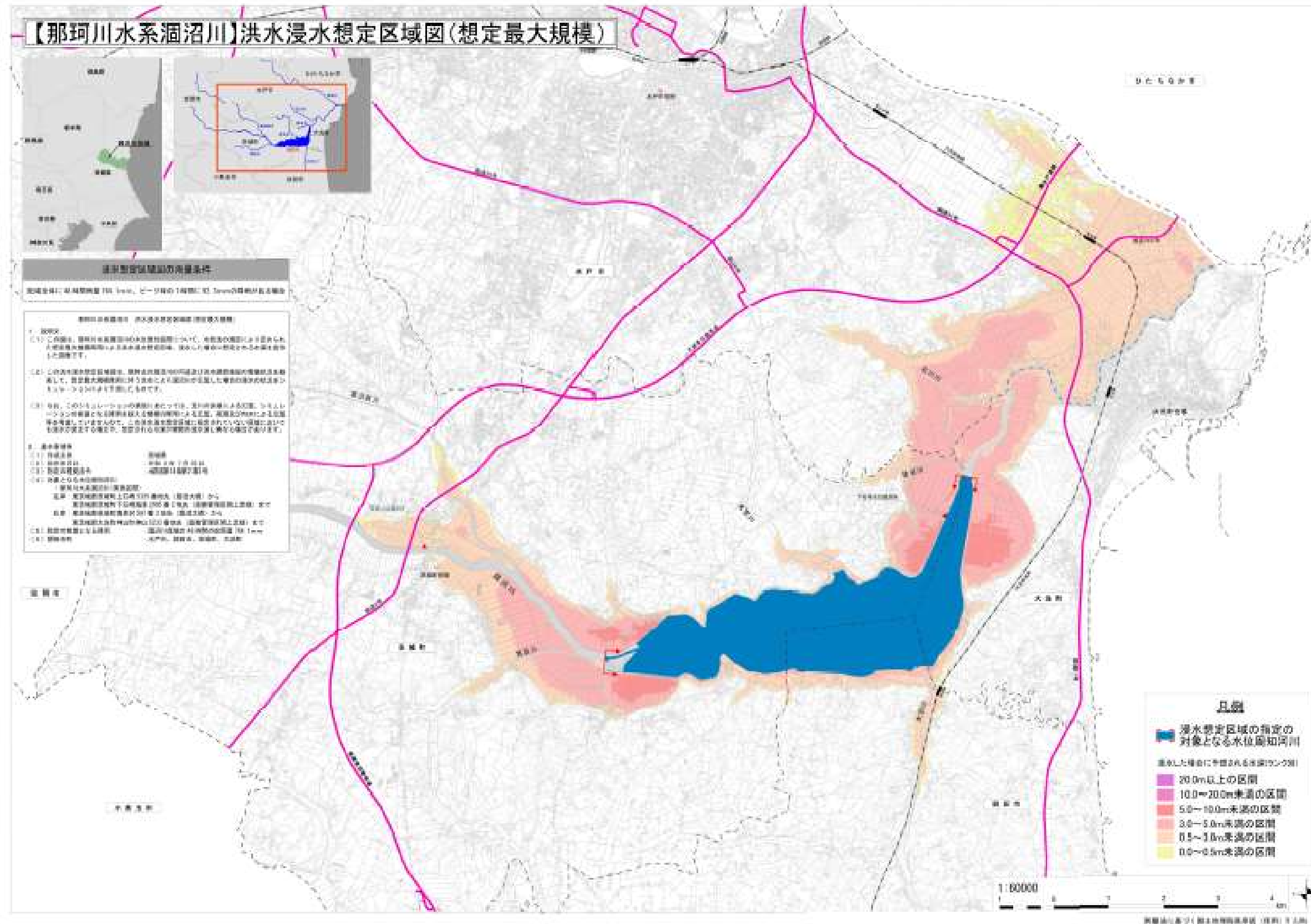
(令和4年度)

6-18

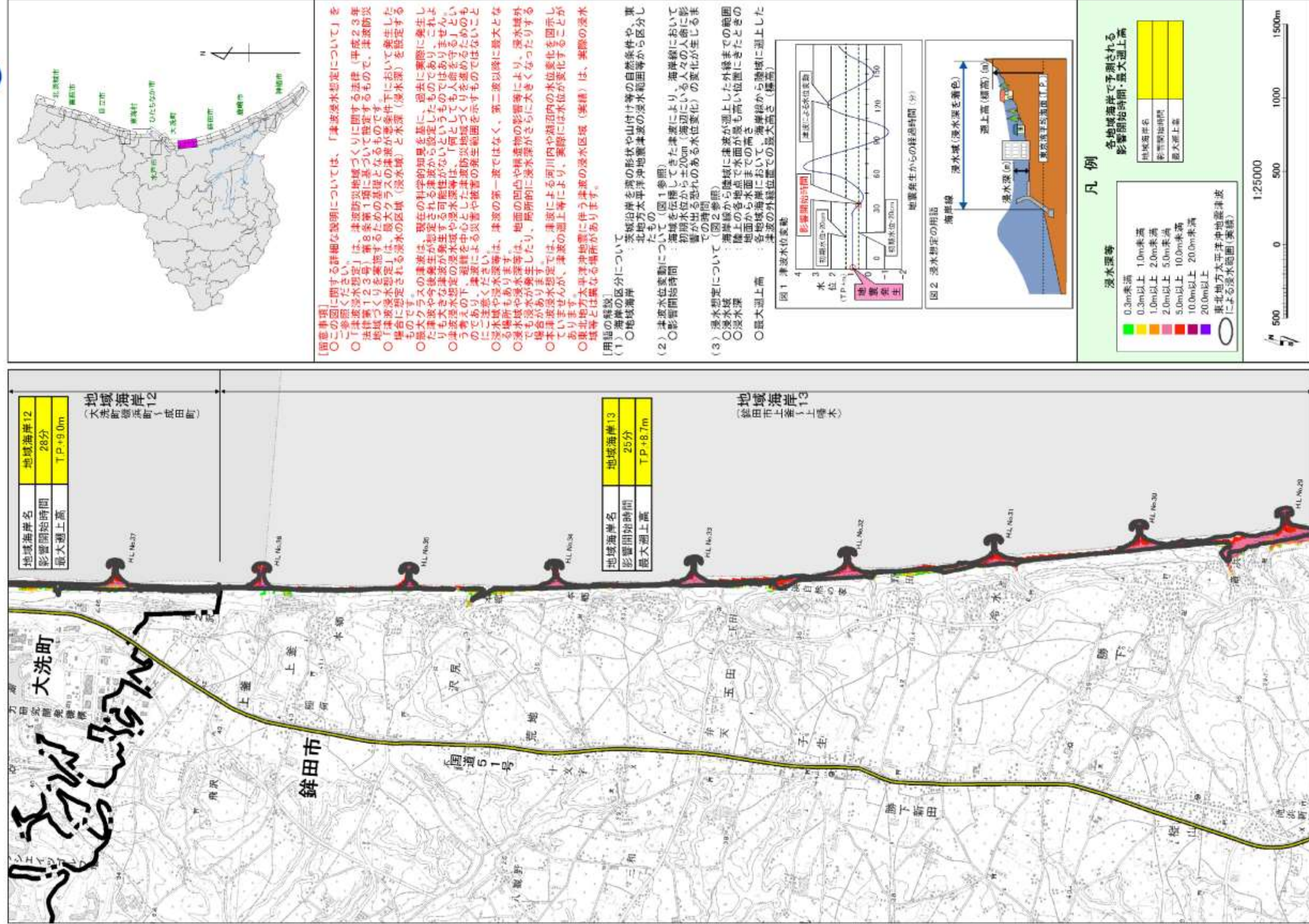
海岸名	事務所名	重要度		重要水防箇所			延長(m)	重要な理由	担当水防団体	想定される水防工法	備考
		種別	階級	市町村	地先名	位置					
上釜海岸	銚田工事	高潮	B	銚田市	上釜		3,500	越波	銚田市	積み土のう	
上釜海岸	銚田工事	侵食	B	銚田市	上釜		3,500	侵食越波	銚田市	積み土のう	
上釜海岸	銚田工事	地震	B	銚田市	上釜		219	液状化	銚田市	積み土のう	
玉田海岸	銚田工事	侵食	B	銚田市	玉田		2,400	侵食越波	銚田市	積み土のう	
玉田海岸	銚田工事	地震	A	銚田市	玉田		136	液状化	銚田市	積み土のう	
玉田海岸	銚田工事	堤防の開口部	B	銚田市	玉田		903	開口部からの遡上	銚田市	角落とし	
勝下海岸	銚田工事	侵食	B	銚田市	勝下		2,600	侵食越波	銚田市	積み土のう	
勝下海岸	銚田工事	地震	B	銚田市	勝下		498	液状化	銚田市	積み土のう	
柏熊海岸	銚田工事	侵食	B	銚田市	柏熊		1,400	侵食越波	銚田市	積み土のう	
柏熊海岸	銚田工事	堤防の開口部	B	銚田市	柏熊		14	開口部からの遡上	銚田市	角落とし	
大竹海岸	銚田工事	侵食	B	銚田市	大竹		3,273	侵食越波	銚田市	積み土のう	
大竹海岸	銚田工事	地震	B	銚田市	大竹		2,197	液状化	銚田市	積み土のう	
大竹海岸	銚田工事	堤防の開口部	B	銚田市	大竹		777	開口部からの遡上	銚田市	角落とし	
汲上海岸	銚田工事	高潮	B	銚田市	汲上		2,113	越波	銚田市	積み土のう	
汲上海岸	銚田工事	侵食	B	銚田市	汲上		3,200	侵食越波	銚田市	積み土のう	
汲上海岸	銚田工事	地震	B	銚田市	汲上		1,083	液状化	銚田市	積み土のう	

海岸名	事務所名	重要度		重要水防箇所			延長(m)	重要な理由	担当水防団体	想定される水防工法	備考
		種別	階級	市町村	地先名	位置					
汲上海岸	銚田工事	堤防の開口部	B	銚田市	汲上		2,244	開口部からの遡上	銚田市	角落とし	
上沢海岸	銚田工事	高潮	B	銚田市	上沢		611	越波	銚田市	積み土のう	
上沢海岸	銚田工事	侵食	B	銚田市	上沢		2,454	侵食越波	銚田市	積み土のう	
上沢海岸	銚田工事	地震	B	銚田市	上沢		1,821	液状化	銚田市	積み土のう	
上沢海岸	銚田工事	堤防の開口部	B	銚田市	上沢		699	開口部からの遡上	銚田市	角落とし	
飯島海岸	銚田工事	侵食	B	銚田市	飯島		200	侵食越波	銚田市	積み土のう	
飯島海岸	銚田工事	地震	B	銚田市	飯島		200	液状化	銚田市	積み土のう	
上幡木海岸	銚田工事	侵食	B	銚田市	飯島		1,160	侵食越波	銚田市	積み土のう	

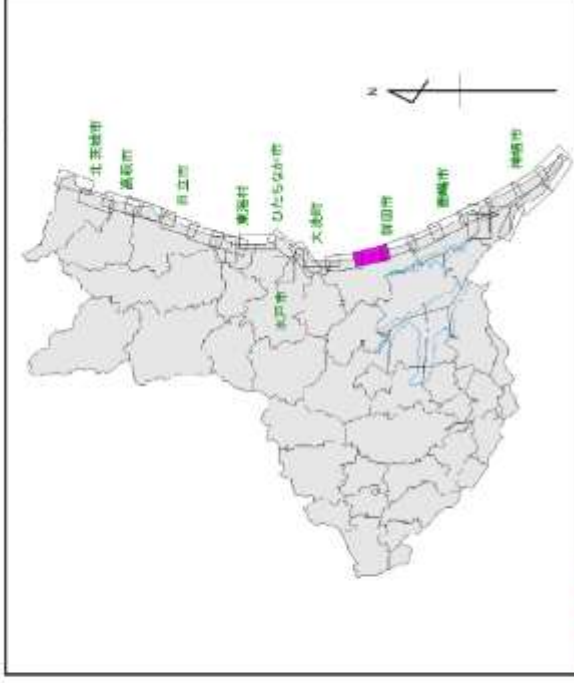
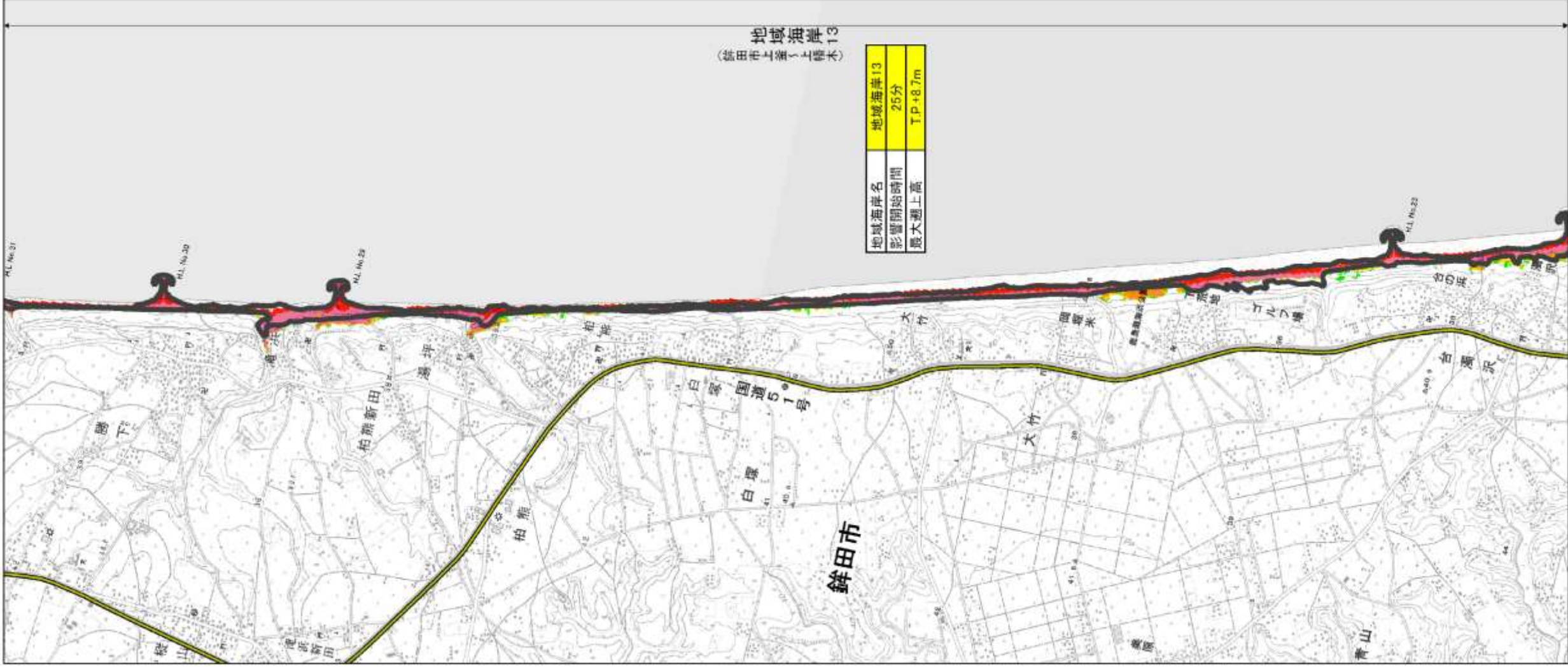
5-10 銚田市洪水浸水想定区域(涸沼川)



茨城県津波浸水想定図 市町村別図 地域海岸13 (鉾田市 1/3)



この地図は、国土庁建設省の委託を受けて、建設省の業務委託(建設省)が作成したものである。(建設省 平成24年度 第24号)



【留意事項】 に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」を参照してください。

○「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりに関する法律第12条第1項に基づいて設定するものです。

○「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が感条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と遡上高（浸水深）を設定するものです。

○最大遡上高の算定は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないとは限りません。

○津波浸水想定は、避難を中心とした津波防災地域づくりに進めるための参考として、避難を中心とした津波防災地域づくりに進めるためのものではありません。

○この算定は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所も含まれます。

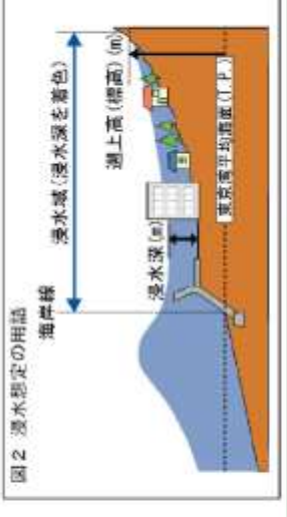
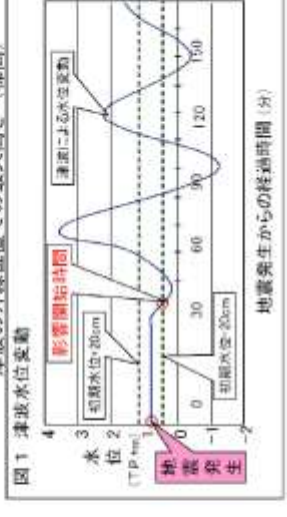
○浸水域や遡上高等は、地盤の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局所的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。

○本津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を明示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

○東北地方太平洋沖地震に伴う津波の浸水区域（実績）は、実際の浸水域とは異なる場所があります。

【用語の解説】

- (1) 海岸の区分について
 ○地域海岸
 茨城県沿岸を湾の形状や山付け等の自然条件や、東北地方太平洋沖地震津波の浸水範囲等から区分したものである。
- (2) 津波水位変動について（図1参照）
 ○影響開始時間
 海城を伝播してきた津波により、海岸線において初期水位から±20cm（海抜）にいる人々の人脚に影響が出る恐れのある水位変化）の変化が生じるまでの時間
- (3) 浸水想定について（図2参照）
 ○浸水域
 海岸線から陸域に津波が遡上した外縁までの範囲
 ○浸水深
 陸上の各地点で水面が最も高い位置にきたときの海面から水面までの高さ
 ○最大遡上高
 各地域海岸において、海岸線から陸域に遡上した津波の外縁位置での最大高さ（標高）



凡例

各地域海岸で予測される影響開始時間・最大遡上高

浸水深等	0.3m未満	1.0m未満	2.0m未満	5.0m未満	10.0m未満	20.0m未満	20.0m以上
	0.3m以上	1.0m以上	2.0m以上	5.0m以上	10.0m以上	20.0m以上	20.0m以上

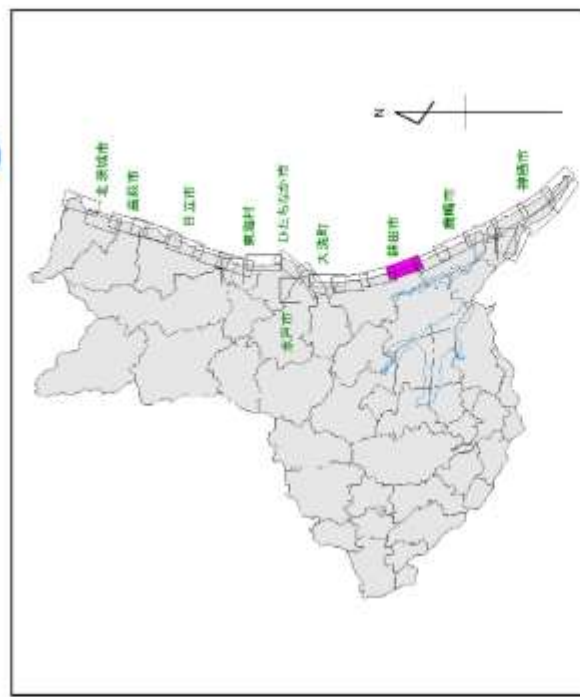
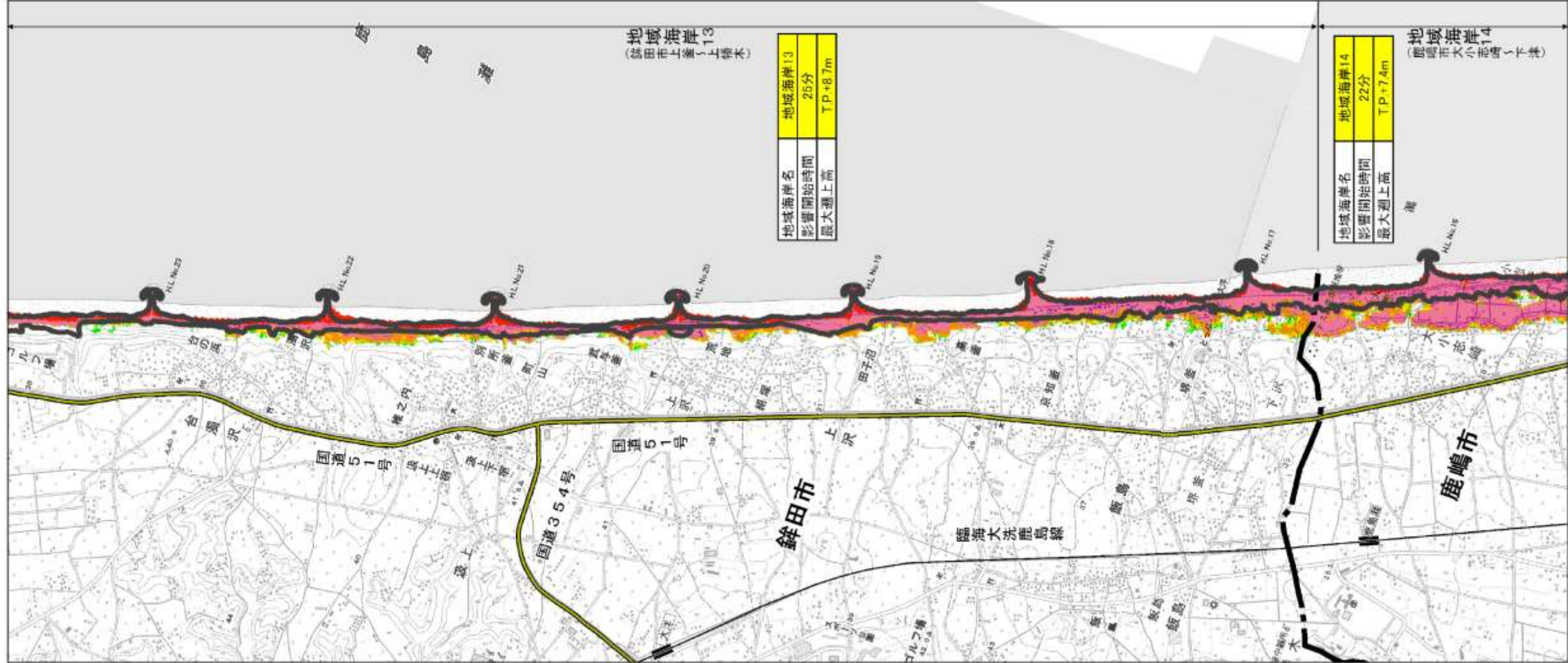
地域海岸名	地域海岸13
影響開始時間	25分
最大遡上高	TP+8.7m

1:25000

500 0 500 1000 1500m

この地図は、国土交通省の承認を得て、建設省の委託により作成されたものである。（建設省 平成24年8月作成）

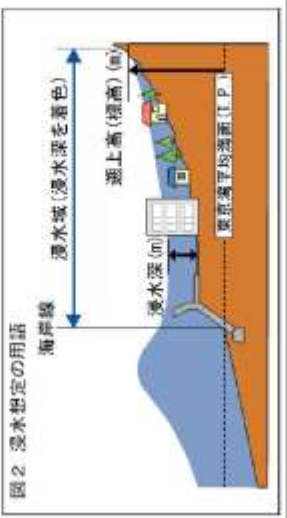
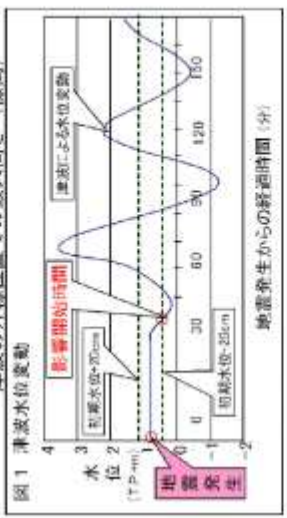
茨城県津波浸水想定図 市町村別図 地域海岸13 (鉾田市 3/3)



【留意事項】 図中の詳細な説明については、「津波浸水想定について」を参照してください。
 ○「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりに実施するための基礎となるものです。
 ○「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。
 ○最新の津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これより大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。「これより大きな津波」は、避難を中心とした津波防災地域づくりに進めるためのものとして、避難による被害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。
 ○浸水域や浸水深等は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場合も発生します。
 ○浸水域や浸水深等は、地面の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも発生します。
 ○本津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を回示していません。
 ○東北地方太平洋沖地震に伴う津波の浸水区域（実績）は、実際の浸水域等とは異なる場合があります。

【用語の解説】
 ○地域海岸：茨城県沿岸を流す河川の形状や山付け等の自然条件や、東北地方太平洋沖地震津波の浸水域等から区分したものである。
 ○影響開始時間：津波水位変動が開始した時刻から、海浜線において初潮水位から±20cm（海辺）に達するまでの時間。

（3）浸水想定について（図2参照）
 ○浸水域：海浜線から陸地に津波が遡上した外縁までの範囲。
 ○浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置にきたときの海面から水面までの高さ。
 ○最大遡上高：各地域海岸において、海浜線から陸地に遡上した津波の外縁位置での最大高さ（標高）。



凡例

各地域海岸で予測される影響開始時間・最大遡上高

浸水深等	0.3m未満
	0.3m以上 1.0m未満
	1.0m以上 2.0m未満
	2.0m以上 5.0m未満
	5.0m以上 10.0m未満
	10.0m以上 20.0m未満
	20.0m以上

○ 東北地方太平洋沖地震津波による浸水域（実績）

1:25000

0 500 1000 1500m

この地図は、国土交通省の委託を受けて、国土院の衛星測位システム（GPS）を用いて作成されたものである。（添付番号 甲34第1号、第2号）

5-2 急傾斜地崩壊危険箇所

急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅰ)

(自然斜面)

番号	箇所番号	箇所名	位置		延長 (m)	勾配 (度)	高さ (m)	保全人家戸数
1	401-I-001	田崎	田崎	田崎南	120	50	15	6
2	401-I-002	後山	沢尻	後山	150	50	24	6
3	401-I-003	単遠地	滝浜	単遠地	100	50	20	10
4	401-I-004	中沢	箕輪	中沢	100	54	5	5
5	401-I-005	上釜	上釜		250	37	16	8
6	402-I-001	阿玉	鳥栖	阿玉	300	60	15	6
7	402-I-002	新里	当間	新里	200	40	8	6
8	402-I-003	寄居	当間	寄居	50	60	12	5
9	402-I-004	塔ヶ崎-2	塔ヶ崎		150	50	14	5
10	402-I-005	塔ヶ崎	塔ヶ崎		270	50	19	12
11	402-I-006	塔ヶ崎-1	塔ヶ崎		50	50	15	5
12	402-I-007	権現台	銚田	権現台	100	50	18	5
13	402-I-008	古宿	銚田	古宿	100	45	13	11
14	402-I-009	木ノ宮	銚田	木ノ宮	300	60	19	20
15	402-I-010	木ノ宮-1	銚田	木ノ宮	120	40	20	8
16	402-I-011	後山	串挽	後山	156	60	16	6
17	402-I-012	古崎-1	高田	古崎	200	30	15	13
18	402-I-013	本郷	高田	本郷	200	50	13	8
19	402-I-014	中宿	畑田	中宿	350	65	17	10
20	402-I-015	宮内	安塚	宮内	150	58	8	5
21	402-I-016	新田	安塚	新田	150	50	16	6
22	402-I-021	半原	半原		195	35	25	7
23	402-I-022	菅野谷	菅野谷		100	35	7	5
24	402-I-023	銚田C	銚田		40	35	18	1
25	403-I-001	宮下	二重作	宮下	420	60	15	11
26	403-I-002	峰	梶山	峰	200	60	23	12
27	403-I-003	峰-1	梶山	峰	200	60	23	6
28	403-I-004	井ノ塙	阿玉	井ノ塙	270	65	18	11
29	403-I-005	下宿	札	下宿	210	50	18	13
30	403-I-006	阿弥陀久保	札	阿弥陀久保	150	55	18	7
31	403-I-007	阿弥陀久保-1	札	阿弥陀久保	170	50	10	5
32	403-I-008	館野久保	札	館野久保	70	55	15	5

番号	箇所番号	箇所名	位置		延長 (m)	勾配 (度)	高さ (m)	保全人 家戸数
33	403-I-009	井ノ上	中居	井ノ上	140	55	13	5
34	403-I-010	貝塚	上幡木	貝塚	140	60	6	6
35	403-I-011	根畑	阿玉	根畑	224	50	25	6
36	403-I-012	梶山	梶山		130	45	13	7
37	403-I-013	江川	江川		290	40	20	12
38	403-I-014	上幡木	上幡木		205	45	15	6

(人工斜面)

番号	箇所番号	箇所名	位置		延長 (m)	勾配 (度)	高さ (m)	保全人 家戸数
1	402-I-017	遠峰	当間	遠峰	100	50	20	5
2	402-I-018	髭前	塔ヶ崎	髭前	120	65	18	5
3	402-I-019	富士峰	鉾田	富士峰	30	65	10	0
4	402-I-020	皿方	畑田	皿方	300	70	20	10

急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅱ)

(自然斜面)

番号	箇所番号	箇所名	位置		延長 (m)	勾配 (度)	高さ (m)	保全人 家戸数
1	401-II-001	湯坪	湯坪		100	48	19	2
2	401-II-002	玉田	玉田		80	35	20	1
3	402-II-001	上富田	上富田		50	50	20	1
4	402-II-002	大和田	大和田		80	50	16	3
5	402-II-003	徳宿A	徳宿		150	45	17	3
6	402-II-004	徳宿B	徳宿		70	53	15	4
7	402-II-005	徳宿C	徳宿		100	37	17	1
8	402-II-006	鉾田A	鉾田		60	60	12	2
9	402-II-007	鉾田B	鉾田		40	43	7	1
10	402-II-008	畑田A	畑田		50	54	11	1
11	402-II-010	畑田B	畑田		50	45	15	1
12	402-II-011	安塚A	安塚		40	40	12	1
13	402-II-013	安塚C	安塚		40	45	17	1
14	402-II-014	安塚D	安塚		90	33	13	3
15	402-II-015	安塚E	安塚		60	65	10	1
16	402-II-016	串挽	串挽		80	30	15	1

〔6〕 5-2 急傾斜地崩壊危険箇所

番号	箇所番号	箇所名	位置		延長 (m)	勾配 (度)	高さ (m)	保全人家戸数
17	402-Ⅱ-017	苅宿	苅宿		80	40	20	1
18	402-Ⅱ-018	秋山A	秋山		120	55	20	2
19	402-Ⅱ-019	秋山B	秋山		100	38	18	2
20	402-Ⅱ-020	当間A	当間		120	40	14	4
21	402-Ⅱ-022	当間C	当間		60	53	15	1
22	402-Ⅱ-023	当間D	当間		130	38	20	2
23	402-Ⅱ-024	塔ヶ崎A	塔ヶ崎		50	40	18	1
24	402-Ⅱ-025	安房A	安房		80	50	8	2
25	402-Ⅱ-026	安房B	安房		110	32	7	3
26	402-Ⅱ-027	畑田C	畑田		50	72	8	1
27	402-Ⅱ-028	徳宿D	徳宿		70	75	6	1
28	403-Ⅱ-001	二重作	二重作		200	40	15	3

(人工斜面)

番号	箇所番号	箇所名	位置		延長 (m)	勾配 (度)	高さ (m)	保全人家戸数
1	402-Ⅱ-009	田中	畑田	田中	50	60	18	1
2	402-Ⅱ-012	安塚B	安塚		80	63	9	1
3	402-Ⅱ-021	当間B	当間		300	40	20	2

急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅲ)

(自然斜面)

番号	箇所番号	箇所名	位置		延長 (m)	勾配 (度)	高さ (m)	保全人家戸数
1	401-Ⅲ-001	中沢 a	箕輪	中沢	110	45	5	
2	401-Ⅲ-002	大神	田崎	大神	180	30	15	
3	401-Ⅲ-003	造谷	造谷		330	45	5	
4	401-Ⅲ-004	上太田	上太田		20	39	10	
5	402-Ⅲ-001	大和田 a	大和田		100	30	15	
6	402-Ⅲ-002	下富田	下富田		100	30	10	
7	402-Ⅲ-003	徳宿 a	徳宿		100	30	10	
8	402-Ⅲ-004	鳥栖	鳥栖		160	30	15	
9	402-Ⅲ-005	秋山 a	秋山		100	32	5	
10	402-Ⅲ-006	塔ヶ崎 a	塔ヶ崎		190	38	20	
11	402-Ⅲ-007	塔ヶ崎 b	塔ヶ崎		330	56	15	

番号	箇所番号	箇所名	位置		延長 (m)	勾配 (度)	高さ (m)	保全人 家戸数
12	402-Ⅲ-008	玄生	畑田	玄生	100	30	15	
13	402-Ⅲ-009	安塚 a	安塚		180	45	10	
14	403-Ⅲ-001	二重作 a	二重作		910	35	20	
15	403-Ⅲ-002	青山 a	青山		170	45	20	
16	403-Ⅲ-003	青山 b	青山		260	45	20	
17	403-Ⅲ-004	青山 c	青山		200	30	30	
18	403-Ⅲ-005	大蔵 a	大蔵		380	38	20	
19	403-Ⅲ-006	大蔵 b	大蔵		150	63	10	
20	403-Ⅲ-007	阿玉 a	阿玉		210	38	20	
21	403-Ⅲ-008	大蔵 c	大蔵		160	38	20	
22	403-Ⅲ-009	阿玉 b	阿玉		190	45	20	
23	403-Ⅲ-010	阿玉 c	阿玉		440	51	10	

※土砂災害危険箇所：国の要領に基づき県が平成9年度から12年度の間実施した調査によって抽出した箇所

危険箇所Ⅰ：被害想定区域内に人家5戸以上等（5戸未満であっても官公署，学校，病院，社会福祉施設等の災害時要援護者施設等のある箇所を含む）を含む箇所

危険箇所Ⅱ：被害想定区域内に人家1～4戸を含む箇所

危険箇所Ⅲ：被害想定区域内に人家はないが，今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所

5-3 土砂災害警戒区域一覧

自然現象の種類：急傾斜地の崩壊

平成31年3月31日現在

番号	箇所番号	箇所名	所在地	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域
1	401-I-001	田崎	田崎	○	
2	401-I-002	後山	沢尻	○	○
3	401-I-003	玉沢道添	勝下	○	○
4	401-I-005	上釜	上釜	○	○
5	402-I-001-1	阿玉	鳥栖字阿玉	○	○
	402-I-001-2	阿玉	鳥栖字阿玉	○	○
6	402-I-002	新里	当間字新里	○	○
7	402-I-003	寄居	当間字寄居	○	○
8	402-I-004	塔ヶ崎-2	塔ヶ崎	○	
9	402-I-005-1	塔ヶ崎	塔ヶ崎	○	○
	402-I-005-2	塔ヶ崎	塔ヶ崎	○	
10	402-I-006	塔ヶ崎-1	塔ヶ崎	○	○
11	402-I-007	権現台	鉾田字権現台	○	○
12	402-I-008	古宿	鉾田字古宿	○	○
13	402-I-009	木ノ宮	鉾田字木ノ宮	○	○
14	402-I-010	木ノ宮-1	鉾田字木ノ宮	○	○
15	402-I-011	後山	鉾田字後山	○	
16	402-I-012-1	古崎-1	高田字古崎	○	○
	402-I-012-2	古崎-1	高田字古崎	○	○
17	402-I-013	本郷	高田字本郷	○	○
18	402-I-014	中宿	畑田字中宿	○	○
19	402-I-015	宮内	安塚字宮内	○	○
20	402-I-016	新田	安塚字新田	○	○
21	402-I-017	遠峰	当間字遠峰	○	○
22	402-I-018	髭前	塔ヶ崎字髭前	○	○
23	402-I-019	富士峰	鉾田字富士峰	○	○
24	402-I-020	皿方	畑田字皿方	○	○
25	402-I-021	半原	半原	○	○
26	402-I-022	菅野谷	菅野谷	○	○
27	402-I-023	鉾田C	鉾田	○	○
28	403-I-001	宮下	二重作	○	○
29	403-I-002	峯	梶山	○	○
30	403-I-003	梶山	梶山	○	○
31	403-I-004	阿玉	阿玉	○	○
32	403-I-005	札	札	○	○
33	403-I-006	阿弥陀久保	札	○	○
34	403-I-007	根道	札	○	○
35	403-I-008	館の久保	札	○	○
36	403-I-009	中居	中居	○	○
37	403-I-010	小柳	上幡木	○	○
38	403-I-011	阿玉-2	阿玉	○	○
39	403-I-012	梶山-2	梶山	○	○
40	403-I-013	大峯山	中居	○	○

番号	箇所番号	箇所名	所在地	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域
41	403-I-014	根畑	上幡木	○	○
42	401-II-001	湯坪	湯坪	○	○
43	401-II-002	玉田	玉田	○	○
44	402-II-001-1	上富田	上富田	○	○
	402-II-001-2	上富田	上富田	○	○
45	402-II-002-1	大和田	大和田	○	○
	402-II-002-2	大和田	大和田	○	○
46	402-II-003-1	徳宿 A	徳宿	○	○
	402-II-003-2	徳宿 A	徳宿	○	○
47	402-II-004-1	徳宿 B	徳宿	○	○
	402-II-004-2	徳宿 B	徳宿	○	○
48	402-II-006-1	鉾田 A	鉾田	○	○
	402-II-006-2	鉾田 A	鉾田	○	○
49	402-II-007	鉾田 B	鉾田	○	○
50	402-II-008	畑田 A	畑田	○	○
51	402-II-009	田中	畑田	○	○
52	402-II-010	畑田 B	畑田	○	○
53	402-II-011	安塚 A	安塚	○	○
54	402-II-012	安塚 B	安塚	○	○
55	402-II-013	安塚 C	安塚	○	○
56	402-II-014	安塚 D	安塚	○	○
57	402-II-015	安塚 E	安塚	○	○
58	402-II-016-1	串挽	串挽	○	○
	402-II-016-2	串挽	串挽	○	○
59	402-II-017	借宿	借宿	○	○
60	402-II-018-1	秋山 A	秋山	○	○
	402-II-018-2	秋山 A	秋山	○	○
61	402-II-019	秋山 B	秋山	○	○
62	402-II-020	当間 A	当間	○	○
63	402-II-021	当間 B	当間	○	○
64	402-II-022	当間 C	当間	○	○
65	402-II-023	当間 D	当間	○	○
66	402-II-024-1	塔ヶ崎 A	塔ヶ崎	○	○
	402-II-024-2	塔ヶ崎 A	塔ヶ崎	○	○
67	402-II-025	安房 A	安房	○	○
68	402-II-026	安房 B	安房	○	○
69	402-II-027	畑田 C	畑田	○	○
70	402-II-028	徳宿 D	徳宿	○	○
71	403-II-001	二重作	二重作	○	○
72	401-III-001	中沢 a	箕輪	○	○
73	401-III-002	大神	田崎	○	○
74	402-III-001	大和田 a	大和田	○	○
75	402-III-002	下富田	下富田	○	○
76	402-III-007	塔ヶ崎 b	塔ヶ崎	○	○
77	402-III-009	安塚 a	安塚	○	○
78	403-III-001	二重作 a	二重作	○	○
79	403-III-002	青山 a	青山	○	○

〔6〕 5-3 土砂災害警戒区域一覽

番号	箇所番号	箇所名	所在地	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域
80	403-Ⅲ-003	青山 b	青山	○	○
81	403-Ⅲ-004	青山 c	青山	○	○
82	403-Ⅲ-005	大蔵 a	大蔵	○	○
83	403-Ⅲ-006	大蔵 b	大蔵	○	○
84	403-Ⅲ-007	阿玉 a	阿玉	○	○
85	403-Ⅲ-008-1	大蔵 c	大蔵	○	○
	403-Ⅲ-008-2	大蔵 c	大蔵	○	○
86	403-Ⅲ-009	阿玉 b	阿玉	○	○
87	403-Ⅲ-010	阿玉 c	阿玉	○	○

5-4 急傾斜地崩壊危険区域

平成31年3月31日現在

箇所番号	箇所名	位置		勾配(度)	高さ(m)	延長(m)	面積(ha)	保全人家戸数	指定年月日
14	塔ヶ崎	塔ヶ崎		40	15	160	1.38	13	S.49.1.31
39	古宿	鉾田	権現台	45	25	200	1.50	36	S.53.7.27
46	串挽	串挽	後山	45	16	161	1.40	11	S.54.8.20
14-2	塔ヶ崎	塔ヶ崎		50	19	175	1.55	19	S.54.8.20
59	田崎	田崎	田崎南	45	15	120	0.8	6	S.55.10.27
70	阿弥陀久保	札	阿弥陀久保	45	18	110	0.4	5	S.56.9.10
92	塔ヶ崎-2	塔ヶ崎		50	15	77	0.27	6	S.58.10.6
105	札	札	下宿	50	18	200	0.7	12	S.60.11.25
123	阿玉	阿玉	井ノ塙	40	18	275	1.10	8	S.63.3.24
124	館の久保	札	館ノ久保	45	15	102	0.43	10	S.63.3.24
143	中宿	畑田	中宿	50~70	17~20	303	2.195	17	H.2.8.27
148	根道	札	阿弥陀久保	40~60	7~13	150	0.420	7	H.3.5.20
163	阿玉-2	阿玉	根畑	50	14~25	440	1.592	7	H.4.8.20
166	七軒町	鉾田	木ノ宮	40~50	18~25	254	1.347	20	H.5.2.12
172	塔ヶ崎-3	塔ヶ崎		40~55	12~15	78	0.309	5	H.5.3.8
177	中居	中居	井ノ上	30~55	6.5~22.9	424	1.833	10	H.5.3.22
186	峯	梶山	峰	45~55	20~25	230	1.620	17	H.6.4.11
194	槁向(ハムカイ)	半原	槁向	30~40	20~25	195	1.083	8	H.6.12.1
201	皿方	畑田	皿方	45~85	22~25	38	0.128	5	H.7.9.7
216	本郷	高田	本郷	35~65	6~30	370	1.732	40	H.9.4.17
227	宮下	二重作	宮内	30~60	13~23	153	0.703	5	H.11.6.17
238	大峯山	中居	根道	32~51	5.6~21.6	73.3	0.20	5	H.14.2.21
239	根畑	中居	根畑	32~42	5.0~19.2	102	0.28	6	H.14.2.21
250	梶山	梶山	稲荷山	40~53	21.0~23.0	108.5	0.420	9	H.15.2.27
265	梶山-2	梶山	小屋下	30~43	13.0~22.5	130	0.585	5	H.17.3.24
276	二重作	二重作	西ノ原	30~41	6.0~16.0	148	0.544	5	H.19.3.26
166-2	七軒町	鉾田		38~47	10.1~19.0	213.5	1.015	21	H.30.12.20

5-5 山腹崩壊危険地区

(令和2年3月31日現在)

種 別	整理番号	所 在	地 区 名
山腹崩壊	358	二重作	二重作

※山腹崩壊危険地区：地形（傾斜，土層深），地質，林況等からみて，山腹崩壊により人家，公共施設等に被害を与えるおそれがある地区。

5-6 崩壊土砂流出危険地区

(令和2年3月31日現在)

種 別	整理番号	所 在	地 区 名
土砂流出	465	上沢	上沢砂子

※崩壊土砂流出危険地区：地形（傾斜，土層深，溪床勾配），地質，林況等からみて，山腹崩壊等により発生した土砂が土石流となって流出し，人家，公共施設等に被害を与えるおそれがある地区。

5-7 海岸防災林荒廃危険地区

(令和2年3月31日現在)

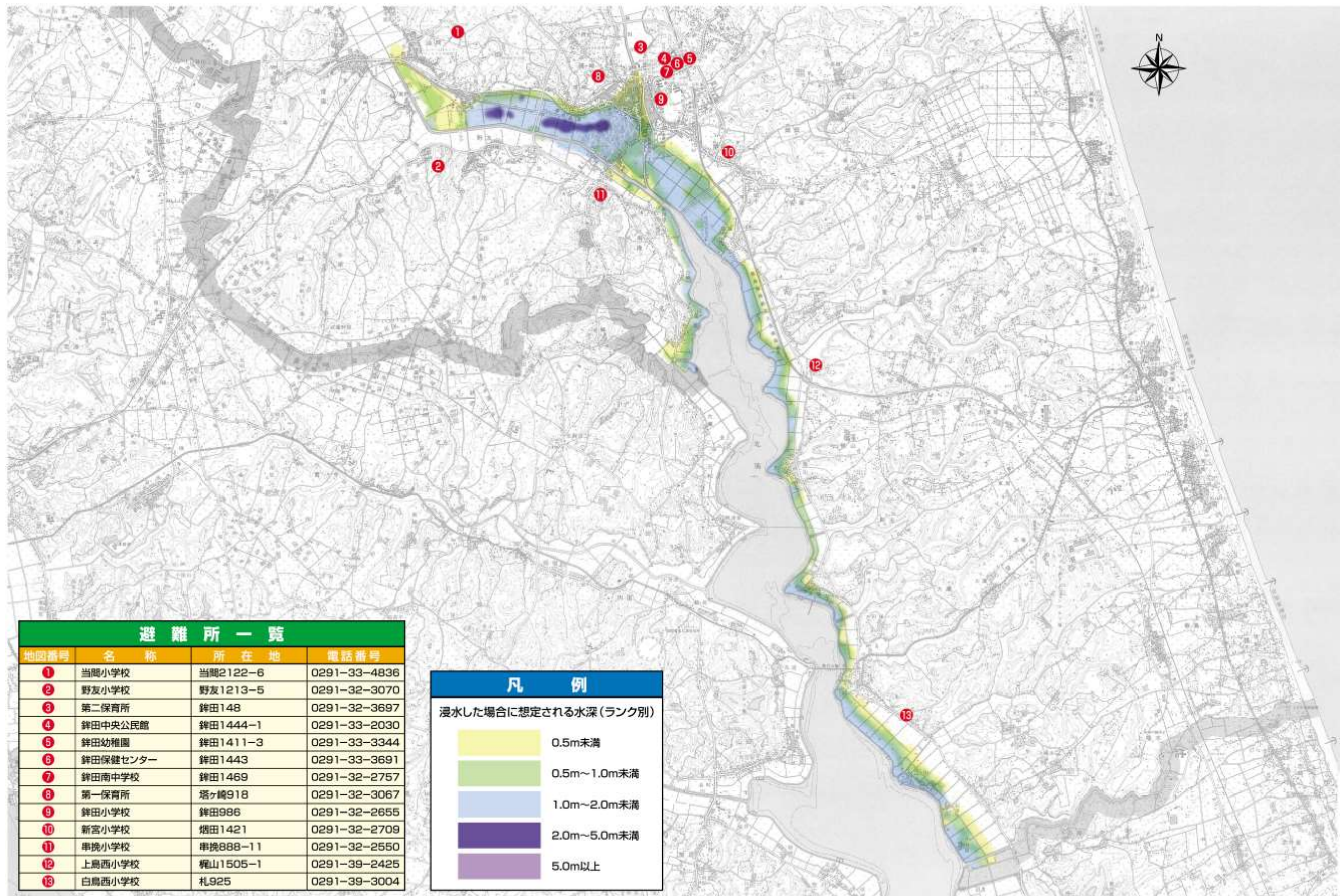
番 号	旧 町 村	地 区 名
1	旭	市 之 沢
2	旭	上 釜
3	旭	沢 尻
4	旭	荒 地
5	旭	玉 田
6	旭	冷 水
7	旭	勝 下
8	旭	滝 浜
9	銚 田	柏 熊
10	銚 田	下 荒 地
11	大 洋	台 濁 沢
12	大 洋	汲 上
13	大 洋	上 沢

5-8 ため池一覧

(令和3年5月31日現在)

施設番号	河川名	施設名称	所在地	貯水面積 (千㎡)	貯水量 (千m ³)
(旧旭村)					
1	大谷川	上谷原池	鹿田字仙上412	0.9	14.0
2	大谷川	三叉池	上釜字大堀込574-11	2.8	4.0
3	大谷川	神田池	荒地字新田718	4.5	9.0
4	大谷川	烏田池	荒地字花幸606-1613	5.0	12.0
5	大谷川	大沼池	鹿田字大沼749-1, -268, -269	20.0	12.0
6	銚田川	大溜池	鹿田字大溜井1017	6.0	15.0
7	大谷川	田苗池	子生字滝ノ沢548	2.0	4.0
8	銚田川	三条池	鹿田字大沼935	5.0	9.0
(旧銚田町)					
1	巴川	新田後池	紅葉字新田後923	3.4	3.0
2	巴川	後池	青柳字藤久保タイ2129	4.6	3.5
3	巴川	水貫池	青柳字水貫2141	0.6	0.3
4	巴川	ミロク池	青柳字ミロクタイ2205	3.0	1.5
5	巴川	古屋台池	青柳字古屋台2983	0.6	0.2
6	巴川	正後田池	青柳字天坊2923	1.4	1.0
7	巴川	宮池	串挽字宮下744-1	4.7	1.3
8	巴川	源蔵地池	串挽字源蔵地1280	9.4	8.0
9	銚田川	しんため池	大戸字鶴ヶ谷泉上243	6.0	4.5
(旧大洋村)					
1	北浦	谷上池	梶山字池ノ上2317	5.0	5.0
2	北浦	五明池	梶山字五明796	2.5	1.9
3	北浦	十人取池	梶山字十人取808	0.7	0.2
4	北浦	福泉寺池	大蔵字馬場116	6.1	0.9

5-9 銚田市洪水浸水想定区域(霞ヶ浦北浦)



6 輸送に関する資料

6-1 緊急輸送道路一覧

※今後概ね5年以内に供用予定を含む

第1次緊急輸送道路

路線番号	路線名	起 点 側	終 点 側
(高速自動車国道)			
E51	東関東自動車道 水戸線	鉾田市(鉾田 IC)から (東茨城郡茨城町(茨城空港北 IC)から)	東茨城郡茨城町(茨城町 JCT) まで
E51	東関東自動車道 水戸線	潮来市(潮来 IC)から	鉾田市(鉾田 IC) まで
(一般国道)			
51	国道51号	稲敷市県境(千葉県)から	水戸市三の丸(水戸駅前交差点) まで
354	国道 354 号	土浦市若松町 土浦笠間線(若 松町交差点)から	鉾田市汲上 国道51号(大洋総 合支所入口交差点)まで
(主要地方道)			
2	水戸鉾田佐原線	鉾田市滝浜 国道51号分岐か ら	鉾田市塔ヶ崎 主要地方道小川 鉾田線(塔ヶ崎交差点)まで
8	小川鉾田線	小美玉市与沢 一般県道大和 田羽生線交差から	鉾田市塔ヶ崎 主要地方道水戸 鉾田佐原線(塔ヶ崎交差点)まで
18	茨城鹿島線	東茨城郡茨城町奥谷 (主)大 洗友部線交差から	鉾田市紅葉 一般県道紅葉石岡 線交差まで
18	茨城鹿島線	鉾田市飯名 一般県道鉾田茨 城線交差から	鉾田市塔ヶ崎 主要地方道水戸 鉾田佐原線(塔ヶ崎坂上交差点) まで
(一般県道)			
144	紅葉石岡線	鉾田市紅葉 主要地方道茨城 鹿島線交差から	小美玉市中延 主要地方道玉里 水戸線(派出所前交差点)まで

第2次緊急輸送道路

路線番号	路線名	起点側	終点側
(主要地方道)			
2	水戸鉾田佐原線	鉾田市鉾田 主要地方道茨城鹿島線(中根交差点)から	鉾田市鉾田 主要地方道小川鉾田線交差まで
2	水戸鉾田佐原線	鉾田市塔ヶ崎 主要地方道小川鉾田線(塔ヶ崎交差点)から	行方市麻生 国道355号(麻生交差点)まで
8	小川鉾田線	鉾田市塔ヶ崎 主要地方道水戸鉾田佐原線(塔ヶ崎交差点)から	鉾田市鉾田 主要地方道水戸鉾田佐原線交差まで
16	大洗友部線	東茨城郡大洗町大貫町 国道51号(夏海IC入口交差点)から	東茨城郡茨城町長岡 主要地方道茨城鹿島線交差まで
18	茨城鹿島線	鉾田市紅葉 一般県道紅葉石岡線(紅葉北交差点)から	鉾田市飯名 一般県道鉾田茨城線交差まで
18	茨城鹿島線	鉾田市鉾田 主要地方道水戸鉾田佐原線(中交差点)から	鹿嶋市爪木 一般県道須賀北埠頭線交差まで
(一般県道)			
114	下太田鉾田線	鉾田市箕輪 主要地方道大洗友部線交差から	鉾田市安房 主要地方道水戸鉾田佐原線(鉾田土木前交差点)まで

第3次緊急輸送道路

路線番号	路線名	起点側	終点側
(主要地方道)			
50	水戸神栖線	小美玉市下吉影 小美玉市道交差から	鉾田市上富田 主要地方道茨城鹿島線(上富田交差点)まで
(市町村道)			
	8-5062号線	鉾田市鉾田 主要地方道小川鉾田線交差から	高須病院まで
	8-5103号線 8-5014号線	鉾田市鉾田 主要地方道水戸鉾田佐原線(鉾田市役所入口交差点)から	潮来保健所鉾田支所まで
	8-5104号線 8-5105号線	鉾田市大字塔ヶ崎 主要地方道小川鉾田線交差から	鉾田警察署まで

6-2 茨城県防災ヘリコプター応援要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県が設置する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）による県内の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）に対する災害による被害拡大防止のための応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応援の要請)

第2条 災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長又は消防長（以下「発災市町村等の長」という。）は、当該災害について、次の各号のいずれかに該当することにより防災ヘリの応援を必要と判断した場合は、知事に対してその要請をすることができる。

- (1) 災害が複数の市町村等に拡大するおそれがある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては、災害防止が著しく困難と認められる場合
- (3) 被害者の救急搬送その他、防災ヘリの応援が必要と認められる場合

(応援要請の方法)

第3条 応援の要請は、県防災・危機管理部消防安全課防災航空室あてに、電話等により次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害発生現場の最高指揮者の職氏名及び連絡方法
- (5) 飛行場以外の離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第4条 知事は、前2条の規定により防災ヘリの応援の要請を受けた場合は、災害発生現場の気象状況等を確認し、応援が必要と認めるときは、消防安全課防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）を派遣するものとする。

2 知事は、防災ヘリの応援の要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第5条 災害現場における防災航空隊の指揮は、派遣を受けた発災市町村等の長が行うものとする。ただし、緊急の場合の防災航空隊の指揮は、災害現場の最高指揮者が行うことができる。

(経費負担)

第6条 防災ヘリの応援に要する費用は、県が負担するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、防災ヘリの応援に関し必要な事項は、県が市町村等と協議して定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

6-3 茨城県防災ヘリコプター運航管理要綱

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 防災航空隊（第4条－第8条）
- 第3章 運航管理（第9条－第18条）
- 第4章 使用手続（第19条－第21条）
- 第5章 安全管理等（第22条）
- 第6章 教育訓練（第23条・第24条）
- 第7章 事故防止対策等（第25条－第27条）
- 第8章 雑則（第28条・第29条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、茨城県防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の運航管理等について必要な事項を定めることにより、航空機の安全かつ効果的な運用を図ることを目的とする。

（他の法令との関係）

第2条 航空機の運航管理については、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 航空機等 航空機，航空機用装備品，防災業務活用装備品等をいう。
- (2) 防災業務 航空機を使用して行う救急活動，救助活動，災害応急対策活動，火災防御活動その他の防災活動に関する業務をいう。
- (3) 航空隊員 航空機に搭乗し，防災業務に従事する消防安全課防災航空室の職員をいう。
- (4) 自隊訓練 消防安全課防災航空室が隊員の基本技術及び応用技術の習得を図るため，独自で行う訓練をいう。
- (5) 運航計画 航空機を効率的に運航するため，防災業務，自隊訓練等について定める飛行計画をいう。
- (6) 委託会社 県が航空機の操縦，整備点検等の運航管理業務を委託する運航会社をいう。

第2章 防災航空隊

（防災航空隊の設置）

第4条 消防安全課防災航空室（以下「防災航空室」という。）に茨城県防災航空隊（以下「航空隊」という。）を置く。

2 航空隊は、航空機に搭乗し、直接、防災業務に従事する。

3 航空隊に、隊長、副隊長及び隊員を置く。

4 隊長及び副隊長は、隊員の中から消防安全課長が指名する。

(隊長の任務)

第5条 隊長は、運航指揮者として、副隊長及び隊員を指揮監督し、防災業務の安全かつ効果的な遂行に努めなければならない。

(副隊長の任務)

第6条 副隊長は、隊長を補佐し、隊員を指揮監督し、防災業務の万全を期さなければならない。

2 隊長に事故があるときは、消防安全課長があらかじめ定めた順序によりその職務を代行する。

(隊員の任務)

第7条 隊員は、隊長及び副隊長の指揮に従い、航空機の性能と災害等の状況に即応した防災業務に努めなければならない。

2 隊員は、防災業務の遂行に当たっては十分安全を確認するとともに、関係法令等を遵守し、所期の目的を達成するよう努めなければならない。

(航空機に搭乗する者の指定)

第8条 消防安全課長は、航空機を運航する場合には、搭乗する航空隊員を指定するとともに、運航目的、任務等を明示して該当運航の責任体制を明確にしなければならない。

第3章 運航管理

(総括管理者)

第9条 航空機の運航管理の総括は、防災・危機管理部長（以下「総括管理者」という。）が行う。

(運航管理責任者)

第10条 航空隊の指揮監督、航空機の運航、航空機等の維持管理など航空機の運航管理に関する事務は、消防安全課長（以下「運航管理責任者」という。）が掌理する。

(運航計画)

第11条 防災業務、自隊訓練等を適正かつ円滑に行うため、航空機の運航計画を定めなければならない。

2 運航計画は、茨城県防災ヘリコプター年間運航計画（様式第1号）及び茨城県防災ヘリコプター月間運航計画（様式第2号）とし、それぞれ運航管理責任者が定めるものとする。

(航空機等の管理)

第12条 総括管理者は、法第23条及び第25条で定める技能証明書を有する委託会社の整備士による整備点検を受けなければ、航空機を航空の用に供してはならない。

2 運航管理責任者は、備品を適正に管理し、航空機等の性能を最大限発揮できる状態にしておかなければならない。

(航空機乗組員及び救助員等の管理)

第13条 総括管理者は、体内にアルコールを保有する状態の者を、航空業務及び航空消防活動に従事させてはならない。

2 運行管理責任者は、航空機乗組員及び救助員等の飲酒による運航の影響について、適正な管

理及び教育をしなければならない。

- (1) 航空機乗組員及び救助員等は勤務開始前にアルコール検査を行う。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は航空業務及び航空消防活動は行わないこととする。
 - イ 身体に血液1ℓにつき0.2g以上又は呼気1ℓにつき0.09mg以上のアルコール濃度を保有している場合。
 - ロ 前イの規定にかかわらず、酒精飲料の影響により、反応速度の遅延など航空機の正常な運航ができない恐れがある、地上への降下ホイス操作等における判断ミス等の恐れがあると認められる場合。
 - ハ 飲酒後8時間以内の場合。

(運航基準)

第14条 航空機は、次に掲げる活動で、航空機の特性を十分活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航するものとする。

- (1) 救急活動
 - イ 山村等からの救急患者の搬送
 - ロ 傷病者発生地への医師搬送及び医療機材等の輸送
 - ハ 高度医療機関のない地域からの傷病者の転院搬送
 - ニ 高速道路等の大規模事故における傷病者の搬送
- (2) 救助活動
 - イ 河川、湖沼、海等での水難事故等における捜索・救助
 - ロ 山岳遭難事故等における捜索・救助
 - ハ 高層建築物火災による救助
 - ニ 山崩れ等の災害により、陸上から接近できない被災者等の救出
- (3) 災害応急対策活動
 - イ 地震、台風、豪雨等の災害の状況把握
 - ロ 津波情報等の広報及び海面の監視
 - ハ 被災地等の孤立場所等への緊急物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送
 - ニ ガス爆発事故、高速道路等での大規模事故等の状況把握
 - ホ 各種災害等における住民への避難誘導及び警報等の伝達
- (4) 火災防御活動
 - イ 林野火災等における空中からの消火活動
 - ロ 火災における情報収集、伝達、住民等への避難誘導等の広報
 - ハ 交通遠隔地への消火資機材、消火要員等の輸送
- (5) 広域航空消防防災応援活動
 - イ 緊急消防援助隊による消防の応援又は支援
 - ロ 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱に基づく消防の応援
 - ハ 近都県等との協定に基づく相互応援
- (6) 災害予防対策活動

- イ 災害危険箇所等の調査
- ロ 各種防災訓練等への参加（他の公共団体の長から要請を含む。）
- ハ 住民への災害予防の広報

(7) 自隊訓練

(8) 一般行政活動

茨城県防災ヘリコプターの一般行政利用に関する取扱要領に基づく一般行政利用活動

(9) その他総括管理者が必要と認める活動

2 航空機の運航は、午前8時30分から午後5時15分までとする。（この時間以外、待機はしていない。）

ただし、次条第1項の緊急運航を前提とした訓練及び日の出から日没までの間における緊急運航の場合は、この限りでない。

（緊急運航）

第15条 前条第1項第1号から第5号までに規定する運航（以下「緊急運航」という。）は、第11条第1項に規定する運航計画に基づく運航（以下「通常運航」という。）に優先する。

2 航空機の通常運航中に緊急運航を要する事態が生じた場合には、運航管理責任者は、直ちに緊急運航に移行する旨を運航指揮者に指示しなければならない。

3 緊急運航の要請があった場合、運航管理責任者は、直ちに、総括管理者に、その内容及び出動の有無を報告しなければならない。

4 緊急運航に関し、必要な事項は別に定める。

（緊急運航に伴う報告）

第16条 運航管理責任者は、緊急運航を行ったときは、緊急運航報告書（様式第3号）を、速やかに、総括管理者に報告しなければならない。

（情報連絡及び報告）

第17条 運航指揮者は、航空機の搭乗中に得た重要な情報等について、運航管理責任者に報告しなければならない。

2 運航指揮者は、航空機に搭乗し業務を終了したときは、運航状況等について飛行報告書（様式第4号）を作成し、運行管理責任者に報告しなければならない。

（飛行場外離着陸場）

第18条 運航管理責任者は、市町村と協議し、防災業務を円滑に遂行するため、法第79条ただし書の規定に基づく飛行場外離着陸場及び法第81条の2に基づく緊急離着陸場を確保しておかななければならない。

2 隊長は、前項の飛行場外離着陸場を調査し、常にその実態把握に努めるものとする。

第4章 使用手続

（使用予定表）

第19条 航空機の使用（緊急運航及び自隊訓練に係るものを除く。以下本章において同じ。）を予定する者は、毎年2月末日までに翌年度の使用予定について防災ヘリコプター使用年間予定表

(様式第5号)を、使用月の前々月の末日までに防災ヘリコプター使用月間予定表(様式第6号)を総括管理者に提出しなければならない。

(使用申請)

第20条 前条の規定により使用予定表を提出した者であって、航空機を使用するものは、防災ヘリコプター使用申請書(様式第7号)により使用する日の15日前までに総括管理者に申請しなければならない。

(使用承認)

第21条 総括管理者は、前条の申請があったときは、その使用目的、使用内容等を審査のうえ、適当と認めるときは、その使用を承認するものとする。

2 総括管理者は、前項により承認した場合は、防災ヘリコプター使用承認書(様式第8号)を交付するものとする。

第5章 安全管理等

(安全管理)

第22条 総括管理者は、航空関係法令及び国土交通大臣の定める航空機の運用限界等指定書を踏まえ、防災業務の適正な執行体制及び航空事故防止対策を確立し、安全管理の適正を期さなければならない。

2 運航管理責任者は、防災業務の遂行に当たり、航空隊員の任務及び分担業務の適正な執行を確保し、航空事故防止対策を講ずる等、安全管理に万全を期すとともに、航空機等を格納する施設の適正な保守管理を行われなければならない。

3 運航指揮者は、防災業務の遂行に当たっては、航空隊員の任務及び分担業務が適正に執行され、当該業務が効果的かつ安全に遂行できるよう努めなければならない。

第6章 教育訓練

(隊員等の教育訓練)

第23条 総括管理者は、航空隊員の教育訓練を実施するために必要な訓練体制並びに施設、設備及び教材の整備を図り、航空隊員の養成及び資質の向上に努めなければならない。

2 運航管理責任者は、防災業務を効率的に行うため、市町村及びその他関係機関と連携のうえ、必要な訓練を実施しなければならない。

(自隊訓練)

第24条 運航管理責任者は、運航計画に基づき、自隊訓練を実施しなければならない。

第7章 事故防止対策等

(捜索及び救難体制の確立)

第25条 総括管理者は、航空事故が発生するおそれ若しくは発生した疑いのある場合又は航空事故が発生した場合の捜索救難等の初動体制及びその後の処理に関する体制を確立しなければならない。

(航空事故発生時の措置)

第26条 運航指揮者は、航空機に搭乗中、航空機の故障、気象の急変等により航空事故が発生するおそれがある場合又は発生した場合は人命、財産に対する危機の防止に最善の手段を尽すなど、万全の措置を講じ、その状況を運航管理責任者及び最寄りの航空局空港事務所に、直ちに報告しなければならない。

2 運航管理責任者は、前項の報告を受け、又は前項に関する情報を入手した場合には、前条に規定するところにより、直ちに所要の搜索救難活動を開始するとともに、その旨を総括管理者に報告しなければならない。

(事故報告)

第27条 総括管理者は、法第76条第1項に規定する事故が発生した場合には、国土交通大臣に報告しなければならない。

2 総括管理者は、前項に規定する事故が発生した場合には、直ちに原因、損害等について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

第8章 雑則

(記録及び報告)

第28条 運航管理責任者は、航空関係法令に基づく記録のほか、必要な記録簿を備え、防災業務に関する記録を整理しておかなければならない。

(その他)

第29条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

6-4 茨城県防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣旨)

第1 この要領は、茨城県防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第15条第4項の規定に基づき、防災ヘリコプターの緊急運航（以下「緊急運航」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(他の規程との関係)

第2 緊急運航については、要綱及び茨城県防災ヘリコプター応援要綱（以下「応援要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるものとする。

(緊急運航の要件)

第3 緊急運航は、原則として、要綱第13条第1項第1号から5号までに掲げる活動で次の要件を満たす場合に運航することができるものとする。

(1) 公共性 地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とすること。

(2) 緊急性 差し迫った必要性があること。

(緊急に活動を行わなければ、県民の生命、財産に重大な支障が生ずる恐れがある場合)

(3) 非代替性 防災ヘリ以外に適切な手段がないこと。

(既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合)

(緊急運航の要請基準)

第4 緊急運航は、前条の要件を満たし、かつ、別紙に掲げる基準に該当する場合に要請できるものとする。

(緊急運航の要請)

第5 緊急運航の要請は、応援要綱に基づき、災害等が発生した市町村及び消防の一部事務組合の機関の長（以下「機関の長」という。）が運航管理責任者に行う。

2 前項の要請は、防災ヘリコプター緊急運航要請書（様式第1号）により行うものとする。

(緊急運航の決定)

第6 運航管理責任者は、第5に規定する緊急運航の要請を受けた場合には、災害の状況及び現場の気象状況等を確認の上、出動の可否を決定し、隊長に必要な指示をするとともに、要請者にその旨、回答しなければならない。

2 隊長は、第5に規定する緊急運航の要請を受けた場合には、直ちに要請内容に対応する出動体制を整えなければならない。

(受入体制)

第7 緊急運航を要請した機関の長は、防災航空隊と緊密な連携を図るとともに、必要に応じ、次の受入体制を整えるものとする。

(1) 離着陸場所の確保及び安全対策

(2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配

(3) 空中消火用資機材，給水場所の確保

(4) その他必要な事項

(報告)

第8 隊長は，緊急運航を終了した場合には，災害等速報（様式第2号）により，速やかに，活動の内容を運航管理責任者に報告するものとする。

2 緊急運航を要請した機関の長は，災害等が収束した場合，災害状況報告書（様式任意）により，その旨報告するものとする。

(付則)

この要領は，平成7年4月1日から施行する。

(付則)

この要領は，平成22年4月1日から施行する。

(付則)

この要領は，平成24年4月1日から施行する。

(付則)

この要領は，平成26年4月1日から施行する。

(付則)

この要領は，平成30年4月1日から施行する。

(付則)

この要領は，令和元年7月1日から施行する。

様式第1号(第5)

防災ヘリコプター緊急運航要請書

消 防 覚 知	年 月 日 () 時 分
要 請 機 関 名	TEL 発信者
災 害 内 容	(1)救急 (2)救助 (3)災害防御 (4)災害応急(調査・広報) (5)その他
通 報 内 容	
航空隊に要請する 活 動 内 容	
発 生 時 間	年 月 日 () 時 分
発 生 場 所	市町村 地内 (目 標) (座 標) ※世界測地系 北緯 度 分 秒 東経 度 分 秒
緊急離着陸場	
現場との連絡手段	消防無線(主運用波5, 統制波1, 統制波2, 統制波3) 現場指揮呼出 () 緊急離着陸場呼出 () 携帯電話
現 場 指 揮 者	所属・職氏名
現地の気象条件	天候 風向 風速 気温 視程 m 警報・注意報
その他必要事項	※災害概要, 活動状況, 活動方針, 水利, 受入体制, 要救助者人数, 状態等を記載 ※現場詳細図等, 必要に応じ図面を添付すること
茨城県防災航空隊 緊急要請専用 029-863-0117 FAX 029-857-8501 防災FAX 8-620-300 (午後5時15分~翌朝8時30分迄の要請) 防災・危機管理部防災・危機管理課 029-301-2879 FAX 029-301-2898 防災FAX 8-600-8300	受信者

傷病者搬送	傷病者	氏名		年齢	歳	性別		体重		
		氏名		年齢	歳	性別		体重		
	症 状 ・ 状 態									
	離着陸場	搬送元			搬送先					
	同乗者	医師	氏名				体重			
			氏名				体重			
			氏名				体重			
	搬送先医療機関	所在地 名 称 連絡先	Tel 担当者							
	搬送先医療機関 管轄消防本部					無線呼出				
	搬送先緊急離着陸場					支援隊無線呼出				
搬送先医療機関 管轄消防本部 連絡先	Tel 担当者									

必要資器材	※積載する機材の数量・大きさ・重量・電源（口数・消費電力・バッテリー駆動の有無）等を記載 仕様が分かる図面があれば添付
その他必要事項	

6-5 茨城県防災ヘリコプター緊急運航要請基準

1 救急活動

(1) 山村等からの救急患者の搬送

山村等の交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合で、救急車で搬送するよりも、著しく有効であると認められ、かつ、原則として、医師が搭乗できる場合（交通遠隔地からの傷病者搬送）

(2) 傷病者発生地への医師搬送及び医療器材等の輸送

山村等の交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師、器材等を搬送する必要があると認められる場合

(3) 高度医療機関のない地域からの傷病者の転院搬送

遠隔地へ、緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ、医師が搭乗できる場合

(4) 高速道路及び自動車専用道路上からの傷病者の搬送

高速道路及び自動車専用道路上での事故で、救急車での収容、搬送が不可能と認められる場合

(5) その他の救急活動上、特に、防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

2 救助活動

(1) 河川、湖沼、海等での水難事故、山岳遭難事故等における捜索又は救助

水難事故及び山岳遭難等において、現地の消防力だけでは対応できないと認められる場合

(2) 高層建築物火災による救助

中高層建築物火災において、地上からの救出が困難で、屋上からの救出が必要と認められる場合

(3) 山崩れ等の災害により、陸上から接近できない被災者等の救出

大雨、山崩れ等により、陸上からの救出が不可能で、救出が緊急に必要と認められる場合

(4) その他救急救助活動上、特に、防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

3 災害応急対策活動

(1) 被災状況等の調査及び情報収集活動

地震、台風、豪雨、津波等の自然災害又は、ガス爆発事故、高速道路等での大規模事故が発生若しくは発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動を行うとともにその状況を監視する必要があると認められる場合

(2) 食糧、衣料その他の生活必需品及び復旧資材等の救護物資、人員等の搬送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、食糧、衣料その他の生活必需品・復旧資材等の救援物資、医薬品、人員等を緊急に輸送又は搬送する必要がある場合

(3) 災害に関する情報、警報等の伝達等広報宣伝活動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害に関する情報及び避難命令等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要があると認められる場合

(4) その他、災害応急対策上、特に、防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

4 火災防御活動

(1) 林野火災等における空中からの消火活動

地上における消火活動では、消火が困難であり、防災ヘリコプターによる消火の必要があると認められる場合

(2) 被害状況調査及び情報収集活動

大規模火災又は爆発事故等が発生し、延焼拡大の恐れがあると認められ、広範囲にわたる被害状況把握調査若しくは情報収集活動を行う必要があると認められる場合

(3) 消防隊員、消防資機材等の搬送

大規模林野火災等において、人員、資機材等の搬送手段がない場合又は防災ヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合

(4) その他、火災防御活動上、特に、防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

6-6 茨城県防災航空隊離発着場

緊急離着陸場	地名地番	地盤面	種別
茨城県立鉾田第一高等学校	鉾田 1090	土	緊急
鉾田北中学校	上富田 1011-1	土	緊急
鹿島灘海浜公園	大竹 390	芝	緊急
茨城県立鉾田第二高等学校第3グラウンド	安房 1236-13	芝	緊急
鉾田総合公園多目的グラウンド	当間 2331	芝	緊急
旭中学校グラウンド	造谷 863-5	土	緊急
とちぎ海浜自然の家スポーツ広場	玉田 336-2	芝	緊急
いこいの村潤沼・アイリスパーク	箕輪 3604	芝	緊急
旭スポーツセンター多目的グラウンド	田崎 616-6	芝	緊急
旭西小学校	鹿田 904-5	土	緊急
旭保育園	上釜 934-27	芝	緊急
大洋中学校	大蔵 1337-1	芝	緊急
中居運動場	中居 1447-16	芝	緊急
大洋小学校	上沢 922-1	土	緊急

6－7 物資集積場所一覧

名 称	所 在 地	電 話 番 号
鉾田総合公園体育館	鉾田市当間2331	0291-33-3340

7 医療救護に関する資料

7-1 医療機関一覧

(令和4年10月1日現在)

名 称	所 在 地	電 話 番 号
高須病院	鉾田2570	0291-33-2131
鉾田病院	安房1650-2	0291-32-3313
縦山診療所	縦山576-27	0291-37-0045
特別養護老人ホーム 樫の木荘医務室	縦山500-1	0291-37-2155
障害者支援施設 ユーカリの里医務室	上太田465-1	0291-37-1037
神谷医院	玉田1016-6	0291-37-4611
鬼沢ファミリークリニック	鉾田2119-1	0291-33-2555
白石医院	鉾田1644	0291-32-2740
上杉医院	鉾田1635-1	0291-32-2509
高橋医院	安房1407-8	0291-32-2301
巴診療所	上富田52-1	0291-36-3627
特別養護老人ホーム 東湖園医務室	安房1670-12	0291-33-6700
舟木クリニック	舟木179-3	0291-36-5288
たきもとクリニック	汲上3128	0291-39-5550
札クリニック	札622-2	0291-34-5555
うえるさんて診療所	上幡木1512-4	0291-39-7701
きしろ整形外科クリニック	新鉾田西2-6-1	0291-33-2136
特別養護老人ホーム 鉾田サンハウス医務室	鳥栖2100-1	0291-34-3050
ハタミクリニック	鉾田1347-1	0291-33-3158
特別養護老人ホーム 藤の家医務室	湯坪2166-8	0291-32-5322
たいようクリニック	上幡木1401-1	0291-32-8062
田崎歯科医院	田崎1117-2	0291-37-3166
縦山歯科医院	縦山603-2	0291-37-3325
いしざき歯科医院	玉田902-5	0291-37-3636

名 称	所 在 地	電 話 番 号
皆藤歯科医院	子生114-3	0291-37-0747
篠塚歯科医院	鉾田1601-2	0291-32-5766
出久根歯科医院	鉾田2588-1	0291-32-2410
高柳歯科医院	鉾田1522	0291-32-2722
大貫歯科医院	鉾田1650	0291-32-2720
渡辺歯科医院	鉾田2121	0291-32-2123
柳沢歯科医院	安塚1692	0291-33-2454
田崎歯科医院	徳宿2563-9	0291-36-4873
塩谷歯科医院	鉾田1415-4	0291-32-4500
新堀歯科医院	新鉾田1-9-1	0291-32-4832
しもこうべ歯科医院	江川55	0291-34-5055
いわま歯科医院	鉾田619-14	0291-34-1818
保科歯科医院	飯名484-60	0291-32-2627
モロタニ歯科医院	上幡木1418-33	0291-39-8388

7-2 医療救護所設置予定場所

(4-1 指定避難所, 指定緊急避難場所一覧の施設と同一)

7-3 医薬品等を調達する販売業者一覧

(令和4年10月1日現在)

名 称	所 在 地	電 話 番 号
フダ調剤薬局	札616-2	0291-34-5113
土子薬局	銚田1531-2	0291-32-2506
ほこた薬局	安房1650-4	0291-33-4608
さわやか薬局	銚田2475	0291-34-2088
ウエルシア薬局 銚田中根店	銚田1259-3	0291-34-2328
石津薬局汲上店	汲上3119-1	0291-39-3678
ヤックスドラッグ銚田薬局	汲上1160-1	0291-32-9012
なのはな薬局	縦山576-143	0291-34-4123
ななせ薬局	銚田2116-3	0291-37-6770
なのはな薬局 宮下店	新銚田西2-6-1	0291-32-8181
舟木薬局	舟木171-1	0291-32-7688
なのはな薬局 汲上店	汲上3128-2	0291-39-9952

7-4 社会福祉施設等一覧

(令和4年10月1日現在)

名 称	所 在 地	電 話 番 号
銚田市社会福祉協議会銚田本所	当間228	0291-32-5831
銚田市社会福祉協議会旭支所	造谷605-3	0291-37-3571
銚田市社会福祉協議会大洋支所	汲上2602-3	0291-34-5200
銚田市老人福祉センターともえ荘	当間228	0291-33-4107
銚田市シルバー人材センター	当間1989	0291-32-4448
銚田市立第一保育所	塔ヶ崎918	0291-32-3067
銚田市立第二保育所	銚田148	0291-32-3697
青山こども園	安塚880-102	0291-32-2733
串挽保育園	野友2009-2	0291-32-4086
とりのす保育園	鳥栖1279-2	0291-36-4171
あかつき保育園	安房1672-16	0291-34-2155
大洋保育園	上沢76-1	0291-39-2963
幼保連携型認定こども園 旭保育園	上釜934-64	0291-37-0754
銚田市銚田保健センター	銚田1443	0291-33-3691
銚田市旭保健センター	造谷605-3	0291-37-1411
銚田市大洋保健センター	汲上2600-4	0291-39-4866
特別養護老人ホーム 東湖園	安房 1670-12	0291-33-6700
特別養護老人ホーム 銚田サンハウス	鳥栖 2100-9	0291-34-3050
特別養護老人ホーム 樅の木荘	樅山 500-1	0291-37-2155
特別養護老人ホーム 藤の家	湯坪 2166-8	0291-32-5322
特別養護老人ホーム うえるさんて大洋	上幡木 1512-4	0291-39-7701
介護老人保健施設 フロンティア銚田春の場所	柏熊 985-1	0291-32-5408
介護老人保健施設 ゆず	銚田 1347-1	0291-33-3159
介護老人保健施設 コミュニティケアセンター樅山	樅山 497	0291-37-3850
小規模多機能型居宅介護 黎明館あかんさす	汲上 3163-2	0291-35-5580
高齢者グループホーム 百歳万歳	安房 1665-2	0291-32-6273

名 称	所 在 地	電 話 番 号
グループホーム もみじ	紅葉 1500-2	0291-34-3510
認知症高齢者グループホーム 和みの家	縦山 579-1	0291-37-3338
グループホーム ポコ・ア・ポコ大洋	阿玉 920	0291-39-6003
グループホーム レガート	青山 1542-1	0291-35-5505
複合型サービス にこにこ	鉾田 2570	0291-34-2520
デイサービス あおば	鉾田 1444-8	0291-34-8550
ケアセンターほこた 青空館	徳宿 3073-1	0291-34-3006
古民家デイサービス 新宮	畑田 1484-1	0291-32-9332
古民家デイサービス 作左衛門	大竹 43	0291-37-5556
通所介護サービス まほろば	玉田 1046-11	0291-37-0336
デイサービス クローバー	塔ヶ崎 694-5	0291-32-9121
あさひの家	上太田 464-1	0291-37-4811
ユーカリの里	上太田 465-1	0291-37-1037
グループホームふぁーれ	上幡木 1656-215	0291-36-7613
みどりの風・虹の空	上太田 463-1	0291-37-0888
メイプルホーム	徳宿 1809-11	0291-36-5684
縁・心 (エンハート)	鹿田 107	0291-32-8901
縁力人 (エンパワメント)	鹿田 107-7	0291-32-8901
縁・ジョイント (エンジョイント)	鹿田 403-4	0291-32-8901
アクティブ	徳宿 1809-11	0291-36-5684
ケアシエスタ	箕輪 2960-2	0291-32-9791
たいよう	汲上 1186-1	0291-37-6055
もみやまりハビリテーションセンター	縦山 497	0291-37-3850
ライフディア鉾田	玉田 1046-103	0291-37-6455
就労継続支援事業所のぞみ	当間 228	0291-32-5831
ぱれっと	鉾田 2595-11	0291-32-7181
鉾田市社会福祉協議会指定特定相談支援事業所	当間 228	0291-32-2827

〔6〕 7-4 社会福祉施設等一覧

名 称	所 在 地	電 話 番 号
メイプル	徳宿 1809-11	0291-36-5684
地域活動支援センター メイプル	徳宿 1809-11	0291-36-5684
地域活動支援センター スマイルハウス	当間 228	0291-32-3730
ニチイケアセンター鉾田	新鉾田 2-16-6	0291-34-8101
ニチイケアセンターたいよう	上沢 1483	0291-35-5002
鉾田市社会福祉協議会	当間 228	0291-32-2827
鉾田サンハウス通所介護事業所	鳥栖 2100-9	0291-34-3050
縦山デイサービスセンター	縦山 498	0291-37-2155
こどもサークル鉾田	新鉾田 1-3-1	0291-36-7300
こどもサークル新鉾田駅前	新鉾田 1-3-3	0291-32-3800
チャイルドハウスひまわり	野友 2008-3	0291-34-1022

8 保健・衛生に関する資料

8-1 応急給水資機材一覧

(令和4年4月1日現在)

	台数 (個数)	容 量	合 計 容 量
給水車	—	—	—
給水タンク	4台	0.5m ³	2m ³
給水用ポリタンク	134個	20ℓ	2,680ℓ
備蓄用水袋	5,437枚	6ℓ	32,622ℓ
応急給水栓	6基	—	—

8-2 給水拠点及び給水能力

(令和4年4月1日現在)

名 称	所 在 地	電 話 番 号	給水能力 (m ³)
旭浄水場	銚田市上太田 425-2	0291-37-4733 (無人)	820
旭配水場	〃	〃	980
西台浄水場	銚田市塔ヶ崎 790-2	0291-32-4333	784
西台配水場	〃	〃	751
青山配水場	銚田市畑田 2648		1,425
串挽浄水場	銚田市串挽 1813-8		896
鳥栖配水場	銚田市鳥栖 1648-1		1,775
大洋配水場	銚田市梶山 1938-7	0291-34-5677 (無人)	2,800
鹿島灘海浜公園	銚田市大竹 390	0291-34-1010	40

※鹿島灘海浜公園は耐震性貯水槽で、専用エンジンポンプなど資材があり供給可能。

8-3 銚田市指定給水装置工事事業者一覧

(令和5年1月23日現在)

指定番号	名 称	所 在 地	電話番号
2	青山建設	銚田市舟木 45-2	0291-36-3010
4	荒原石油店	銚田市札 941-1	0291-39-3516
5	(有)アサヒ設備工業	銚田市鹿田 898-66	0291-37-4328
6	アルプス建設(株)	水戸市平須町 1828-1025	029-241-5008
7	(株)旭スチール建設工業	銚田市造谷 1668	0291-37-2714
8	(株)アシスト	東京都西東京市泉町 1-13-22	042-468-5690
10	(株)アイダ設計	埼玉県さいたま市大宮区桜木町 2-286	048-726-8613
14	(株)アダチ	水戸市吉沼町 961-3	029-239-5732
15	(有)アンカーライフシステム	常陸大宮市鷲子 1749	0295-58-2400
18	(株)アクアライン	広島県広島市中区上八丁堀 8-8 第一ウエノヤビル 6F	082-502-6644
19	A Q U A	銚田市箕輪 1696-4	0291-37-2264
22	(有)アクツ設備	常陸大宮市小倉 1830	0295-53-0858
23	(有)石崎設備	行方市行戸 840-1	0291-35-3334
24	(株)イチゲ電設	笠間市鯉淵 6732-6	0296-77-8228
25	(有)飯島工務店	銚田市汲上 1335	0291-39-3537
27	(有)石田建材	銚田市冷水 1078	0291-37-0860
28	(有)磯設備工業	石岡市並木 6-3	0299-23-3250
29	井川設備工業	銚田市梶山 320	0291-39-4419
31	和泉住設	鹿嶋市和 1615-20	0299-69-1985
32	(株)イノバ工業	行方市羽生 717	0299-57-0747
33	飯田設備	銚田市上富田 1869-3	0291-36-5004
34	(株)イースマイル	大阪府大阪市中央区瓦屋町 3-7-3	06-7739-2525
35	(株)岩瀬双葉	桜川市中泉 332-1	0296-76-1561
36	茨城日化サービス(株)	水戸市吉沢町 301-4	029-246-2451
37	イサカ工業(株)	那珂市後台 2346 番地 1	029-353-0016
40	(株)井上設備工業	東茨城郡大洗町磯浜町 375	029-267-5284
42	内山設備工業(株)	潮来市辻 211	0299-63-0189

指定 番号	名 称	所 在 地	電話番号
45	上杉設備工業	那珂市中台 211-1 ルアート・ホール203号	029-219-9218
50	(有)上野設備	東茨城郡茨城町小鶴 2110	029-292-4167
51	内野設備工業	笠間市市野谷 1356-41	0299-45-5517
52	江沼設備工業	銚田市上富田 693-18	0291-34-3838
53	(有)栄和工業	水戸市堀町 2053-250	029-254-4419
54	(有)エビス工業	ひたちなか市枝川 326-18	029-303-2330
55	A i m工業	銚田市大竹 1710-9	0291-32-5500
58	(株)エヌ・エス・シー 水戸サービスショップ	水戸市城南 2丁目 12-6	029-239-3275
61	荏原住宅設備(株) つくば営業所	つくば市館野 628-3	029-836-6666
62	大和田冷熱工業	銚田市銚田 2169	0291-32-3258
63	(株)小堤工業	鹿嶋市角折 1488-1	0299-69-0116
65	おおくにや(株)	銚田市上沢 1495	0291-39-2312
66	大かじや金物店	銚田市銚田 2123-3	0291-32-2233
69	(株)O n u m a	銚田市台濁沢 308-3	0291-39-3559
70	(株)岡建設	小美玉市川戸 993	0299-58-3572
71	(有)オオトシ	水戸市飯島町 475	029-255-0955
73	(有)大槻製材所	銚田市当間 204	0291-32-3780
74	(株)オヌキ	東茨城郡茨城町城之内 188	029-293-9248
75	小島工業	行方市玉造甲 696	0299-55-0763
76	小野村工業(株)	行方市井上 1942-2	0299-56-0080
77	(有)大内設備工業所	那珂市菅谷 3191	029-298-1774
78	大和田建築	行方市中根 578-12	0291-35-2209
79	大内工務店	銚田市田崎 1601-2	0291-37-1559
80	菅裕電機商会	銚田市樅山 13-11	0291-37-1655
81	カシマ工業	銚田市勝下 1573-33	0291-37-3047
82	(株)カワイ	笠間市矢野下 399	0296-77-4555
83	(株)カシマ商事	神栖市溝口 1705-3	0299-96-7854
92	(株)カンエイ	水戸市石川 1-3844-1	029-255-2255

〔6〕 8-3 銚田市指定給水装置工事事業者一覧

指定 番号	名 称	所 在 地	電話番号
93	加治設備工業(株)	水戸市住吉町 73-10	029-248-4650
94	(株)菊池工業	行方市芹沢 920-78	0299-55-1295
96	(株)キンダイ	石岡市石岡 1-1-8	0299-36-0011
97	(株)喜本管工	水戸市城南 3-9-19	029-221-8282
100	(株)協和技建銚田支店	銚田市箕輪 1678	0291-37-2152
104	菊地設備工業(株)	水戸市石川 4-4030-11	029-251-4356
106	(有)クリエイト	銚田市汲上 1663	0291-39-2238
107	(有)栗田開発	銚田市縦山 576-31	0291-37-1123
108	九島産業(株)	石岡市上林 88-1	0299-43-1171
110	(有)クボタ住設	行方市四鹿 591	0299-73-2446
117	(株)クラシアン茨城支社	水戸市西原 2-16-40	029-253-5961
118	栗山設備工業	鹿嶋市中 1149	0299-69-5757
120	(株)K B S	那珂市額田南郷 1729-11	029-295-9186
121	(有)高進設備工業	鹿嶋市根三田 800-1	0299-83-7231
122	(株)コウリョウ	東茨城郡茨城町前田 1065-1	029-292-2367
123	(有)小橋工務店	銚田市縦山 463	0291-37-2230
124	(株)小林工業	小美玉市納場 613	0299-48-2375
129	小松崎設備工業所	銚田市台濁沢 1067-10	0291-39-6657
130	(株)興和工業	小美玉市中野谷 118	0299-49-1103
131	(有)コウセイコーポレーション	水戸市平戸町 385-3	029-267-5605
135	小森設備工業	ひたちなか市後台 460-38 清水住宅C-7号	029-355-3443
139	(有)ザ・ヘルパー	銚田市大竹 1904	0291-32-6801
140	酒井建設(株)	銚田市玉田 15	0291-37-2143
141	(有)佐藤電気商会	銚田市銚田 2185-2	0291-32-2505
142	三栄工業(株)	石岡市鹿の子 4-5-1	0299-24-3720
144	(有)サークル設備	龍ヶ崎市松葉 1-11-3	0297-62-3870
146	(株)佐久間設備	ひたちなか市柳沢 469 番地 3	029-219-9972
149	S U N設備工業	ひたちなか市積迦町 13-17	029-297-9031

指定 番号	名 称	所 在 地	電話番号
153	西郷設備	笠間市下郷 4553-12	0299-45-2198
156	(有)三豊	神栖市鰐川 25-345	0299-92-6607
160	(株)佐々木建設	銚田市鹿田 1328-2	0291-37-0255
162	常陽環整(株)	水戸市千波町 186	029-241-3363
163	しの原建材金物店	銚田市鹿田 196-3	0291-37-1692
165	(株)淑洋	ひたちなか市田中後 26-7	029-262-5271
166	(有)伸和工業	ひたちなか市柳が丘 15-16	029-263-7374
167	(有)新和工業	かすみがうら市下稲吉 3972	029-832-0560
168	(株)勝樹設備	小美玉市柴高 1071-1	0299-48-3552
169	水研工業(株)	石岡市東光台 2-2-3	0299-26-3000
170	(株)スガヤ	銚田市汲上 2603-3	0291-39-3063
171	菅谷住建	銚田市畑田 2194-2	0291-33-4560
172	菅谷電気店	銚田市荒地 290-4	0291-37-0189
173	砂押工業(株)	ひたちなか市高野 338-4	029-285-3626
174	菅谷工業	銚田市子生 312	0291-37-0121
175	杉山工業	銚田市菅野谷 96-6	0291-36-2139
176	設備工業オヌマ	東茨城郡大洗町五反田 70	029-267-4300
177	西武工業(株)	水戸市河和田町 4452-2	029-254-6644
178	セキ工業(株)	水戸市金谷町 292-1	029-253-3469
179	(株)高島設備	銚田市上幡木 1474-4	0291-39-2449
180	田口設備工業	銚田市台濁沢 36	0291-39-3530
181	大洋設備工業(株) 鹿嶋営業所	鹿嶋市荒井 548-1	0299-69-4439
182	(株)田口建設工業	銚田市台濁沢 398-2	0291-39-3375
183	(株)高橋電気	銚田市造谷 1082-2	0291-37-0221
184	滝浜電設(株)	銚田市滝浜 729-1	0291-37-0270
185	第一熱学建設(株)	水戸市千波町 2499-5	029-243-1151
186	(有)竹内組	銚田市野友 996	0291-33-3620
187	(有)平設備	埼玉県比企郡滑川町伊古 158-1	0493-57-1157

〔6〕 8-3 銚田市指定給水装置工事事業者一覧

指定 番号	名 称	所 在 地	電話番号
188	(株)たばやし	桜川市真壁町山尾 455	0296-54-0435
189	(株)大成設備工業	ひたちなか市後台 454-5	029-273-2930
190	高柳設備エンジニアリング	銚田市安房 223-1	0291-33-4538
191	千代田電機(株)	銚田市造谷 1335-1	0291-37-1121
192	つくばね石油(株)	つくば市大貫 205	029-867-2011
193	(有)塚田埋設工事	石岡市吉生 1448	0299-44-0140
194	(株)藤和	那珂市菅谷 3094	029-295-5674
195	戸田工業(株)	ひたちなか市高野 1154-4	029-285-7816
197	(株)巴水道工業	水戸市見川町 2563-185	029-241-1427
198	(株)トムラ	鹿嶋市和 2001-3	0299-69-0265
199	東昌産業(株)	ひたちなか市中根 5256-1	029-273-2161
200	(株)東野	東茨城郡茨城町長岡 3523-37	029-297-4823
201	(有)永作設備	小美玉市小川 812-3	0299-58-2819
202	(有)ナカヤ設備工業	鹿嶋市武井 904	0299-69-1118
203	内藤建設(株)	銚田市札 894-3	0291-39-5016
204	(株)那波屋工業	ひたちなか市湊本町 28-17	029-262-2839
205	(有)生井澤設備工業	鹿嶋市角折 235	0299-69-0308
206	中村建設(株)	小美玉市小川 1482-2	0299-58-3060
207	(株)那城工業	東茨城郡城里町上入野 3929-1	029-239-3508
208	(有)中根設備工業	土浦市中 1180-83	029-843-1071
209	(有)ネモト設備	ひたちなか市阿字ヶ浦町 976-8	029-265-7277
210	(有)野原設備	銚田市半原 816	0291-32-5703
211	ノザキ設備工業	水戸市河和田 3-2365-1	029-253-1490
212	(株)ノーブルテック	水戸市元石川町 260-27	029-304-5070
213	(有)ハタ設備	水戸市平須町 1878-5	029-241-3960
214	(株)パイプマン	水戸市東野町 264-1	029-350-8072
216	(株)ハース	水戸市元吉田町 1250-15	029-247-8000
217	日向寺さく泉工業	銚田市飯島 772-1	0291-39-4131

指定 番号	名 称	所 在 地	電話番号
218	(株)広伝	石岡市高浜 792-1	0299-26-3211
219	(有)平戸電設	銚田市造谷 1363	0291-37-1292
220	備水工業(株)	銚田市鳥栖 2111-23	0291-34-3553
221	(株)光設備	北相馬郡利根町立木 1091-2	0297-68-5905
222	二重作工業	銚田市借宿 1411	0291-33-4063
223	(株)二川工務店	銚田市畑田 130-1	0291-32-2383
224	(株)フジコー	水戸市浜田 1-19-13	029-221-8700
225	双葉工業(株)	ひたちなか市中根 4957-5	029-273-5803
226	(株)フクテックス	水戸市笠原町 474-2	029-297-5888
227	(有)藤枝金物店銚田営業所	銚田市銚田 1844	029-292-0022
228	藤設工業(株)	ひたちなか市小砂町 1丁目 2番 1	029-275-0193
229	ホームクリエイト(株)	水戸市東台 1-4-15	029-231-3325
230	(株)マルシン	水戸市城南 1-8-10	029-350-7110
231	(株)松本工業	銚田市舟木 221-35	0291-36-5511
233	松下設備工業	土浦市大畑 1462-2	029-850-6672
234	(有)三上電気店	銚田市滝浜 477-3	0291-37-3333
235	宮本石油店	銚田市札 140-3	0291-39-3302
236	(株)ミドリヤ	銚田市大蔵 233-5	0291-39-6088
237	(株)ミヤウチ	銚田市新銚田 2-10-3	0291-32-2753
238	(有)美野里水道工事店	小美玉市三箇 846-1	0299-48-2237
239	(有)箕輪石油店	銚田市銚田 25	0291-33-2365
240	(有)ミズノ工業	ひたちなか市馬渡 3568	029-275-1277
241	(株)モロエ設備	筑西市飯島 273-1	0296-28-8785
242	山崎総合設備	銚田市大竹 1528-9	0291-32-2442
243	(有)ヤマデン	銚田市新銚田 2-17-5	0291-32-2210
244	(有)ヤマコシデンキ	銚田市塔ヶ崎 990-3	0291-32-2962
245	谷田部商事	小美玉市橋場美 72	0299-46-1989
246	(有)山口水工	小美玉市小埜 442	0299-58-0129

〔6〕 8－3 銚田市指定給水装置工事事業者一覧

指定 番号	名 称	所 在 地	電話番号
247	(有)ユート・アメニティ鹿嶋支店	銚田市二重作 1645	0291-34-5122
248	(株)和幸工業	東茨城郡茨城町奥谷 1976	029-292-7229
249	(株)和城産業	鹿嶋市粟生 2303	0299-82-5931

8-4 銚田市排水設備工事指定店一覧

(令和4年11月7日現在)

番号	工事店番号	工事店名	所在地	電話番号
1	3	(株)小堤工業	鹿嶋市角折1488番地1	0299-69-0116
2	5	(有)ナカヤ設備工業	鹿嶋市武井904番地	0299-69-1118
3	9	大和田冷熱工業	銚田市銚田2169番地	0291-32-3258
4	11	(有)ヤマデン	銚田市新銚田2丁目17番5	0291-33-6421
5	13	(株)二川工務店	銚田市畑田130番地1	0291-32-2383
6	14	江沼設備工業	銚田市上富田693番地18	0291-34-3838
7	17	(株)スガヤ	銚田市汲上2603番地3	0291-39-3063
8	18	備水工業(株)	銚田市鳥栖2111番地23	0291-34-3553
9	19	第一熱学建設(株)	水戸市千波町2499番地5	029-243-1151
10	20	大かじや金物店	銚田市銚田2123番地3	0291-32-2233
11	21	(株)フジコー	水戸市浜田1丁目19番13号	029-221-8700
12	22	大洋設備工業(株)	銚田市梶山473番地2	0291-39-4973
13	23	(有)生井澤設備工業	鹿嶋市角折235番地	0299-69-0308
14	25	(株)岡建設	小美玉市川戸993番地	0299-58-3572
15	26	二重作工業	銚田市借宿1411番地	0291-33-4063
16	29	(有)栗田開発	銚田市縦山576-31	0291-37-1123
17	30	(株)Onuma	銚田市台濁沢308番地3	0291-39-3559
18	32	(株)丸二工務店	銚田市畑田2359番地1	0291-33-4581
19	34	(株)佐々木建設	銚田市鹿田1328番地2	0291-37-0255
20	36	(株)高島設備	銚田市上幡木1474番地4	0291-39-2449
21	37	(株)藤和	那珂市菅谷3094番地	029-295-5674
22	40	(株)オヌキ	東茨城郡茨城町城之内188番地	029-293-9248
23	42	(有)菅谷工務店	銚田市串挽107番地	0291-32-3712
24	45	青山建設	銚田市舟木45番地2	0291-36-3010
25	46	内山設備工業(株)	潮来市辻211番地	0299-63-0189
26	47	(株)広伝	石岡市高浜792番地1	0299-26-3211
27	51	(株)トムラ	鹿嶋市和2001番地3	0299-69-0265
28	53	菅谷住建	銚田市畑田2194番地2	0291-33-4560
29	54	(株)マルシン	水戸市城南1丁目8番地10	029-350-7110
30	55	茨城日化サービス(株)	水戸市吉沢町301番地4	029-246-2451
31	56	(有)小橋工務店	銚田市縦山463番地	0291-37-2230
32	57	(有)藤枝金物店	東茨城郡茨城町小鶴1751番地2	029-292-0022
33	58	(有)新和工業	かすみがうら市下稲吉3972番地	029-832-0560
34	59	(株)協和技建	東茨城郡大洗町大貫町983番地3	029-266-0155

番号	工事店番号	工事店名	所在地	電話番号
35	60	ホームクリエイト(株)	水戸市東台1丁目4番地15	029-231-3325
36	61	三栄工業(株)	石岡市鹿の子4丁目5番地1	0299-24-3720
37	62	双葉工業(株)	ひたちなか市中根4957番地5	029-273-5803
38	63	荒原石油店	銚田市札941番地1	0291-39-3516
39	66	(株)アイダ設計	牛久市中央3丁目22番地1	050-3173-2447
40	67	(株)菊池工業	行方市芹沢920番地78	0299-55-1295
41	70	(株)サンキョウ	銚田市串挽1138番地2	0291-33-5420
42	72	(有)クリエイト	銚田市汲上1663番地	0291-39-2238
43	73	宮本石油店	銚田市札140番地3	0291-39-3302
44	74	飯田設備	銚田市上冨田1869番地3	0291-36-5004
45	75	関口水道工事店	行方市玉造甲4518番地	0299-55-0241
46	76	(株)和幸工業	東茨城郡茨城町奥谷1976番地	029-292-7229
47	77	(有)アサヒ設備工業	銚田市鹿田898番地66	0291-37-4328
48	78	(株)アダチ	水戸市吉沼町961番地3	029-239-5732
49	79	(有)ユート・アメニティ	銚田市二重作1645番地	0291-34-5122
50	80	(株)那波屋工業	ひたちなか市湊本町28番地17	029-262-2839
51	81	(株)イノバ工業	行方市羽生717番地	0299-57-0747
52	82	(有)大槻製材所	銚田市当間204番地	0291-32-3780
53	83	(株)カワイ	笠間市矢野下399番地	0296-77-4555
54	84	(株)高橋電気	銚田市造谷1082番地2	0291-37-0221
55	85	(有)大内設備工業所	那珂市菅谷3191番地	029-298-1774
56	86	砂押工業(株)	ひたちなか市高野338番地4	029-285-3626
57	87	(株)ミドリヤ	銚田市大蔵233番地5	0291-39-6088
58	88	菊地設備工業(株)	水戸市石川4丁目4030番地11	029-251-4356
59	89	(株)旭スチール建設工業	銚田市造谷1668番地	0291-37-2714
60	90	千代田電機(株)	銚田市造谷1335番地1	0291-37-1121
61	91	西武工業(株)	水戸市河和田町4452番地2	029-254-6644
62	92	(有)エビス工業	ひたちなか市枝川326番地18	029-303-2330
63	93	(有)石崎設備	行方市行戸840番地1	0291-35-3334
64	94	古渡電器	小美玉市上吉影669番地	0299-53-0911
65	95	(株)巴水道工業	水戸市見川町2563番地185	029-241-1427
66	97	(株)大成設備工業	ひたちなか市後台454番地5	029-273-2930
67	99	(有)鈴木工務店	銚田市借宿419番地	0291-33-4325
68	100	(有)伸和工業	ひたちなか市柳が丘15番16	029-263-7374
69	101	(有)ザ・ヘルパー	銚田市大竹1904番地	0291-32-6801
70	102	(有)磯設備工業	石岡市並木6番3号	0299-23-3250

番号	工事店番号	工事店名	所在地	電話番号
71	103	(株)大塚工業	水戸市大塚町 560 番地	029-255-0609
72	104	(有)八郷衛生	石岡市下林 2079 番地 4	0299-44-0151
73	105	(有)三上電気店	銚田市滝浜 477 番地 3	0291-37-3333
74	106	(有)三豊	神栖市鰐川 25 番地 345	0299-92-6607
75	107	(株)トーマス	銚田市新銚田 2 丁目 16 番地 1	0291-32-2356
76	108	(株)パイプマン	水戸市東野町 264 番地 1	029-350-8072
77	109	(株)ハース	水戸市元吉田町 1250 番地 15	029-247-8000
78	110	(有)オオトシ	水戸市飯島町 475 番地	029-255-0955
79	111	カシマ工業	銚田市勝下 1573 番地 33	0291-37-3047
80	112	富士桜設備工業	稲敷郡美浦村布佐 1876 番地 42	0120-39-3241
81	113	藤設工業(株)	ひたちなか市小砂町 1 丁目 2 番地 1	029-275-0193
82	114	(株)那城工業	東茨城郡城里町上入野 3929 番地 1	029-239-3508
83	115	小林住宅設備	東茨城郡茨城町小幡 1474 番地	029-292-0265
84	116	Aim 工業	銚田市大竹 1710 番地 9	0291-32-5500
85	117	イサカ工業(株)	那珂市後台 2346 番地 1	029-353-0016
86	118	(有)ハタ設備工業	水戸市平須町 1878 番地 5	029-241-3960
87	119	(株)モロエ設備	筑西市飯島 273 番地 1	0296-28-8785
88	120	(株)コウリョウ	東茨城郡茨城町前田 1065 番地 1	029-292-2367
89	121	(株)ノーブルテック	水戸市元石川町 260 番地 27	029-304-5070
90	122	(有)アクツ設備	常陸大宮市小倉 1830 番地	0295-53-0858
91	123	高柳設備エンジニアリング	銚田市安房 223 番地 1	0291-33-4538
92	124	(株)井上設備工業	東茨城郡大洗町磯浜町 375 番地	029-267-5284
93	125	内野設備工業	笠間市市野谷 1356 番地 41	0299-45-5517
94	126	AQUA	銚田市箕輪 1696 番地 4	0291-37-2264
95	127	水研工業(株)	石岡市東光台二丁目 2 番 3 号	0299-26-3000
96	128	(株)カシマ商事	神栖市溝口 1705 番地の 3	0299-96-7854

8-5 一般廃棄物収集運搬許可業者一覧

(許可期限：令和6年3月31日まで)

番号	業 者 名	住 所	電 話
1	上原運輸(有)	銚田市銚田 1501-2	0291-32-2323
2	小野運送(有)	銚田市上沢 614-1	0291-39-2429
3	(有)カワノ商事	行方市三和 584	0291-35-3766
4	北関東通商(株)	水戸市東前三丁目 234	029-269-2033
5	(有)榊原商店	潮来市潮来 7166	0299-63-1726
6	高橋古物商店	銚田市野友 1480-2	0291-32-2684
7	(株)出久根運送	銚田市下富田 805-5	0291-36-3804
8	(公社)銚田市シルバー人材センター	銚田市当間 1989	0291-32-4448
9	丸善エコアース(有)	行方市羽生 673-2	0299-57-0530
10	(有)川上産業	大洗町五反田 11-1	029-267-2829
11	(株)旭環境	銚田市勝下 770	0291-37-0550
12	(株)石崎商事	銚田市玉田 1047-4	0291-37-3966
13	(株)茨城県クリニック・クリーン協会	水戸市鯉淵町 1-5	029-259-7200
14	(株)鹿島ガーデン	鹿嶋市宮中六丁目 6 番 9 号	0299-83-3111
15	Jカンパニー(株)	鹿嶋市鉢形台 1 丁目 1 番地 4	0299-94-5677
16	(有)大洋土づくりセンター	銚田市梶山 2016-1	0291-39-6770

8-6 し尿汲み取り・浄化槽清掃許可業者一覧

(許可期限：令和6年3月31日まで)

番号	地区	業 者 名	住 所	電 話
1	旭・銚田	(株)旭環境	銚田市勝下 770	0291-37-0550
2	旭・銚田	(株)石崎商事	銚田市玉田 1047-4	0291-37-3966
3	銚田	(有)うろこ清掃社	銚田市銚田 1582-1	0291-33-6115
4	銚田・大洋	星野環境衛生社	銚田市上富田 1695	0291-36-2092
5	大洋	(有)赤名エンジニアリング	行方市両宿 1093-5	0291-35-3076
6	大洋	(有)大洋衛生クリニック	銚田市飯島 90-3	0291-39-4767
7	大洋	(有)フレンドリー	銚田市大蔵 1008	0291-39-6186
8	大洋	(有)嘉兵衛	銚田市大蔵 1335-65	0291-39-7127
9	大洋	(有)石岡衛生	石岡市東大橋 719	0299-26-4594

8-7 ごみ焼却施設

市名・組合名 (構成市町)	所在地	規模 t/日	処理方式	供用開始年
銚田市	銚田市串挽2126	40	機・バ	H5
大洗, 銚田, 水戸環境組合 (大洗町・銚田市・水戸市)	大洗町成田町4287	90	連続	H4

8-8 粗大ごみ処理施設

市名・組合名 (構成市町)	所在地	規模 t/日	処理方式	供用開始年
大洗, 銚田, 水戸環境組合 (大洗町・銚田市・水戸市)	大洗町成田町4287	30	併用	H4

※注 「併用」は、可燃性、不燃性粗大ごみを併せて破砕処理する施設

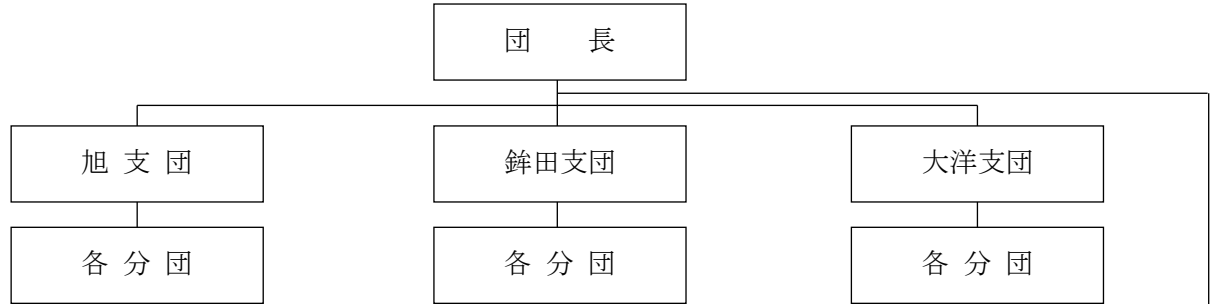
8-9 し尿処理施設

市名・組合名 (構成市町)	所在地	規模 kℓ/日	処理方式	供用開始年
銚田市	銚田市白塚681-25	39	高・膜	H12
	銚田市大蔵171-1	20	高・脱	H6
大洗, 銚田, 水戸環境組合 (大洗町・銚田市・水戸市)	大洗町成田町4287	80	標・脱	S58

※注 「高・膜」は、高負荷膜処理方式、「高・脱」は、高負荷脱窒素処理方式
「標・脱」は、標準脱窒素処理方式

9 消防・危険物等施設に関する資料

9-1 消防団組織図



旭支団	鉾田支団	大洋支団																																																																																		
副団長兼支団長 副支団長	副団長兼支団長 副支団長	副団長兼支団長 副支団長																																																																																		
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">上釜分団</td><td style="width: 50%;">湯坪分団</td></tr> <tr><td>沢尻分団</td><td>常磐分団</td></tr> <tr><td>荒地分団</td><td>造谷分団</td></tr> <tr><td>中央分団</td><td>下鹿田分団</td></tr> <tr><td>玉田分団</td><td>上鹿田分団</td></tr> <tr><td>子生分団</td><td>飯田分団</td></tr> <tr><td>勝下新田分団</td><td>大沼分団</td></tr> <tr><td>冷水分団</td><td>田崎分団</td></tr> <tr><td>勝下分団</td><td>上太田分団</td></tr> <tr><td>樺山分団</td><td>下太田分団</td></tr> <tr><td>滝浜分団</td><td>箕輪分団</td></tr> </table>	上釜分団	湯坪分団	沢尻分団	常磐分団	荒地分団	造谷分団	中央分団	下鹿田分団	玉田分団	上鹿田分団	子生分団	飯田分団	勝下新田分団	大沼分団	冷水分団	田崎分団	勝下分団	上太田分団	樺山分団	下太田分団	滝浜分団	箕輪分団	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">鉾田第一分団</td><td style="width: 50%;">徳宿本郷分団</td></tr> <tr><td>鉾田第二分団</td><td>東野分団</td></tr> <tr><td>塔ヶ崎分団</td><td>大戸分団</td></tr> <tr><td>桜本分団</td><td>舟木分団</td></tr> <tr><td>安房分団</td><td>当間分団</td></tr> <tr><td>靱負分団</td><td>寄居分団</td></tr> <tr><td>上諏訪分団</td><td>新里分団</td></tr> <tr><td>柏熊分団</td><td>鳥栖分団</td></tr> <tr><td>畑田分団</td><td>下富田分団</td></tr> <tr><td>小高根分団</td><td>上富田分団</td></tr> <tr><td>田中分団</td><td>藤沼分団</td></tr> <tr><td>安塚分団</td><td>大和田分団</td></tr> <tr><td>青山分団</td><td>菅野谷分団</td></tr> <tr><td>美原分団</td><td>大川分団</td></tr> <tr><td>大竹分団</td><td>紅葉分団</td></tr> <tr><td>岡堀米分団</td><td>串挽分団</td></tr> <tr><td>下荒地分団</td><td>高田分団</td></tr> <tr><td>白塚分団</td><td>堀之内分団</td></tr> <tr><td>飯名分団</td><td>野友分団</td></tr> <tr><td>秋山分団</td><td>半原分団</td></tr> <tr><td>石八戸分団</td><td>借宿分団</td></tr> <tr><td>徳宿分団</td><td>青柳分団</td></tr> </table>	鉾田第一分団	徳宿本郷分団	鉾田第二分団	東野分団	塔ヶ崎分団	大戸分団	桜本分団	舟木分団	安房分団	当間分団	靱負分団	寄居分団	上諏訪分団	新里分団	柏熊分団	鳥栖分団	畑田分団	下富田分団	小高根分団	上富田分団	田中分団	藤沼分団	安塚分団	大和田分団	青山分団	菅野谷分団	美原分団	大川分団	大竹分団	紅葉分団	岡堀米分団	串挽分団	下荒地分団	高田分団	白塚分団	堀之内分団	飯名分団	野友分団	秋山分団	半原分団	石八戸分団	借宿分団	徳宿分団	青柳分団	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">第1分団</td><td style="width: 50%;">第9分団</td></tr> <tr><td>第2分団</td><td>第10分団</td></tr> <tr><td>第3分団</td><td>第11分団</td></tr> <tr><td>第4分団</td><td>第12分団</td></tr> <tr><td>第5分団</td><td>第13分団</td></tr> <tr><td>第6分団</td><td>第14分団</td></tr> <tr><td>第7分団</td><td>第15分団</td></tr> <tr><td>第8分団</td><td>第16分団</td></tr> </table> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">本部女性分団</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">本部市役所消防隊</div> </div>	第1分団	第9分団	第2分団	第10分団	第3分団	第11分団	第4分団	第12分団	第5分団	第13分団	第6分団	第14分団	第7分団	第15分団	第8分団	第16分団
上釜分団	湯坪分団																																																																																			
沢尻分団	常磐分団																																																																																			
荒地分団	造谷分団																																																																																			
中央分団	下鹿田分団																																																																																			
玉田分団	上鹿田分団																																																																																			
子生分団	飯田分団																																																																																			
勝下新田分団	大沼分団																																																																																			
冷水分団	田崎分団																																																																																			
勝下分団	上太田分団																																																																																			
樺山分団	下太田分団																																																																																			
滝浜分団	箕輪分団																																																																																			
鉾田第一分団	徳宿本郷分団																																																																																			
鉾田第二分団	東野分団																																																																																			
塔ヶ崎分団	大戸分団																																																																																			
桜本分団	舟木分団																																																																																			
安房分団	当間分団																																																																																			
靱負分団	寄居分団																																																																																			
上諏訪分団	新里分団																																																																																			
柏熊分団	鳥栖分団																																																																																			
畑田分団	下富田分団																																																																																			
小高根分団	上富田分団																																																																																			
田中分団	藤沼分団																																																																																			
安塚分団	大和田分団																																																																																			
青山分団	菅野谷分団																																																																																			
美原分団	大川分団																																																																																			
大竹分団	紅葉分団																																																																																			
岡堀米分団	串挽分団																																																																																			
下荒地分団	高田分団																																																																																			
白塚分団	堀之内分団																																																																																			
飯名分団	野友分団																																																																																			
秋山分団	半原分団																																																																																			
石八戸分団	借宿分団																																																																																			
徳宿分団	青柳分団																																																																																			
第1分団	第9分団																																																																																			
第2分団	第10分団																																																																																			
第3分団	第11分団																																																																																			
第4分団	第12分団																																																																																			
第5分団	第13分団																																																																																			
第6分団	第14分団																																																																																			
第7分団	第15分団																																																																																			
第8分団	第16分団																																																																																			

9-2 消防団管轄区域及び団員数

(令和4年4月1日現在)

支 団 名	管 轄 区 域	団 員 数
団長	全域	1
旭支団	合併前の旭村の区域	253
鉾田支団	合併前の鉾田町の区域	686
大洋支団	合併前の大洋村の区域	243
本部女性分団		20
本部市役所消防隊	建物火災；全域，建物火災以外；旧鉾田小学校区	20

9-3 消防団担当地区

団 名	分 団 名	担 当 地 区
旭支団	上釜	上釜区 上釜
	沢尻	沢尻区 沢尻
	荒地	荒地区 荒地
	中央	三和区 造谷第三区 玉田の一部 造谷の一部
	玉田	玉田区 野田区 玉田の一部
	子生	子生区 子生第二区 子生
	勝下新田	勝下新田区 西勝下区 勝下新田 縦山の一部
	冷水	冷水区 冷水
	勝下	勝下区 勝下
	縦山	縦山区 縦山
	滝浜	滝浜区 滝浜新田区 滝浜
	湯坪	柏熊新田区 湯坪区 柏熊新田 湯坪
	常磐	常磐第一区 常磐第二区 常磐
	造谷	造谷第一区 造谷第二区 造谷の一部
	下鹿田	下鹿田区 鹿田の一部
	上鹿田	上鹿田区 鹿田の一部
	飯田	飯田区 鹿田の一部
	大沼	大沼区 鹿田の一部
	田崎	田崎区 和岡区 大神区 田崎
	上太田	上太田区 上太田
下太田	下太田区 下太田	
箕輪	箕輪東区 箕輪西区 箕輪	

団名	分団名	担当地区	
銚田支団	銚田第一分団	旧銚田地区 桜本 七軒町 横町 古宿 新町 旭町 御城 仲須 西町 本橋町 上宿 昭和町 本町 塔ヶ崎	
	銚田第二分団		
	桜本分団		
	塔ヶ崎分団		
	安房分団	旧諏訪地区 安房南 安房北 安房高野 靱負 上諏訪 柏熊	
	靱負分団		
	上諏訪分団		
	柏熊分団		
	畑田分団	旧新宮地区 畑田 玄生 小高根 宮内 安塚 田中 青山 大竹 美原 岡堀米 下荒地 白塚	
	小高根分団		
	田中分団		
	安塚分団		
	青山分団		
	美原分団		
	大竹分団		
	岡堀米分団		
	下荒地分団		
	白塚分団		
	飯名分団		旧徳宿地区 飯名 秋山 駒木根 徳宿新田 徳宿本郷 東野 南野 石八戸 額相 大戸 舟木
	秋山分団		
	石八戸分団		
	徳宿分団		
	徳宿本郷分団		
	東野分団		
	大戸分団		
	舟木分団		
	当間分団	旧巴地区 紅葉 大川 菅野谷 大和田 上富田 藤沼 下富 田 鳥栖本郷 鳥栖新田 新里 寄居 当間 坂戸	
	寄居分団		
	新里分団		
	鳥栖分団		
	下富田分団		
	上富田分団		
	藤沼分団		
	大和田分団		
	菅野谷分団		
	大川分団		
	紅葉分団		
	串挽分団		旧秋津地区 高田 串挽上 串挽下 堀の内 野友 半原 西 半原 借宿新田 栗野 借宿 須賀 青柳 郡境
	高田分団		
	堀之内分団		

団名	分団名	担当地区
	野友分団	
	半原分団	
	借宿分団	
	青柳分団	
大洋支団	第1分団	上幡木
	第2分団	中居
	第3分団	札・江川
	第4分団	大蔵（田塚）
	第5分団	阿玉（東原）
	第6分団	梶山（和田）
	第7分団	二重作
	第8分団	台濁沢（賀山・小角台）
	第9分団	汲上の一部（上宿・椎の内・別所釜）
	第10分団	汲上の一部（下宿・町山・武与釜）
	第11分団	上沢の一部（上沢・荒地・組塚）
	第12分団	上沢の一部（田子沼・高釜）
	第13分団	飯島の一部（京知釜）
	第14分団	飯島
	第15分団	上幡木の一部（塚釜・下沢）
	第16分団	青山・梶山の一部（吾妻原）・二重作の一部（金並）

9-4 民間防火組織の状況

1 幼年消防クラブ

(令和4年4月1日現在)

番号	名 称	結成年月日	クラブ員数		
			男	女	計
1	旭保育園幼年消防クラブ	S 60. 4. 20	26	28	54
2	串挽保育園幼年消防クラブ	S 59. 7. 20	32	19	51
3	青山こども園幼年消防クラブ	S 60. 4. 20	51	39	90
4	とりのす保育園幼年消防クラブ	S 61. 6. 1	31	29	60
5	あかつき保育園幼年消防クラブ	H 29. 5. 1	16	12	28
6	大洋保育園幼年消防クラブ	S 60. 4. 20	26	27	53
合計	6クラブ		182	154	336

2 少年消防クラブ

(令和3年4月1日現在)

番号	名 称	結成年月日	クラブ員数		
			男	女	計
1	横町少年消防クラブ	H 5. 5. 1	9	6	15
合計	1クラブ		9	6	15

9-5 危険物施設等の現況

(令和4年3月31日現在)

種 類	箇 所 数	
貯 蔵 所	屋 内	6
	屋外タンク	14
	屋内タンク	0
	地下タンク	29
	簡易タンク	1
	移動タンク	24
	屋 外	0
取 扱 所	給 油	50
	第1種販売	0
	第2種販売	0
	移 送	0
	一 般	22
合 計	146	